

東日本大震災津波における 岩手県の住宅復興



令和5年3月

岩手県県土整備部建築住宅課

はじめに

本県を含む東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災津波から 12 年が経過しました。不幸にしてお亡くなりになられた方に衷心からお悔やみ申し上げますとともに、依然行方不明の方、様々なかたちで被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。震災を契機として特に沿岸部においては多くのものが失われてしまいましたが、同時に世界中の方々からの御支援による絆を始め、新たに生まれ変わったインフラ等、様々なものも数多く得ることになりました。

一方で、震災以前から進行していた人口減少、少子高齢化の動きは、特にここ東北でいち早く進んでいます。生活の基本衣食住の一つを担う住宅行政は、ハード面での復興に目途がたった今こそ、こうした社会的課題に全国に先駆けて取り組んでいく必要があり、災害公営住宅の整備や自力再建に係る事業の完了をもって一つの節目と考えています。

この記録は、被災直後から災害公営住宅の整備完了までの住宅復興に係る事業を振り返り記録することで、本県の住宅の復興に携わってくださった多くの方々に謝意を表するとともに、将来再び来る災害に備えるための一助となることを目的として編纂しました。東日本大震災津波の後にも全国各地で様々な災害がたて続けに発生しており、本県からも微力ながら被災地の支援を行わせていただいておりますが、災害はいつどこで発生するか分かりません。本県の復興における経験や反省が、今後の災害復興に少しでも役立つことになれば幸いです。

結びに、復興を御支援いただいた被災地地権者の皆様、建築関係事業者の皆様、御指導御協力をいただいた国土交通省、復興庁、県内市町村の皆様と全国自治体応援職員の皆様、他関係する全ての皆様に改めて感謝を申し上げます。

令和5年3月

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長

小野寺 哲志



目次

はじめに

岩手県の住宅復興のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第1章 発災から応急仮設住宅まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

- 1-1 発災と被害状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 1-2 被災建築物応急危険度判定活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 1-3 建築基準法第85条区域指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 1-4 既存住宅ストックの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 1-5 応急仮設住宅の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 1-6 応急仮設住宅の管理と解体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2章 災害公営住宅の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

- 2-1 住宅復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2-2 災害公営住宅の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2-3 復興交付金と市町村との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2-4 最初の団地の着工まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2-5 発注方法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2-6 施工確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2-7 戸数の調整と計画上の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2-8 入居者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2-9 内陸避難者のための整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 自力再建支援等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

- 3-1 住宅相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3-2 補助の拡充（生活再建住宅支援事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3-3 住宅再建相談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3-4 地域型復興住宅推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3-5 様々な住宅情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3-6 民間賃貸住宅の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3-7 関係機関との会議、意見交換等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第4章 震災復興を振り返って	18
4-1 今後の課題	18
4-2 震災復興の成果	19
4-3 寄稿～建築住宅課総括課長等から	20
附章 資料集	34
資料1 応急仮設住宅整備・解体の推移	34
資料2 応急仮設住宅図面	35
資料3 応急仮設住宅チェックリスト等	41
資料4 応急仮設住宅団地一覧	44
資料5 災害公営住宅整備の推移	55
資料6 県営災害公営住宅団地別データ	56
資料7 災害公営住宅団地一覧（市町村営含む）	87
資料8 住宅再建相談会配布資料	97
資料9 各種公表資料	103
資料10 建築住宅課・振興局建築指導課への派遣職員一覧	127

岩手県の住宅復興のあゆみ

H23.3.11	14:46 地震発生、沿岸部で津波発生
H23.3.14	プレハブ建築協会に応急仮設住宅建設要請
H23.3.19	応急仮設住宅の建設着手（陸前高田市・釜石市）
H23.4.1	被災者向け住宅相談専用ダイヤル「住まいのホットライン」開始
H23.4.9	応急仮設住宅への入居開始（陸前高田市）
H23.4.11	応急仮設住宅着工 2,500 戸、完成 36 戸
H23.4.18	応急仮設住宅建設事業者公募の記者発表
H23.5.24	高齢者等サポート拠点・グループホーム型仮設住宅設置について記者発表
H23.8.11	岩手県の応急仮設住宅 13,984 戸全て完成
H23.10.6	岩手県住宅復興の基本方針を策定
H24.4.10	岩手県地域型復興住宅推進協議会の地域住宅生産者グループ出発式
H24.6.14	災害公営住宅の建設着手（釜石市平田地区）
H24.9.10	災害公営住宅の整備に関する方針を策定
H24.12.10	災害公営住宅への入居開始（大船渡市盛中央団地）
H25.3.23-24	初めて「住まいの展示相談会」を開催（大船渡市リアスホール）
H25.3.25	県事業として初となる災害公営住宅完成（野田村門前小路第 1 地区）
H25.8.29	「岩手の住宅復興を考える」講演会開催（プラザおでって）
H27.1.28	県内初の校庭からの仮設住宅撤去（宮古市立田老第三小学校）
H28.1.25	内陸部への災害公営住宅整備のための意向調査実施を記者発表
H28.6.3	応急仮設住宅改修計画改訂の記者発表
H28.8.30	台風第 10 号により応急仮設住宅で床上浸水等の被害
H30.3.9	初の内陸災害公営住宅が完成（盛岡市備後第 1 アパート）
R1.11.15	大槌町赤浜地区 7 戸が完成し、沿岸部は全て完成
R1.12.31	宮古以南の市町村で初めて大船渡市での応急仮設住宅撤去完了
R3.2.11	盛岡市南青山アパートの完成式開催、岩手県内の災害公営住宅 5,833 戸全て完成
R3.3.31	応急仮設住宅の供与終了
R3.7.31	応急仮設住宅 13,984 戸全ての撤去等完了
R3.10.20	陸前高田市に応急仮設住宅を利用した仮設住宅体験館が開設
R5.3.10	東日本大震災津波による被災建築物の確認申請等手数料の免除対象期間が終了

第1章 発災から応急仮設住宅まで

1-1 発災と被害状況の把握

第1章では、「東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～」¹⁾を要約し、初期の住宅行政における取組に触れる。

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする県内で最大震度6弱の地震が発生。直後に発生した津波により、特に沿岸部では壊滅的な被害を被った(写真1)。

県建築住宅課では公営住宅等被害状況の情報収集を開始したが、津波や大規模な停電により多くの市町村で通信不通となり、実際に車で現地に行くにも道路の寸断やガソリン不足等で調査は難航、被害状況の取りまとめは同年5月18日までの期間を要した。

1-2 被災建築物応急危険度判定活動

内陸部では地震の揺れによる建築物被害が生



写真1 陸前高田市内の被災状況

じ、奥州市、一関市及び北上市では応急危険度判定を実施した。この判定は、地震により多くの建築物が被災した場合、後に残った建築物の安全性を応急的に被災建築物応急危険度判定士が確認し、その後の余震等による二次的被害を防止し住民や救助活動の安全の確保を図るため、赤(危険)・黄(要注意)・緑(調査済)色の紙を現場に貼付け表示するものである。

3月11日本震においては、14日間で306棟を判定(うち赤色判定14.7%)、4月7日余震については、15日間で766棟の判定(うち赤色判定16.0%)を行った。また、判定活動は県及び市職員と民間建築士により、一関市では延べ166人、北上市では延べ16人、奥州市では延べ41人の合計延べ223人により行われた。

表1 応急危険度判定の結果(3/11本震と4/7余震)

市町村	件数計	危険度			延べ人数	
		危険 赤	要注意 黄	調査済 緑		民間 判定士
一関	756	113	336	307	166	14
北上	33	11	16	6	16	0
奥州	283	44	93	146	41	0
合計	1,072	168	445	459	223	14

1-3 建築基準法第85条区域指定等

発災直後から建築基準法第85条の区域指定²⁾の検討を行った。上記応急危険度判定の状況等から、内陸部でも一定の被害があることを鑑み、区域は岩手県全域とすることとなった。

また、被災建築物の再建に資するため、平成23年8月26日付けで建築確認等に係る手数料免除基準³⁾を制定し、以後令和5年3月10日まで対象期間を1年毎に延長し運用している。

1-4 既存住宅ストックの対応

東日本大震災津波を機に応急仮設住宅の民間賃貸借上げ利用（いわゆる「みなし仮設」⁴⁾）は脚光を浴びるが、元来災害救助法で認められた制度であり、県でも（社）岩手県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会岩手県本部（いずれも現在は（一社））に対し、平成22年に締結した協定に基づく依頼文を3月12日には発出した。

また、公営住宅や雇用促進住宅の空き住戸についてもリストアップし、使用可能な235戸について被災者向け募集を開始した。この際、入居確認に必要な罹災証明書に代わり住民基本台帳で住所地を確認することで済ませられるよう、条例改正⁵⁾も行っている。

内陸部の公営住宅空き住戸については、極力沿岸部で復興できるようにとの考えにより、あくまで一時避難所として提供するものとした。

1-5 応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅（建設型仮設住宅）⁶⁾は、災害救助法に基づき非常災害に際して応急的に必要な救助を行うものである。災害により住宅を失った被災者は、応急的に避難所に避難するが、避難所は災害直後に一時的に滞在するものであっ

て、これを早期に解消し一時的な居住の安定を図るため簡易な住宅が仮設される。この趣旨から同法により戸当たり面積や費用の限度額等が定められている。

発災翌日の3月12日に（社）プレハブ建築協会（現在は（一社））に対して建設準備を指示し、14日に当面の建設戸数を8,800戸（場所未定）として建設を要請した。この戸数は避難想定世帯数の約半数という試算だったが、後に避難想定世帯数の8割が仮設住宅を希望すると想定し15,000戸必要と修正した。

3月16日から釜石市及び陸前高田市で建設用地の現地調査を開始、翌17日には被害の甚大な陸前高田市第一中学校グラウンド（写真2）を第1弾とする決定をし、国土交通省経由で発表した。当該団地は3月19日に被災地第1弾として、釜石市昭和園グラウンドとともに着工している。

当初はプレハブ建築協会規格建築部会からのリースのみを想定していたがそれだけでは足りず、同部会からの買取や、住宅部会からの買取も行い、後には21社の公募業者から買取（写真3）も併せて行ったため、全整備戸数13,984戸の中には様々な仕様が並ぶこととなった。な



写真2 プレハブ型の仮設住宅（陸前高田市）

お、仮設住宅の買取は条例（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）に基づく議会の議決事項であったが、緊急性を鑑みて県管財課等と協議し、議決を不要とする条例改正⁷⁾を行っている。

整備が佳境に入ってくると、団地毎の工程の差によって、縄張り検査（建物の位置を決めるための検査）、中間検査、完成検査が錯綜することになり、現場へ出かける班は毎日朝から晩までこれらをこなす（本県は県庁所在地盛岡から沿岸被災地まで車で概ね2時間かかる）、さらに事務所には専属で現場検査のスケジュールリングを担当する者も必要だった。班構成は基本的には本県建築職員を班長として電気職、機械職が最低1名は入る3～5名程度を1班とした。他県からの応援職員（本県から設備職を要請したため応援職員は設備職が多かった）は主に現場を担当し、スケジュールリング等所内事務をURの応援職員に依頼していた。また、盛岡と沿岸の間である遠野（遠野から釜石・大船渡・陸前高田は1時間前後で行ける）に現場検査基地を設け、ここに建築職員とUR職員を配置し現場対応が円滑に行えるよう体制を整えた。

整備後半には入居者や市町村等の要望等に応



写真 3 木造戸建て型の仮設住宅（陸前高田市）

じ、グループホーム・サポート拠点型仮設、コミュニティ配慮型仮設を整備し、8月11日全戸完成後も、スロープ、外断熱、外物置、舗装等の追加工事を実施している。

1-6 応急仮設住宅の管理と解体

応急仮設住宅は建築基準法の規定により存続期間が定められているが、これを超えて存続するために存続中は定期的に点検等を行い、建築基準法に基づく仮設許可を延長する措置をとっている。

この際には安全上、衛生上の支障が無いことを点検しており、かつ通常用いられる木杭を鋼製床束で補強する改修工事（写真4）も平成27年度から実施したが、今般の応急仮設住宅は長期（震災後9年以上）にわたり存続したことから、度々暴風雨等の被害に見舞われた。

平成25年7月26日からの大雨では団地の法面崩壊、平成26年2月15日からの沿岸の大雪では庇や窓ガラスの破損が生じた。平成28年8月30日には台風第10号が大船渡市付近に上陸、多くの団地で床上浸水や雨漏れ等が発生した。さらに平成30年10月7日の台風第25号暴風、令和元年10月12日の台風第19号豪雨等でも被害を被っている。

本県では、応急仮設住宅の日常的な維持修繕を「応急仮設住宅保守管理センター」として一般財団法人岩手県建築住宅センターに委託していたことから、上述の災害時においても同センターにより修繕等の対応が行われた。

その後入居者の退去に従い、順次解体を進めており、令和3年7月末には全13,984戸が

解体されるとともに、旧学校グラウンド等における復旧工事も完了した。

-
- 1) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/tsunami/1010325.html>
 - 2) 第 85 条「非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの（略））内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は（略）応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。」とする区域。
 - 3) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/kijun/1010398.html>
 - 4) 「みなし仮設（借上型仮設住宅）」、「応急仮設住宅（建設型仮設住宅）」の名称については、令和元年内閣府告示の改正（令和元年内閣府告示第 89 号）により、それぞれ「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」に改称されているが、本稿においては建設型の仮設住宅に対し当時の呼称である「応急仮設住宅」を用いている。
 - 5) 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成 23 年 3 月 16 日岩手県条例第 20 号）
 - 6) 3) 参照。
 - 7) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年 4 月 28 日岩手県条例第 44 号）



写真 4 仮設住宅の鋼製床束による補強

第2章 災害公営住宅の整備

2-1 住宅復興の基本方針

応急仮設住宅に入居した被災者に対し、平成23年7月と12月に今後の居住先の希望等についてアンケート調査を実施し、それぞれ8月と翌年2月に公表した。この結果を踏まえ、災害公営住宅の供給計画を包含した「岩手県住宅復興の基本方針」⁸⁾を策定し平成23年10月に公表している。

同方針では被災者向け住宅として公営住宅を4,000～5,000戸、民間持家住宅を9,000～9,500戸、民間賃貸住宅を3,000～3,500戸と見込み、それぞれに講じるべき対策等を検討している。

2-2 災害公営住宅の整備に関する方針

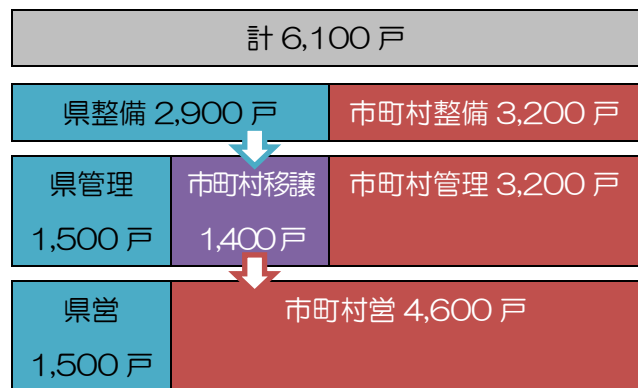
災害公営住宅⁹⁾とは、公営住宅法に基づき、一定規模以上の災害があった場合において災害により滅失した住宅に居住していた被災者に賃貸するために供給される公営住宅である。一般の公営住宅に比べ、国庫補助率引上げ等の特例を受けられ、通常の補助率が1/2のところ、一般災害の場合は2/3、激甚災害の場合は3/4、東日本大震災の場合は7/8に嵩上げされている。

県では、応急仮設住宅の整備に見通しが立った後、災害公営住宅の整備にあたり平成24年9月に「災害公営住宅の整備に関する方針」¹⁰⁾を取りまとめ公表した（附章 資料集 p.110）。

この方針では、まず県と市町村の役割分担を定めた。県は広域的に被災者を受け入れる必要があることから、より早く十分な戸数を（＝大規模な共同住宅型を主に）建設すること、市町村は地域の個別のニーズを重視する必要があることから、集落ごとに対応した戸数を（＝小規模、戸建て等で）建設することが示された。

また、建設・管理戸数についても方針決定し、約6,100戸の需要（当時）に対し半数弱の約2,900戸を県が整備、そのさらに半数の約1,500戸を県管理、残りは市町村に管理を移譲することとした（表2）。沿岸11市町村では移譲分と自前整備分とを合わせ約4,600戸の管理戸数増となった（当時）。

表2 災害公営住宅整備・管理の役割分担



また、建設場所や運営については、「津波被災地には原則として建設しない」¹¹⁾、「高齢者等に配慮し国の参酌基準以上とした『岩手県災害公営住宅設計基準』を定める」、「募集・選定に配慮する」、「家賃や入居後のコミュニティにも配慮する」こととされ、その後現在に至る政策方針に反映されている。

更には、整備の早急化に向けた取組として、設計・施工一括発注方式や敷地提案型買取方式

等がこの時点で検討されているが、これについては後述する（2-5 発注方法の検討）。

2-3 復興交付金と市町村との協議

平成 23 年 6 月の東日本大震災復興基本法の施行、平成 24 年 2 月の復興庁発足を経て、東日本大震災復興交付金を活用するための復興交付金事業計画を策定し、平成 24 年 3 月には復興交付金第 1 回交付可能額通知が行われた。

災害公営住宅の整備ではこの復興交付金が活用されているが、東日本大震災復興特別区域法においては、「特定地方公共団体である市町村」と「共同で迅速な被災地復興のための事業を実施する特定都道府県」という位置付けがなされている。このため、供給計画の策定や事業実施地区の選定にあたっては、県・市町村間で整備に係る協議・合意を明確にして事業執行する必要があり、各市町村と供給計画について、市町村全戸数に係る覚書、並びに団地毎の協定を締結していくこととなった（全戸市町村で整備する久慈市、一関市、岩泉町、洋野町を除く）。

また、2-2 で触れたとおり、一部の団地については市町村に譲渡、あるいは市町村から県への委託という形態で整備を進めることとなったが、事務費の取り決めや起債の取り扱い等に係る協議については、現場の実務と並んで多大な事務作業を伴うものとなった。

2-4 最初の団地の着工まで

災害公営住宅の整備にあたっては、その前段

の応急仮設住宅のときと同等以上に、用地探しが肝要であった。応急仮設住宅の段階で市町村はある程度災害公営住宅のことも想定して用地選定を進めたが、初期には自衛隊駐留地やがれき置き場として、その後は防災集団移転促進事業やかさ上げ、区画整理等の宅地整備事業との兼ね合いで、平地の少ない本県沿岸部での用地探しは容易なことではなく、様々な方法で用地情報を募っていった（附章 資料集 p.109）。

県有地等を建設地とする箇所では平成 24 年 1~3 月頃から用地測量に着手、順次設計、施工に着手している。平成 23 年 12 月 26 日には、県が整備する災害公営住宅の第 1 弾となる「県営平田アパート」等の建設決定が報道発表され、平成 24 年 6 月 14 日、同敷地内において着工式を開催した（図 1）。

2-5 発注方法の検討

平成 23 年 11 月頃からは、国の直轄調査により災害公営住宅の発注方法の検討等が行われ、整備の迅速化を目指して工事発注に関し新たな方法を採用することとした。



図 1 災害公営住宅（釜石市平田地区）建設工事
着工式パンフレット

「設計施工一括発注方式」は、従来別々に入札等の手続きを行う、設計者と施工者を一括して選定する方法で、直接建設方式に比べて手続きや設計・工事期間を短縮することができた。県が整備した宮古市・大船渡市等 17 団地で採用している。

「買取方式」は、公募した事業者が設計・施工を行い完成した公営住宅を県が買い取る方法（財産取得）で、設計施工一括発注方式と比較して監理業務は省略できる利点がある（ただし、品質確保の点から随時の検査や記録の確認、買取検査の厳格さは必要となる）。この方式の一環として、UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）との協定を締結して整備した団地もある。県が整備した 2 団地のほか、市町村においても田野畑村、山田町、大槌町、釜石市等 121 団地で採用された。

「敷地提案型買取方式」は、用地の確保が困難な地域において公募事業者に敷地の提案と設計・施工を併せて求める方式で、用地・建物をそれぞれ県が買い取るものであり、事業期間を最も短縮できたと方式と考えられる。県整備の宮古市内 6 団地において採用している。

買取・敷地提案型買取方式の具体的な流れであるが、求める仕様の確定（市町村譲渡の場合は市町村との協議も）の後に公募型プロポーザルを実施し、事業者選定時に基本協定締結（本来は完成後売買契約時の議決であるが、県議会復興特別委員会からの申し入れにより着手前に議会の議決を求めることとされた）、その後着工し完成後、検査と金額確定を経て、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明、売買契約（敷地提案型の場合は土地登記も）、鍵引渡しとなる。工期自体が 1 年位の規模である場合、事前協議

から引渡しまでに 2 年程度（工期+1 年）を要している。

2-6 施工確保対策

平成 25 年頃には、道路、防潮堤等土木系復興事業とも重なり、資材及び作業員の業界全体での不足と建設費の高騰が顕著となってきた。これに伴い、工事の遅延や入札の不調が相次ぐようになった。

標準建設費とは、公営住宅の補助対象費用限度額として国が毎年の市場価格を考慮して定めるものであるが、被災 3 県（岩手・宮城・福島）については、単価上昇分の上乗せが随時行われている。

また、遠方から施工支援に入る作業員の宿舍の確保のため、建設事業者は現地に宿舍を建設していったが、発注側においても宿舍等に係る間接費の計上を行うことによりこの動きを支援した。

入札の不調は、事業の進捗に及ぼす影響が大きいことから、その対応が課題となったが、発注条件の緩和や見直しのほか、災害公営住宅においては、不落随契¹²⁾の弾力的な運用を図るなど、あらゆる方法を用いてこれに対処した。

2-7 戸数の調整と計画上の配慮

災害公営住宅の団地ごとの戸数については、被災者への意向調査等の結果を基に、県と市町村とが協議し、決定していたが、完成に至るまでの時間の経過とともに被災者の意向が変化し、

必要戸数が変更になることもしばしばあった。戸数の変更に対しては可能な限り応じることとし、たとえ設計完了後であっても、修正設計等により戸数調整を行った。

具体の計画にあたっては、各団地の整備水準を一定に確保することや設計期間の短縮化が必要とされたことから、県が整備する災害公営住宅の標準的な性能や仕様を定めた「岩手県災害公営住宅設計標準」を策定し、これに対応した。

各団地の計画は、敷地条件や地域特性等に応じて様々なパターンが生まれたが、全体的な特徴としては、①型別供給を基本とした住戸計画、②高齢化に対応したバリアフリー仕様、③コミュニティの観点から集会所の充実化、④新たなニーズに応じたペット対応住戸の設置、⑤地域のニーズに応じた備蓄倉庫や漁具倉庫の整備、等が挙げられる（附章 資料集 p.56～86）。

2-8 入居者への配慮

平成 24 年 12 月 10 日、大船渡市営の盛中央団地において県内で初めて災害公営住宅の入居が開始され、以降順次完成した団地への入居を開始した。

平成 25 年 5 月 27 日には県営災害公営住宅の募集等の取扱いについて知事記者会見を行い、募集は完成前に実施すること、世帯構成に応じ応募できる間取りを区分すること、募集戸数の概ね 7 割を建設地市町村枠とすること、特に所得の低い方には 10 年間、国の特別家賃低減措置制度を活用すること等を公表した。

その後家賃については、低額所得者の低減措置が縮小していくこと、収入超過者については

割増家賃が適用されることが懸念として考えられたことから、低額所得者へは従前からの減免制度を周知し、収入超過者については県管理の団地で最初に完成した県営平田アパートの近傍同種家賃を上限とする減免措置を実施する¹³⁾ため、平成 30 年 3 月に条例改正¹⁴⁾を行った。

平成 27 年度第 1 回沿岸地域公所長・県土整備部意見交換会等では、災害公営住宅入居者間のコミュニティ形成の必要性が認識されたことから、国の被災者支援総合交付金を活用しコミュニティ形成支援を行うこととした。具体的には、コミュニティ形成支援員 2 名により団地を巡回し、会合の実施や自治会設立のサポート等を行った。

2-9 内陸避難者のための整備

平成 27 年 8 月末時点で内陸みなし仮設住宅等への入居者が 723 戸 1,548 人である等、津波で被災した沿岸部を離れ内陸に避難した方々が少なくなかった。この方々の中には、既に内陸での仕事、通学、通院等があり、沿岸に戻らずそのまま内陸に留まる意向を示している世帯も多くいた（当時県調査で 31.6%）。一方で、内陸の既存公営住宅は応募倍率が高く、内陸に新たに公営住宅を整備する必要が生じていた。

しかしながら、内陸に災害公営住宅を整備するという事は、沿岸市町村からすれば人口流出を招くことにつながるため、沿岸市町村との意見交換を行い、内陸避難者に対象を限定して整備戸数の調整を行うこととした（附章 資料集 p.117）。

その後複数回の入居意向確認作業等を経て、

最終的な全県の整備戸数は、県・市町村合わせ、また沿岸・内陸含め、全 5,833 戸となった。

最終の団地は、複数の候補地の中から選定し、盛岡市南青山町に整備することが平成 29 年 7 月 18 日の知事会見で発表された。線路に近接する等厳しい敷地条件のため、UR 都市機構からの買取とし、完成時期は当初の予定から 1 年遅れ令和 2 年度となったが、入居予定者と整備計画に関する意見交換を重ねたことによって、支援センターの合築など入居者に配慮した計画となっている（写真 5、附章 資料集 p.84）。この県営南青山アパートは、令和 2 年 12 月に完成、同 3 年 2 月 11 日に完成式を開催して本県における災害公営住宅整備事業は完結した。

8) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenciku/saigai/saiken/1010349.html>

9) 本県でも初期には「災害復興公営住宅」と呼称していた時期もあるが、後年「災害公営住宅」に統一している。

10) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenciku/saigai/kouei/1010344.html>

11) その後、ソフト対策を講じることで防潮堤整備後に安全になる場所を認めることとした。

12) 公共事業では公平性の観点から競争入札が原則であるが、入札された金額が予定価格（入札の妥当性を確保するために予め定める金額）を超えてしまった場合にその中で最も安い入札者を決定者とするを、不落随契という。一般的には予定価格を超えている場合は入札をやり直すべきだが、その分時間を要してしまい災害復興の際には支障となる。

13) 公営住宅の家賃は建設費等を基に算出するが、復興期間においては建設費の高騰が生じたため、完成の遅い災害公営住宅では初期に比べより高額な割増家賃に算定された。

14) 県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則（平成 30 年 3 月 20 日岩手県規則第 5 号）



写真 5 災害公営住宅（盛岡市南青山地区）

第3章 自力再建支援等の取組

3-1 住宅相談体制の整備

被災直後、被災者や市町村からは、被災した住宅に継続して住み続けてよいか等の不安の声が寄せられたことから、相談に応じる建築技術者を無料で現地に派遣すべく、(社)岩手県建築士会と(社)岩手県建築士事務所協会(いずれも現在は(一社))に委託し「被災住宅相談緊急支援事業」を実施した。平成23年3月から5月までの間に2,395件の相談に応じている。

また、被災住宅に関する相談増加を見越して、平成23年3月15日から被災者向け住宅相談専用ダイヤル「住まいのホットライン」開設に向けた予算要求を開始し、17日には補正予算が成立した。平成23年4月1日午後3時から運用を開始し、委託事業者2名、他県からの応援者2~3名、県土地開発公社1名と県建築住宅課職員1名の専属により、同年8月5日の閉鎖までに2,006件の相談に応じている。

ホットラインによる相談は、再建に係る支援制度や、応急仮設住宅・県営住宅への入居に関



写真6 住まいの展示相談会の様子

する相談を対象とし、自宅の補修等技術的な相談とは分けることによって、より多くの相談が受けられる体制とした。

3-2 補助の拡充(生活再建住宅支援事業)

被災した住宅の早期再建に資するため、新たに補助事業を立ち上げることとし平成23年11月に補助要綱を制定、平成24年5月以降、市町村等向けの説明会を開催した。

この「生活再建住宅支援事業」は、大きく4つの細事業に分かれており、住宅ローンの利子を補助する「災害復興住宅融資利子補給補助」、被災した住宅の補修や改修を補助する「被災住宅補修等工事補助」、被災した宅地や擁壁等の復旧を補助する「被災宅地復旧支援事業」(これのみ県都市計画課所管)と、平成24年度当初予算から追加しバリアフリーや県産木材使用に補助する「復興住宅新築補助」がある。

表3 生活再建住宅支援事業令和3年度までの実績

利子補給	補修	宅地	新築
2,962	13,841	1,679	8,763(件)
430	4,062	1,615	5,365(百万円)

本事業は、国(復興庁)において被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間を令和4年4月10日まで延長したことから、加算支援金が支給される市町村での被災者を対象に、令和4年度まで支援事業を延長した。

3-3 住宅再建相談会

応急仮設住宅への入居が概ね完了した頃から、次の段階として住宅の自力再建に対する支援等について周知を図り、個別の相談に応じることで自力再建を促すため「住宅再建相談会」を開催した（附章 資料集 p.97）。

当初は県建築住宅課の主催で実施していたが、平成 29 年度からは市町村及び独立行政法人住宅金融支援機構が主催となり、さらに平成 30 年度以降は岩手県居住支援協議会¹⁵⁾と住宅金融支援機構との主催として開催してきた。開催場所についても、当初は市町村庁舎や振興局の会議室であったが、後年は仮設住宅集会所や商業施設でも行うようにした。

また、当該相談会の拡大版という位置付けで、民間事業者や関係団体等に参加頂き、住宅再建を促進するための「住まいの展示相談会」「いわて復興住宅祭」（平成 27 年度から改称）も年 1～3 回ペースで開催した（写真 6・表 4）。

表 4 住宅再建相談会等の平成 30 年度までの実績

相談会	展示相談会・住宅祭
523 回	13 回
相談者 4,286 組（展示相談会・住宅祭含む）	

3-4 地域型復興住宅推進協議会

岩手・宮城・福島の 3 県に設置された「地域型復興住宅推進協議会」は、地域の住まいの作り手である、建築士・設計事務所、工務店、専門工事業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等が連携して、住まい手と手を取り合い

ながらつくる地域にふさわしい良質で被災者の方が取得可能な価格の住宅を供給することを目的としている。岩手県では 135 の地域住宅生産者グループが登録され、平成 24 年 4 月 10 日には約 300 名が参集して出発式が行われた。

その後この取組は、国の地域型住宅ブランド化事業、地域型住宅グリーン化事業へと全国展開されている。

なお、本県の協議会は、後述する様々な県の取組を展開する具体的な組織となり被災者への支援を行っている¹⁶⁾。

3-5 様々な住宅情報の提供

県では、自力再建を目指す方々への支援として様々な情報提供の取組を実施した。

平成 26 年 6 月からは、「岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度」を創始した。先の応急仮設住宅整備時から生じていた資材不足や、復旧事業の進捗と共に顕著になってきた入札不調といった事態を鑑み、復興需要最盛期には想定された職人不足、資材不足に対応することを目指したものである。後年には被災者に対する工務店紹介、不動産情報紹介を加え、情報を欲する側が事務局に申し込めば一元的に業界団体へ紹介する体制を構築した。なお、当制度は復興の進展により平成 30 年度をもって復興交付金の充当は終了している。

表 5 マッチングサポート平成 30 年度までの実績

	工務店	不動産	職人	資材
申込	102	31	3	0
成立	30	0	1	0

マッチングサポート等により遠方から建築事業者が住宅再建に従事することになった場合、職人の宿泊施設が必要になることが見込まれたため、空室となった応急仮設住宅を用途廃止し簡易宿舎として無償貸与することとした。この「民間住宅建設事業者向け簡易宿舎貸し出し事業」は平成 26 年 11 月より開始し（附章 資料集 p.115）、平成 28 年度からは最大で 110 戸を貸与、令和元年度に事業終了した。

平成 24 年度と 25 年度には「岩手県震災復興のための住宅モデルプラン」¹⁷⁾を公募し公表した。このプラン集は「小規模災害公営住宅」「地域優良賃貸住宅」「低廉戸建住宅」「岩手県地域型復興住宅」「いわて伝統住宅」の 5 部門を設け、各事業者からの提案図面と概算工事費を示すことで、自力再建を目指す方に具体的なイメージを持っていただくことを目指した。なお、このプラン集は県ホームページで公表した他、先述の地域型復興住宅推進協議会から冊子化もされている。

さらに、上記の低廉な戸建住宅（1,000 万円程度）を実際に建設し見学会を行う事業者に補助する「岩手県低廉戸建て住宅普及促進事業」を実施し、さらに再建イメージの普及に努めた。

また、住宅再建とともに被災したまちなみへの配慮を支援する取組として、住宅の仕様やデザインの統一化等に取り組む団体に補助する「岩手県住民協力発注モデル事業」を実施し、大船渡市碁石地区の高台移転宅地（りあすの丘 写真 7）等においては各住民の希望を活かしながらも統一感ある住宅地が形成されている。

これらの取組の素地として、あるいは成果の公表として、各種講演や原稿依頼等にも対応した。

平成 25 年 8 月 29 日には県主催の「岩手の住宅復興を考える」講演会に日本建築士会連合会会長（当時）の三井所清典氏を招聘し、「復興住宅のつくり方～地域の家づくりの生業の保全」と題した御講演をいただいた（写真 8）。

同 5 月 30 日には岩手県すまい・あんしん推進協議会主催の「岩手県の住宅復興に関する講習会」、10 月 30 日 JICA 主催の「岩手県の住宅再建について」等で講師の対応を行っている他、各団体機関誌や研究機関、マスコミ、国等からの数多くの照会や原稿執筆依頼に対応しその時々状況を報告させていただいている。

3-6 民間賃貸住宅の誘導

本章で上述した自力再建（戸建て住宅再建）と第 2 章の災害公営住宅（p.9）以外に、沿岸地域では少数であったが民間賃貸住宅による住宅再建需要も想定されたことから、既往の地域優良賃貸住宅制度の災害復興版（補助率嵩上げ）を創設し民需を喚起した。

しかし、県内では一関市内等に少数整備されたものの、既往制度に伴う補助要件に対し種々の制約があるためか、思うようには活用されなかった。



写真 7 大船渡市碁石地区りあすの丘

3-7 関係機関との会議、意見交換等

発災直後から国や建築関係団体等との打合せ、協議等が綿密に行われてきたが、その一部は定例的な会議や意見交換会として継続している。

「住宅再建に係る生産者等意見交換会」は平成 25 年 2 月から、東北地方整備局の御指導の下、建築関係 8 団体（建築士事務所協会、建築士会、建設業協会、建設労働組合連合会、中小建築業協会、プレハブ建築協会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会）とオブザーバー（復興庁、UR、県庁関係部局）により平成 29 年まで 9 回開催され、復興期における資材、建設作業員、土地の確保問題について情報交換を行っている。

また、「岩手・宮城・福島 3 県の住宅復興に関する意見交換会」も東北地方整備局の主催により年 3~4 回ほど開催されており、3 県が互いの住宅復興施策を共有する有意義な場として令和 4 年度も継続されている。

15) 住宅確保に特に配慮を要する被災者や高齢者の方等の賃貸住宅への円滑な入居の促進等を協議する組織で、平成 23 年 9 月に設立。構成団体は、行政（県及び県内市町村）、宅地建物関係団体（岩手県建築住宅センター・住宅金融支援機構ほか）、福祉関係団体（岩手県社会福祉協議会・岩手県社会福祉士会）、居住支援団体等からなる。

16) 詳細は（一社）岩手県建築士事務所協会ホームページを参照。

17) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/tsunami/1010326.html>



写真 8 「岩手の住宅復興を考える」講演会

第4章 震災復興を振り返って

4-1 今後の課題

本項では、頻発する災害の復興に資することを念頭に今後の課題を総括することとする。

①発災の備え

東日本大震災津波は我々が生涯に一度経験するかどうかという未曾有の大災害であり、その初動期には一定の混乱もあった（津波被災の無かった盛岡市内でも大規模な停電や食料・ガソリン不足が生じる等、職員各自の生活にも多少の困難が生じた）ことから、日頃からの準備や訓練等を通じ、有事には円滑に初動できる心づもりが必要である。

②応急仮設住宅の準備

応急仮設住宅の用地確保や仕様決定に関しては今回ほぼゼロからの検討を余儀なくされたが、これらは平時から検討しておくことが可能と考えられる。

特にも用地に関しては、災害の種類（地震が津波か水害か等）や規模（数戸単位か数百戸か数万戸か等）に応じて利用可能な土地が一様でないと考えられるため、複数の用地候補を挙げしておくことが肝要である。

また、仕様に関しても、近年の災害により応急仮設住宅の仕様にも多くの改善が加えられており、これらを参考としながら適時仕様について検討し見直していくことが必要となっている。

③再建の検討段階

災害公営住宅及び自力（戸建住宅）再建の段階では、国の寛大な御協力を賜り従来の制度を超える措置や様々な新しい運用等を行うことができたが、そのすべてが十分に成果を上げられたかについては今後の評価もしていくことになる。具体的には、復興交付金制度の創設、応急仮設住宅の限度額引き上げや公営住宅補助率の嵩上げ、被災者の各種相談対応等は一定程度功を奏したと考えるが、賃貸住宅供給促進を図った地域優良賃貸住宅事業や、自力再建に関する補助金以外の事業については、十分に活用されたとは言いがたい部分もある。前例のない規模の災害に対し住宅行政としては可能な限りアイデア出しや事業展開に努めたが、その時々の時流や被災者の需要は一様ではなく、今後の災害復興ではまた新たな対策が望まれるだろう。

④恒久的再建への意思形成

今回の震災復興については、最終的に「避難所→応急仮設住宅→災害公営住宅又は自力（戸建住宅）再建」というルートが大多数であったとみられるが、これは本県沿岸部が主たる被災地であったことによる特性と考えられる。沿岸部では従前から持ち家志向が強く、かつリアス式地形により住宅適地が限られているため、戸建て住宅での再建を望む方が多くこれを満たすべく高台移転地の整備（防災集団移転促進事業等）に時間を要することとなり、整備の完了を待つことが困難な方等は災害公営住宅を選択するとともに、内陸部や県外への移住も必要であ

った。これが他の場所での災害であればまた異なる意向になると想定されるが、再建意向は結果として将来的なコミュニティ形成や自治体運営に少なからぬ影響を及ぼすと考えられることから、その意思形成には迅速かつ慎重な判断が求められる。

⑤ 応急かつ常設的住宅の検討

近年の災害復興においては、応急仮設住宅を当初から恒設（RC 布基礎設置）で建設することや、トレーラーハウスの活用、最初から災害公営住宅を整備すること、平時に予め建設しておく仮設住宅（平時には地域振興や移住体験住宅等に活用）等、従来の法の枠組みを超えた柔軟な対応も図られるようになってきている。

加えて、労働人口減少や脱炭素化の観点からも、できるだけ環境負荷を小さくし、建材輸送や人工数を削減して建設労力を少なく抑える方向性が今後は望まれるであろう。

これまでの試行錯誤を通じて、被災者ができる限り短期間に安定した居住環境を取り戻せるようにすることが最も重要な使命であり課題である。

4-2 震災復興の成果

これまで約 12 年間にわたる本県の住宅復興の状況を記録してきたが、文末にその成果を、長短両面を含めまとめておく。

東日本大震災津波で本県では約 1 万 9 千世帯が被災¹⁸⁾し、応急仮設住宅 13,984 戸、災害公営住宅 5,833 戸を整備したが、これは住宅行政としては貴重な経験である。応急仮設住宅に

関しては、それまで鉄骨プレハブのみの仕様であったものが、畳の敷設や断熱化等、その後の災害における応急仮設住宅の仕様改善の端緒となった。また、公営住宅については、近年整備することのなかった規模で住宅ストックが一度に 5 千戸増加したことで、今後の活用や集約といった公営住宅管理・計画・活用施策が新たに生じている。

自力（戸建住宅）再建においては、木材供給者から住宅生産者までを連携した「地域型復興住宅推進協議会」がいち早く創設され、これは木材安定供給や住宅の省エネ化・低炭素化といった目下の住宅生産上の課題に向けた取組の下地となっている。また、各住宅生産者においては、災害復興需要期を経た消費者対応として、営業・生産体制や住宅性能を再構築する契機ともなったのではないかと推察される。

更には、これまでの復興を支えてくださった多くの民間企業・国・地方自治体・各団体等の方々との交流が最大の成果である。このソフト面の成果は、コロナ禍では一時控えられはしたものの、今後も未永く本県の関係人口となっていただけるものと期待も込め、ここに深く謝意を表したい。

18) 総務省統計局ホームページ「東日本大震災が住宅及び世帯に及ぼした影響等について」<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/topics/topi862.html>

4-3 寄稿～建築住宅課総括課長等から

東日本大震災を振り返って

～岩手県の仮設住宅対応の特徴～

独立行政法人都市再生機構
(H21～23 総括課長)
大水 敏弘



東日本大震災では、沿岸部を中心に岩手県は大きな被害を受けました。私は当時、岩手県の建築住宅課総括課長として勤務しておりましたが、震災の日はちょうど議会中で、議事進行中に大きな揺れが襲ったことをよく覚えています。

震災直後は、電話もメールもあまりつながらず情報がなかなか把握できない中で、暗中模索の災害対応を岩手県の職員の方々とともに進めました。

手がかかりとなったのは、阪神・淡路大震災の当時の記録や、2008年の岩手・宮城内陸地震での仮設住宅建設の経験などです。ただ、岩手・宮城内陸地震で岩手県が建設したのは奥州市に8戸。東日本大震災で必要となる仮設住宅は果たして何戸になるのか、当初は全く計算も立ちませんでした。

それでも、各地から派遣で応援職員が入り、プレハブ建築協会の岩手県事務所が設置され、体制が整いだし、震災約1週間後の3月19日には仮設住宅建設の工事に着手、その後しばらくは停滞状態が続いたものの、4月中旬以降は仮設住宅の建設が大幅にペースアップし、ようやく先の見通しを立てることができるようになりました。

そして、紆余曲折はあったものの、8月11

日にはなんとか仮設住宅全戸が完成し、8月中には全避難所の閉鎖というところまでたどり着きました。被災者にとって安心できる居住の場の確保のため、岩手県職員、応援職員、プレハブ建築協会会員企業や公募事業者の方々、被災者対応や用地確保に当たる市町村職員など、様々な方々の協力があったことでした。特に、沿岸被災地には宿がないため、建設事業者は毎日内陸から通っての作業となりましたが、沿岸被災地のためということでご尽力いただきました。

振り返って、東日本大震災における岩手県の仮設住宅対応の特徴をまとめると、以下のことが挙げられます。

①極力被災地に近い建設場所の選定

岩手県沿岸被災地は、リアス海岸の地形によりそれぞれの地域の独立性が高く、内陸の市町村とも距離が相当離れていることから、極力被災した市町村内で被災者が入居することのできるよう、各市町村にそれぞれ用地確保の協力を求めました。市町村職員の奮闘で、4～5月にかけて用地確保が進み、極力被災地に近いエリアで建設場所を選定することができました。

②私有地の積極的な活用

岩手県の特に関東沿岸南部の市町は、市街地が壊滅的な被害を受けており、用地確保が難航することが予見できました。このため、仮設住宅の建設地を公有地に限定せず、私有地を含めて選定しました。農地や荒地、斜面地からの造成を伴った建設地もありましたが、結果としては、早期建設地の確保に有効であっ

たということが出来ます。

③公募による建設事業者の選定等

仮設住宅は災害時協定に基づいて、プレハブ建築協会の会員企業が建設工事を実施するのが一般的ですが、さらに建設の担い手を広げるため、仮設住宅建設事業者の公募を4～5月に行いました。これは岩手県のほか、宮城県、福島県も同時期に実施しましたが、各県において県産材を使用した仮設住宅、屋根裏に収納を確保した仮設住宅など事業者からの様々な提案が実現しました。また、遠野市や住田町では、市町が実施主体となって地元建設事業者による独自の木造仮設住宅が建設されました。これらの取組が先例となり、地域の実情に応じた多様な仮設住宅建設の可能性が広がりました。

④他県より高い建設仮設の比率

仮設住宅の供与の方法としては、仮設住宅を建設するほかに、既存の住宅を仮設住宅とみなして供与する方法（みなし仮設）があります。特に民間の賃貸住宅の活用によるみなし仮設は、東日本大震災において一気に活用が広がりましたが、岩手県では、建設仮設が供与数の大半を占める結果となりました（建設仮設 13,984 戸、民間賃貸 3,722 戸）。宮城県（同 22,095 戸、26,050 戸）、福島県（同 16,464 戸、25,002 戸）と比べても建設仮設の比率は相当高くなっています。宮城県は沿岸に仙台という大都市があり、また福島は内陸への避難を余儀なくされ福島・郡山といった都市への居住が進んだものとみられますが、岩手県は沿岸に大都市がなく、内陸への

避難も距離が相当離れていたため、多くの被災者が沿岸に建設された仮設住宅入居を選択することとなりました。

東日本大震災における被災地での住宅確保の対応は、国土交通省や内閣府の手引きや事例集といった資料のなかで整理され、その後の災害における各地での取組においても様々に活かされています。建設事業者の確保のために地方公共団体と建設事業者団体等との協定が各地で結ばれ、実際にも、地域の事業者による木造仮設住宅の建設が各地で行われるようになりました。

必要戸数の算定方法や、建設候補地の事前調査、災害発生時の供給体制の確立、入居から維持管理に至るまで、今では詳細に手引きにまとめられています。

手引きのなかったかつてに比べれば、災害対応のための情報は随分整理されたという印象です。ただ、それでも実際に起こる災害のことを思えば万全になったということではないですし、いずれ高い確率で起こると予想されている南海トラフ地震等のことを考えると、大規模な災害に対する備えをさらに強化していかなければならないでしょう。

この度、岩手県で震災対応の記録誌を取りまとめるとのことで、当時のことを少し振り返りつつ筆をとらせていただきました。記録誌が必要とされる多くの方のもとに届くとともに、今後の災害への備えが進むことを祈念いたします。

住宅復興の初期における状況等について

(H24～25 総括課長)

澤村 正廣



災害公営住宅予定戸数の完成及び仮設住宅の撤去完了など住宅復興事業の成果は、これまで携わって来られた方々や関係各位のご尽力によるものと、心から敬意を表します。

なお、この先は話の流れから、直接担当した以外の内容も記載する事をお許し願います。

東日本大震災では多くの社会基盤施設が甚大な被害を被ったため、復興には膨大な予算や時間及びマンパワーなどを要すると思われました。

このような状況で、仮設住宅や災害公営住宅の建設を既存の制度に基づいて実施するのは、現場と制度との擦り合わせなどに多くの時間や労力を割く必要があると容易に想像されました。

しかし、被災者へ早急に住宅を提供するために、とにかく作業を進める事が最優先と大多数の人が考えていたと思います。

当時、知事から『避難所生活は、1週間が限度』という趣旨のお話があったと聞きましたが、不可能と感じて思考停止してしまいました。

実際、仮設住宅の県内最初の入居は発災から約ひと月後で、建設地の選定や資材の流通等の課題もあってその後の大多数の入居については見通しが立たない状況でした。

しかし、時間がたって避難所で辛い経験をした方の情報にもふれられるようになって、避難所生活をもっと短くする事が非常に重要であると考えるようになりました。

小規模な被害では、これまでのやり方を改善

して短縮出来ると思いますが、大規模な被害の場合は、柔軟でスピードを重視する制度や体制を新しく検討する必要があると思います。

復興に携わった経験から、スピードアップの方法としては次のことが思い当たります。

まず、被災後の居住場所は避難所、仮設住宅等種々考えられますが、その選択や順番等は状況に応じて柔軟なものとする。

住宅は借家、転用、改修及び新築等あらゆる方法を活用して提供する。

津波避難タワーや防災倉庫をスケルトンインフィルの形式で整備し、住宅の場所を確保する。

そして、発災後に仮設住宅や復興住宅をインフィルとして整備するなど、平時から建設用地を確保する。

建設や設備の調達に際しては、コストを考慮しつつ、納期を重視して発注できる制度にする。

平時にできる準備等は十分に行い、不断な見直しや訓練を行う。

その他のアイデアを含め、多くの方々の尽力により、復興までの道筋において被災者の負担が軽くなることを期待しています。

とは言え、個人の努力に頼りすぎる事にも注意が必要だと思います。

熊本地震の際に、ある会社で県庁 OB の熊本支店長さんが、地震の跡片付けに社員の出社を促したところ、その家族から本所に『被災した社員に出社を命ずるなんてブラックな会社だ。』という趣旨の苦情があったと聞きました。

災害対応にあたる職員には家族等の理解やサポートが必須で、私も災害対応時には自宅の片付けなどを妻にお願いしていましたので、その労苦たるや「仇やおろそかにできるものではない」と再認識して深く感謝です。

岩手県庁での住宅復興への取り組みなど

国土交通省住宅局
(H26～27 総括課長)
勝又 賢人



1. はじめに

私が岩手県庁に住宅課長として着任したのは、H24.4 でした。東日本大震災から約 1 年が経過していましたが、沿岸の被災地にはまだ瓦礫等が残っている状況でした。被災者の住まいについては、応急仮設住宅の整備・改修が一段落し、これから住宅復興に向けた具体的な計画の策定や取り組みを始める状況でした。…と言うと聞こえはいいのですが、色々なことが白紙の状態、どこからどう手を付けていけば良いのかわからない状況だったというのが正直なところだったのかもしれません。

H24 と H25 の話については澤村さんにお任せをすることで、私は総括課長を務めた H26 と H27 の話をしたいと思います。

2. 応急仮設住宅

(1) 基礎杭の補強

供用から時間が経過した応急仮設住宅の基礎杭を調査すると、予想通りでしたが、腐朽が進んでいるものがありました。そのため、鉄製の床束により補強工事を行うことにしましたが、施工すべき応急仮設住宅が 1 万戸以上もあったため、予算を所管していた内閣府防災担当との協議が非常に難航しました。

(2) 職人への無償提供

応急仮設住宅の入居者が減り、廃止や集約が検討されるようになりました。そこで、建築関係の職人が沿岸部での宿泊場所の確保に困っていたことから、空いた応急仮設住宅を職人に無償提供する仕組みを作りました。

(3) グラウンドの復旧工事

一部の応急仮設住宅は公立学校のグラウンドに建てられていました。その現状復旧をしようとした際に、基礎杭がグラウンドの排水管を損傷させていることがわかり、排水管を含む全面的な改修工事を行わなければなりません。

3. 災害公営住宅の整備

(1) 内陸部での災害公営住宅の整備計画

被災地である沿岸部の人口減少への懸念から、県の方針は長らく「現地での復興」でした。しかし、実際には内陸部の賃貸住宅等に避難し、生活基盤が内陸部に移ってしまった被災者の方々もいたことから、内陸部での災害公営住宅の整備に向け、意向調査や計画策定に着手しました。そのため、被災地の首長さん方に丁寧に説明をして回りましたが、ある自治体の首長さんを私の不用意な一言で怒らせてしまいました。申し訳ありませんでした。

(2) 土壌汚染の処理

災害公営住宅の整備中に土壌汚染が発見されました。その土地はある自治体が所有しており、県が購入する予定だったのですが、土壌汚染の処理費用が土地の売却費用よりも高くなることから、工事に着手しているにも関わらず、事業が白紙に戻りました。最終的には、国費等によ

り処理費用が調達できることになり、事業は再開できました。

（3）県の事務費の支払い拒否

県が整備して自治体に譲渡する災害公営住宅については、一定の事務費を自治体からいただくことにしていました。しかし、事業の途中でその事務費の支払いを不満に思う首長さんが現れたため、その説得に時間を要しました。今にして思えば、当初から事務費は必要ないという整理をしておけば良かったと後悔しています。

（4）中小工務店参加型買取り事業の導入

県では、設計施工一括発注や敷地提案型買取り事業といった事業加速化のための発注方法を導入していましたが、標準仕様書等に縛られない新たな買取り事業を行うことにより、中小工務店の事業参画を可能としました。

（5）福祉連携型災害公営住宅の断念

介護事業所等を併設した災害公営住宅を整備するべく、複数の団地で検討を行いました。事業者側のニーズがないため、最終的に断念しました。介護事業者等は災害公営住宅の完成を待つことなく、早期に事業所の再建等を済ませていたことが大きな理由でした。

4. 災害公営住宅の管理

（1）家賃の誤徴収

ある団地で家賃を多く徴収していることが判明して大騒ぎとなり、入居者への謝罪、マスコミへの謝罪会見、議会での説明等に追われました。

（2）入居者募集の複数団地一括化

完成した団地毎に入居者募集を行うと、応募をせずに様子見をする被災者も中にはいました。そのため、自治体内の県営を含むすべての団地の計画を示し、完成前の団地も含めて一括して募集をするように調整しました。

（3）ペット飼育者の指導等

災害公営住宅はあらかじめペットが飼育できる団地とそうでない団地を分けて整備していましたが、規則を破ってペットを飼育する入居者が現れ、問題となりました。最終的には、ペットを手放すか退去するかの選択に応じてもらいました。

5. 持ち家の再建

（1）マッチングサポート

沿岸部での工務店・職人・資材・用地の不足に対応するため、それらを求める被災者・工務店と提供可能な事業者等とを結びつける「マッチングサポート」を、各種業界と連携して立ち上げました。

（2）仮設団地での住宅再建相談会

定期的に沿岸部各地で住宅再建相談会を行っていましたが、これを仮設団地の談話室でも行うようにしました。

6. 盛岡での生活と思い出

私は、地方公共団体での勤務は初めてのことでしたが、岩手県庁の方々や全国各地から来ていた応援職員の方々と公私ともに仲良くしてもらい、仕事で助けていただいたのはもちろんのこと、様々な地元の行事、イベント、旅行等に

参加することもできました。盛岡での4年間の思い出は、今でも大切な宝物です。皆さんには心から感謝申し上げます。

7. おわりに

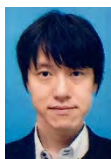
私が岩手県庁を去る際には、災害公営住宅が6割完成するなど、住宅復興は未だ道半ばでしたが、それから6年が経過した今、被災地等は住宅復興から新たな展開のステージに移っていることと思います。今後も、皆さんの生活の平穏や岩手県の更なる発展を心より願っております。

岩手県の更なる復興をお祈りして

内閣官房国土強靱化推進室

(H28～29 総括課長)

廣瀬 公亮



東日本大震災津波により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けた皆様に心からお見舞い申し上げます。

私が岩手県の建築住宅課に着任した際には、既に災害公営住宅整備への道筋をつけていただいていたので、皆様の努力に感謝しながら、その成果を円滑に受け継ぐため、業務に従事しておりました。

しかしながら、様々な現場の課題への対応、管理戸数の増加等による業務負担の増加により、課員の皆様には大変な御苦勞をおかけしたところがあったかと存じます。

また、災害公営住宅の入居時期の延期により、お待たせしている被災者の皆様には、不自由をおかけする期間が長くなり、心苦しい思いをしておりました。

そのような厳しい状況の中でも、被災者の皆様、課員の皆様に御理解をいただきながら、何とか次にバトンを渡すことができ、安堵したことを思い出します。

現在、私は内閣官房に戻って、防災関係のとりまとめの仕事に従事しております。大災害が発生した直後には防災の機運が高まり、その後は徐々に意識が低くなっていくということが過去の常識でしたが、現在も防災への意識は高いままとなっています。

無論、毎年のように災害が発生していることはありますが、東日本大震災津波による被害が

あまりに大きかったこと、その後の復興に被災地の皆様が尽力される姿を発信されたことが、我が国の防災意識を高め、岩手県と全国の方々の絆を深めることにつながっていると存じます。

今回、記録誌を発行されることも、発信の取組の一環として、岩手県の復興に貢献いただくものと考えており、関係者の皆様のご努力に敬意を表します。

さて、災害公営住宅は予定戸数が全て完成し、今後は災害公営住宅ストックの活用が課題となるかと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、現在難しい部分もあるかと存じますが、移住定住促進や、福祉行政との連携等、災害公営住宅ストックの活用、さらにはまちづくりへの貢献のために、様々な部局や関係者との協働が必要になってくるかと思えます。

その際には「岩手県の強み」を意識していただけたら、と願っております。岩手県には、雄大な自然と、おいしい食べ物があり、何より優しい温かい方々がいらっしゃいます。皆様に尽力していただいた新しい住宅も「強み」になりえます。ただし、残念ながら、岩手県に来る前の私自身を含めた他県の方々には、それが伝わっていません。また、お話をしていると岩手県の方々も、それを強くは認識されていません。私や、先輩方、応援職員の方々は強く認識していると存じます。

岩手県庁で日々の対応に追われ、ただでさえ多い仕事をこれ以上増やすわけにもいかず、私自身は何もできませんでしたが、今後、「岩手県の強み」を活かして、様々な分野の方々と協働しながら、更なる復興を遂げていただくことを、心より祈念しております。

県民に寄り添う建築住宅行政を

日本E R I 株式会社盛岡支店
(H30～R1 総括課長)

伊藤 勇喜



震災から11年余が過ぎました。2020年12月には岩手県が内陸避難者のために取り組んできた最後の内陸災害公営住宅（県営南青山アパート）の工事が終わり、県が整備を予定していた災害公営住宅の全てが完成し、翌年2月には、仮設住宅から恒久住宅への入居が開始されました。そして、2022年度には、県が整備した全ての応急仮設住宅の撤去が完了する見通しと聞いております。

改めて、東日本大震災津波における住宅復興事業が完了したことに対してお慶び申し上げるとともに、発災以来、被災者の一日も早い「暮らしの再建」に向け、住まいの確保に取り組まれてこられた皆様に対して敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

今回、こうした節目にあたり記念誌を発行するとのことで、住宅復興事業における思い出などを寄せていただきたいとの寄稿依頼を受けましたが、思い出を振り返る前に、この未曾有の大災害からの住宅復興に対して、ご支援をいただきました民間関係団体の皆様、応援職員を派遣いただいた各自治体の皆様、派遣職員として直接復興事業に携わっていただいた職員の皆様、私たちの取組を支えてくださった復興庁や国土交通省住宅局の皆様をはじめとする国の機関の皆様、役割分担のもと住宅整備に取り組んでいただいた市町村の皆様、そして県関係部局の皆様、直接、間接的に震災復興に従事された職員

の皆様にお礼を申し上げます。被災された方々の心のケアやコミュニティ形成支援は、まだまだ必要な状況にはありますが、一つの節目を迎えることができましたことは、皆様のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。

東日本大震災津波は、私たちがこれまで経験したことがない災害でした。多くの命、財産、これまでの生活を一瞬にして奪うとともに、災害はいつどこでも起こりうるものとして、平時からの対策の必要性を再認識させてくれました。そして、国内外からの多くの支援をいただいたことで、人と人との絆、支え合うことの大切さを改めて気づかせてくれました。

災害時における対応では、被災者の一日も早い生活再建に向け、常に被災者に寄り添うことの大切さと、直面する課題に対して、ハード、ソフト両面に亘る業務を同時並行的に行うことを常に求められてきました。職員の皆様は、10年以上もの間、こうした緊張感を常に持ち続けながら、多くの課題に、迅速に、最善の手段を模索しながら取り組んでいただきました。本当にお疲れ様でした。

今回の大災害に対して、私たちは、被災後の復旧・復興対策として応急仮設住宅及び災害公営住宅の整備を行ってきました。

応急仮設住宅の整備では、315団地、13,851戸を整備し維持管理に努めてきました。災害に備え予め検討されてきた建設予定地のほとんどが被災し、新たな建設地の選定を行ったほか、場所によっては宅地造成工事が必要となったところもありました。また、過去の経験から福祉仮設住宅の整備や談話室、集会所の設置などが求められた他、長期使用により沈下や腐食が進んだ基礎の補強対策、解体時における廃棄物の

処理、建設地が農地やグラウンドだった場所では、現状復旧工事として農地やグラウンド整備工事にも取り組んでいただきました。

維持管理においては、豪雨や強風被害への対応として、被害に巻き込まれた一般家屋等への補償対応や、全国各地で発生した豪雨災害等で被災した被災者の目的外使用による受け入れにも取り組んでいただきました。

また、市町村と併せ216団地、5,833戸、県整備分だけでも、61団地、2,827戸を整備した災害公営住宅では、市町村の復興計画に基づき、円滑、かつ迅速な整備に向け、課題であった用地取得や資材の計画的な調達に資する発注方式の採用、建設市場調査による入札不調対策の実施、資材や労働者不足に対応した進捗管理を行っていただいたほか、建設にあたっては、入居後のコミュニティ形成に向けた地域住民との調整、大胆な計画変更も行っていただきました。

住宅管理では、特別家賃低減事業や家賃低廉化事業などの新たな家賃制度への対応、自治会運営など入居者間のコミュニティ形成や、緊急時における連絡体制整備への協力、被災者の意向の変化などで生じた空室対策、入居者の収入基準の見直しや入居の際に保証人の代わりとなる家賃債務保証機関制度の導入、制度見直しに伴う入居者管理システムの改修など、県だけで31団地、1,760戸増加した管理業務を柔軟に対応いただくとともに、市町村指導も含めて奮闘いただきました。

住宅復興事業においては、これ以外にも多くの取組がありました。大変なことばかりでしたが、今となっては、良き思い出でもあります。

こうした取組においては、多くの課題がありましたが、その都度、被災者にとって何が大事なのか、被災者の将来にわたって何が最善の方策なのか、被災者の声に耳を傾けながら、できることを、時には守備範囲を超えて、関係機関、関係部局の協力を得ながら一つ一つ解決を図ってきていただきました。

こうした震災復興事業に携わった経験は、建築住宅行政に携わる皆様一人一人を大きく成長させてくれました。また、そのことは、確実に組織力のアップにも繋がっていると思っています。

最近、仕事などで被災地だった沿岸を訪れることがよくあります。そこには、災害公営住宅が新たな町並みを形成し溶け込んでいる風景があります。生活音が全く無くなってしまった被災直後の被災地を経験した私にとって、生活音が戻ってきたかつての被災地は、「暮らしの再建」が進み、被災前よりも安全な町並みが形成されインフラが整備されました。目指してきた「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」が実現されようとしています。

既に仕事においては、通常モードに戻りつつあると思いますが、建築住宅行政を取り巻く環境は、変化してきています。

県内人口は減少し少子高齢化が進む中、これまでも取り組んできた建物のバリアフリー化、良質な住宅ストックの形成に加え、子育て世代への支援や、定住促進、誰もが安心して暮らせる住まいの確保、2050年カーボンニュートラルに向けた省エネ対策の強化、社会全体のデジタル化への流れなど、建築住宅行政が取り組む課題は多岐にわたっています。

これからも、県民に寄り添い、将来的な展望を持って課題に向き合い、解決を図って行ってください。最後になりますが、今後益々の県政の発展と皆様のご活躍をお祈りいたします。



写真 9 応援職員とのひとコマ

奇妙な追悼文

一般財団法人岩手県建築住宅センター

(H30～R1 営繕課長)

野里 茂生



発災当時の私は、釜石勤務で甲子町の職員公舎に住んでいました。

東日本大震災津波から5か月程経過、8月には全ての応急仮設住宅が完成。

応援職員が増える中で土地勘も有り、移動手段(車)を持つ職員のうち、空きが生じた遠方にある応急仮設住宅に住んでも良い者は移動してもらえないかの話があり、釜石市栗林の集落排水の前の仮設住宅に移り住んだところです。

第1話

9月も過ぎる頃には、釜石から大槌へ向かって左手、今の鵜住居の小中学校を過ぎた辺りに、震災後の第1号の建築物としてコインランドリーが竣工しました。

洗濯機の確保ができていない頃でしたので早速利用し、閉店時間が早いことから慌てて洗濯物の回収に行きました。

コインランドリーではオーナーと思われる人が、割と派手な服を着て、開店直後の店内確認でウロウロしているのが見えました。

その日は、作業員が休憩ベンチの取り付け作業していましたが取付が終わると業者が帰り、他の客も帰り、残るは私一人。

私の洗濯物は、閉店時間をだいぶ過ぎてからやっと乾燥を終え、洗濯物を取り込んでいると、オーナーが近づいてきて洗濯物(男物)を覗き込み、変な奴だなと思いながらも取り込みを終

了。

「閉店作業を遅れさせ失礼しました。」と言おうと振り返ったところ、たった今まで居たはずの人影はなく、コインランドリーの後ろに回って何か作業をしているのかなと思い、裏に回って建物を一周しても人は無く。

駐車場に車も人も無く。遠くを見渡しても他の建物も人影も見あたりませんでした。

第2話

震災から9か月経過の12月22日、職場から栗林までの帰り道、釜石市内から海の方を見ると山を越えて時々明るく見え、海の方をサーチライトで照らしているのかと思いながら車を走らせていました。

両石湾あたりまで来ると、湾の手前から沖の方まで数多くの漁火が見えます。

天気は良いが上空は雪が降っているようで、海面から少し離れたところからクリスマスツリーの形状で漁火を雪が白く反射し、たくさんの白いクリスマスツリー出現となり、幻想的な風景へと変わっていました。

見た瞬間に、これでお別れだなと感じ、お別れの機会を作ってくれてありがとうの感謝の気持ちになりました。

翌日、同じ仮設住宅に住む者にその話をすると、「見てないよ、そもそも漁船が流されたのに漁ができないのでは」とのことで、やはりと思いましたが、知り合いを何人か失った気持ちも、これを機会に整理がつき落ち着いたような気がします。

当時はあまりに仕事が忙しくバタバタしていたので、気に留めていませんでしたが、最近思い出すことがあります。

震災から 10 年目の総括課長

宮城建設株式会社

(R2 総括課長)

辻村 俊彦



振り返れば、東日本大震災発生直後の応急仮設住宅建設に始まり、仮設住宅の基礎補強（延命）、災害公営住宅整備、そしてその後の維持管理（空室問題）に至るまで、被災者の住宅再建を一連で担当出来たことは、とても貴重かつ有意義な経験でした。

そして震災復興 10 年の節目の年であり復旧・復興事業の総仕上げとなるタイミングで、総括課長として最後の 1 年を任せて頂く機会も頂戴しました。このような言い方をすると被災者の方々に失礼にあたるかもしれませんが、私自身は「1 人の建築人として、とても仕事に恵まれた。」と感謝しております。

岩手県の職員は、基本的に前例踏襲で無難（安全）に仕事をこなすこと求められる傾向にありますが、当時は非常時につき「やる気さえあれば、なんでもあり。」という異常な状況でした。

応急仮設住宅の建設では、全国初となる地元工務店等への公募（参考：福島県は建設業界経由での発注）を佐藤英明君と担当することとなり、全国の応急仮設住宅の木造化の先駆けを創るとともに 200 億円を超える事業をプレ協ではなく地元業者に発注できたことは、地域経済にも貢献できたのではないかと考えます。

そして、内陸部への災害公営住宅の整備です。県復興局の被災者アンケート集計結果で、内陸

部へ避難者した者の一定数がこのまま留まることを希望していることを知り、戻る者と戻らない者の間に支援の格差があることに気が付いたのがきっかけになります。

土地代込みで整備費補助が 7/8、加えて家賃補助等も手厚いことを勘案して、内陸部での整備を思い立ったものです。当時、国からお招きしていた勝又総括課長の後押しもあり、知事へのプレゼン、復興庁や沿岸市町村との調整など多くの課題を乗り越えて何とか実現にこぎつけることができました。

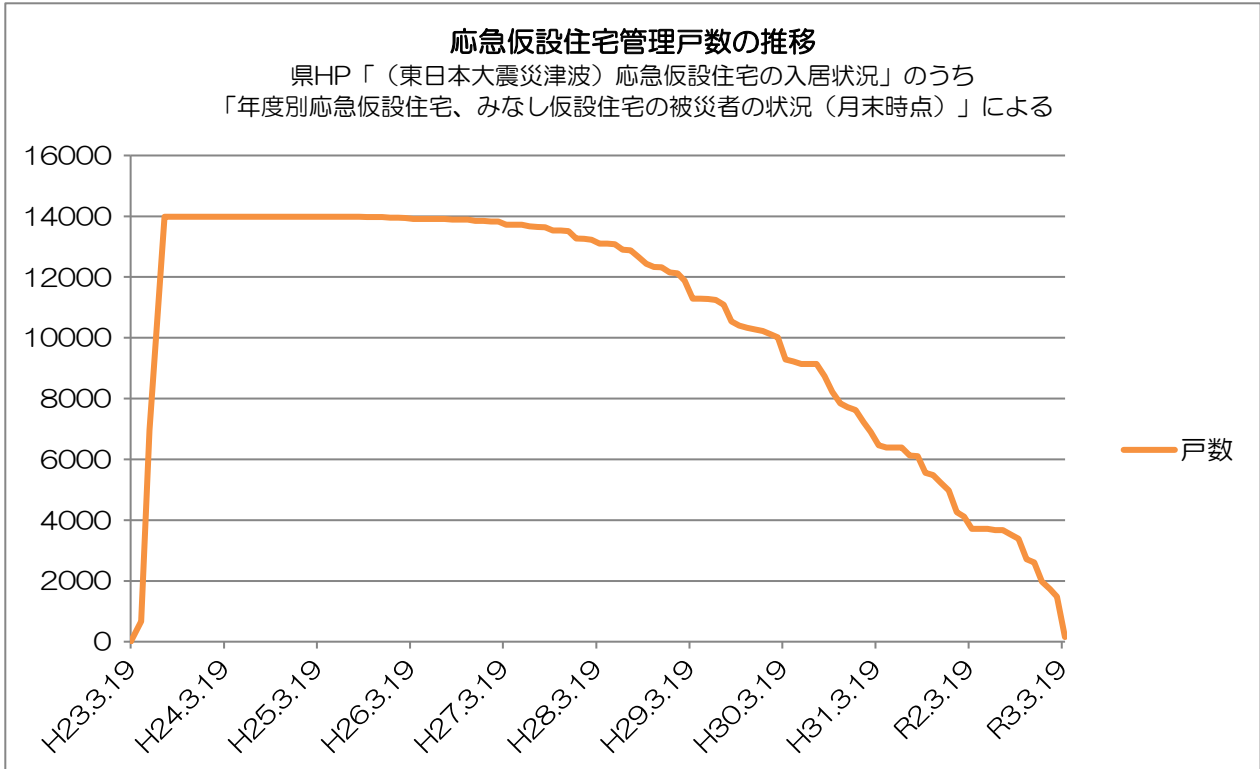
一方で、空室対策のための条例改正（入居要件の緩和）は、総括課長時代の 1 年間で終わることができず、後任の小野寺君にお願いすることになったことは、本当に残念でなりません。

最後になりますが、これらの取組み（思い付きの実現）に際しては、関係する皆様の多大なるご協力を頂戴（ご迷惑をお掛け）しました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そして、これからの岩手県の建築住宅行政を担う皆さんに助言をひとつ。将来、私と似たような立場になった際には、「**キャシャーンがやらねば誰がやる！**」という姿勢で業務に臨んでみてください。絶対後悔しないと思います。

附章 資料集

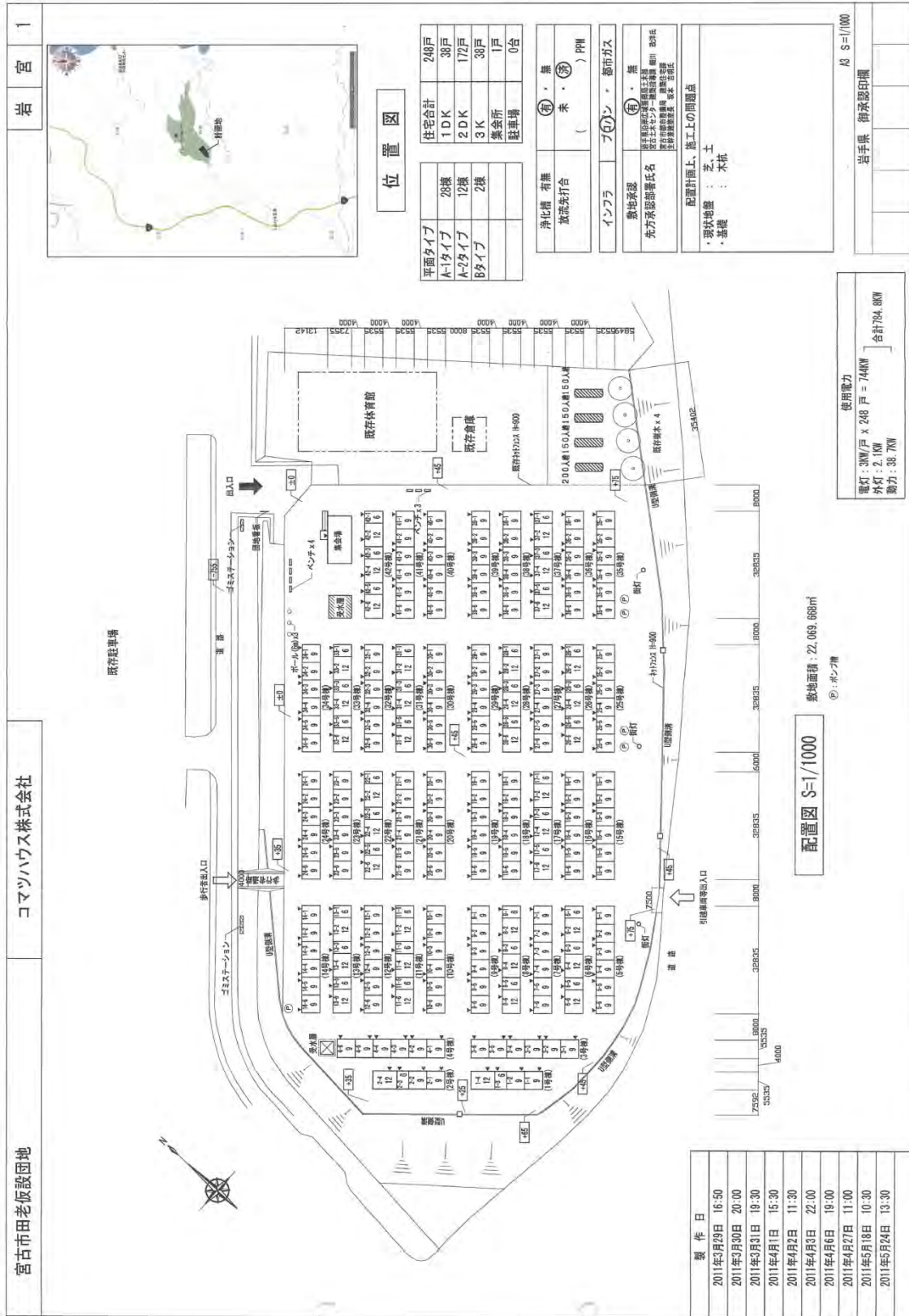
資料 1 応急仮設住宅整備・解体の推移



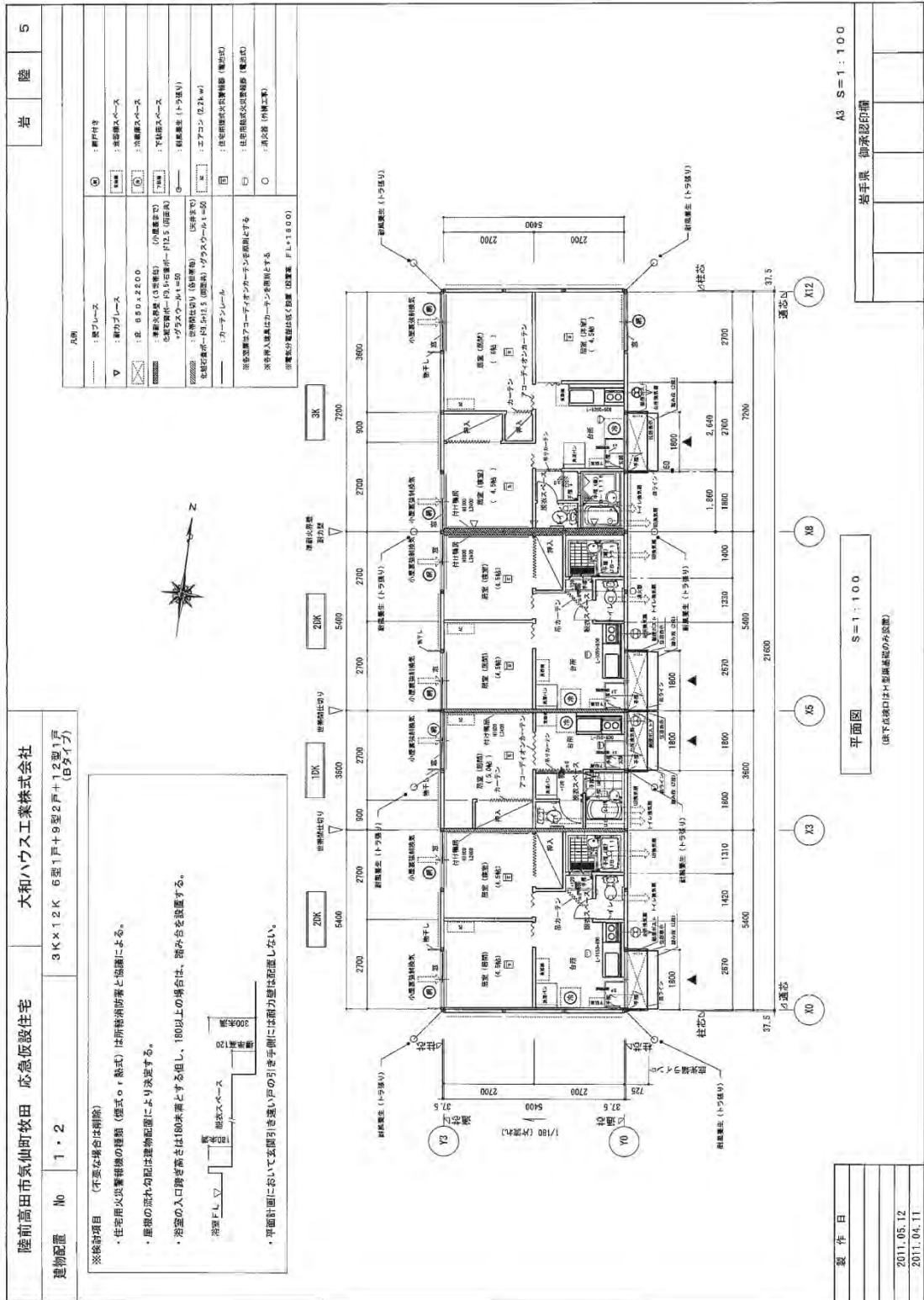
H23.3.11	14:46 地震発生、沿岸部で津波発生
H23.3.14	プレハブ建築協会に応急仮設住宅建設要請
H23.3.19	応急仮設住宅の建設着手(陸前高田市・釜石市)
H23.4.9	応急仮設住宅への入居開始(陸前高田市)
H23.4.18	建設事業者公募の記者発表
H23.5.24	高齢者等サポート拠点・グループホーム型仮設住宅設置について記者発表
H23.8.11	岩手県の応急仮設住宅 13,984 戸全て完成
H27.1.28	県内初の校庭からの仮設住宅撤去(宮古市立田老第三小学校)
H28.6.3	応急仮設住宅改修計画改訂の記者発表
H28.8.30	台風第10号により応急仮設住宅で床上浸水等の被害
R1.12.31	宮古以南の市町村で初めて大船渡市での応急仮設住宅撤去完了
R3.3.31	応急仮設住宅の供与終了
R3.7.31	応急仮設住宅 13,984 戸全ての撤去等完了

資料2 応急仮設住宅図面

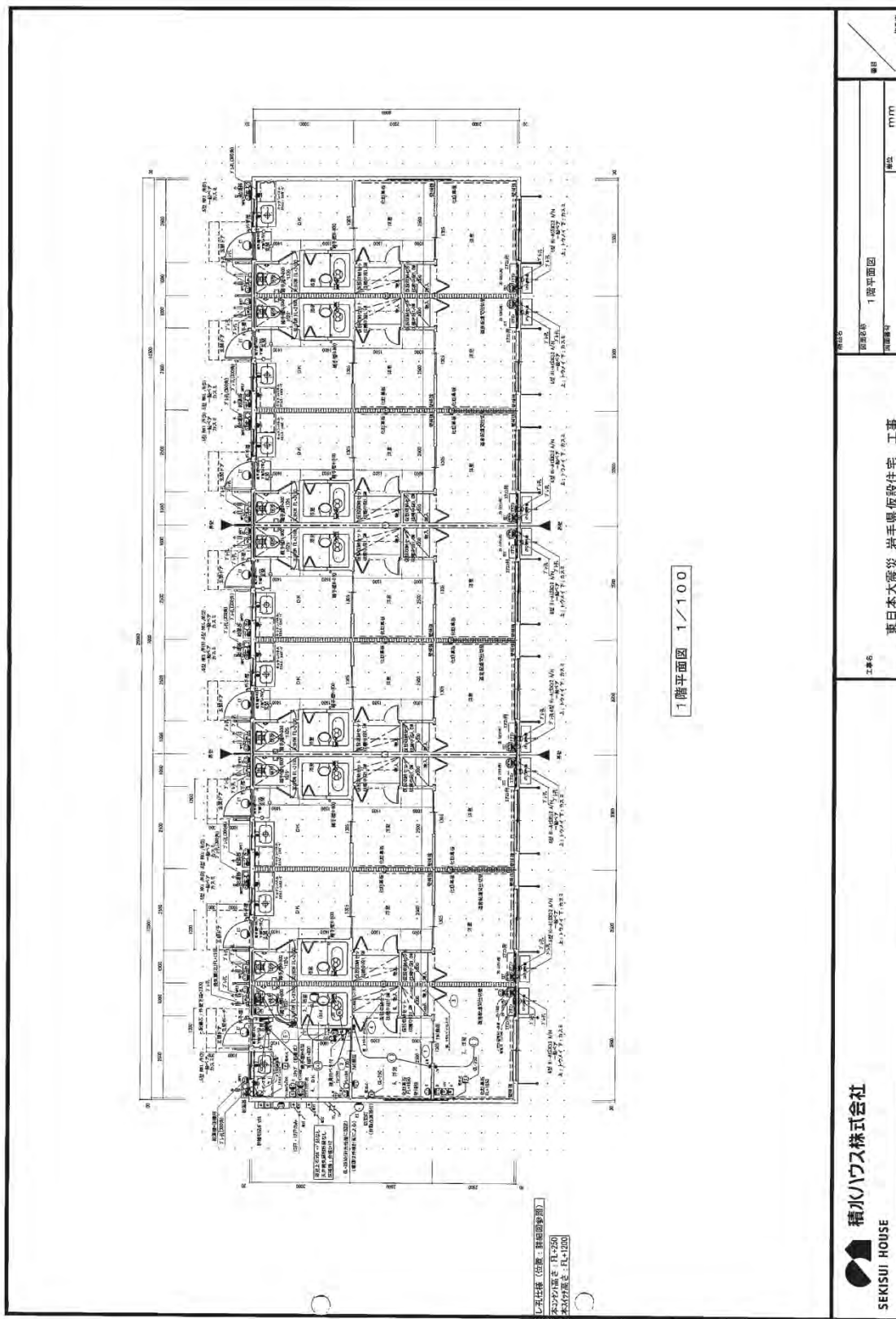
・プレハブ建築協会規格建築部会（配置図）



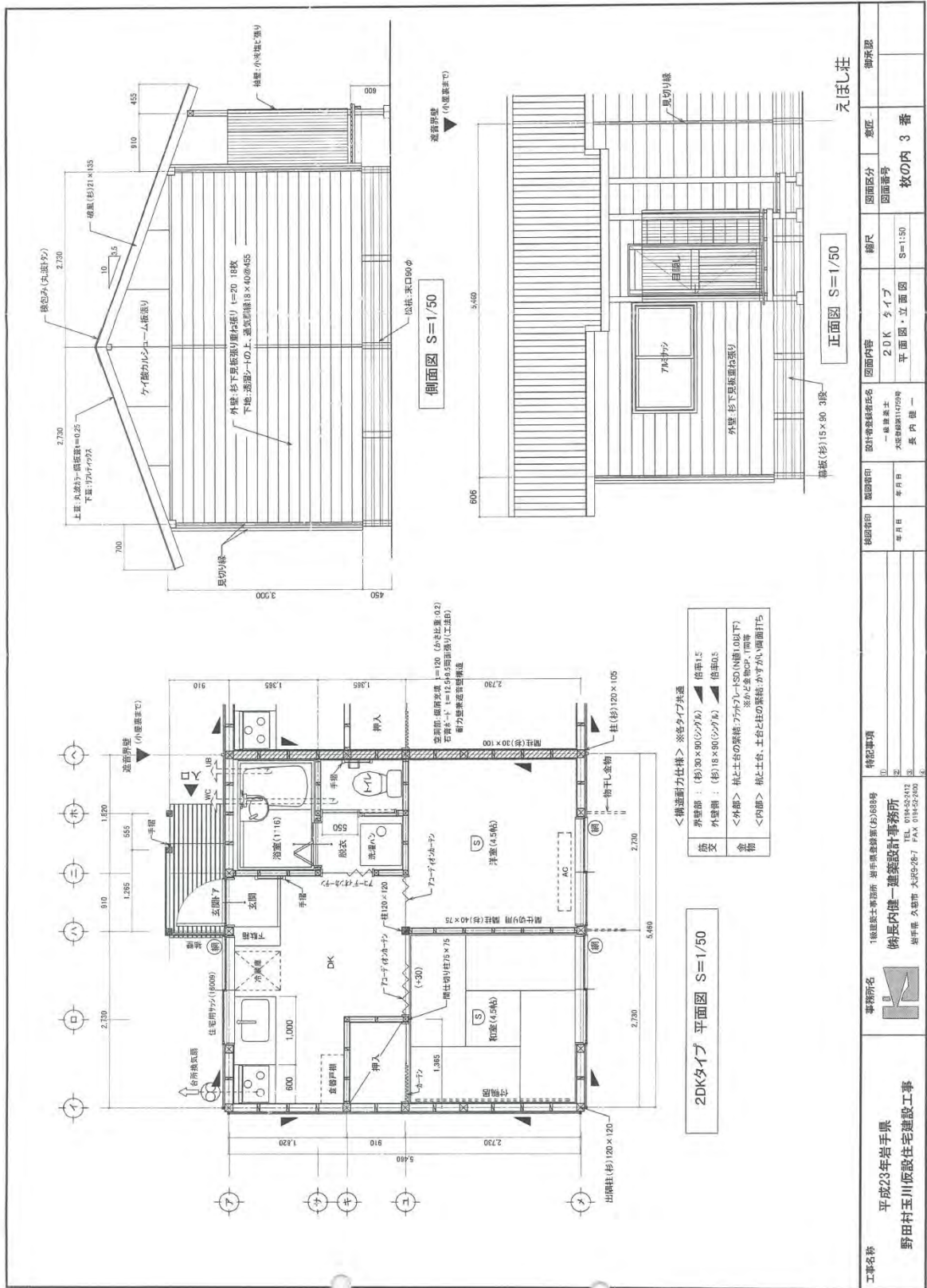
・プレハブ建築協会規格建築部会（平面図）



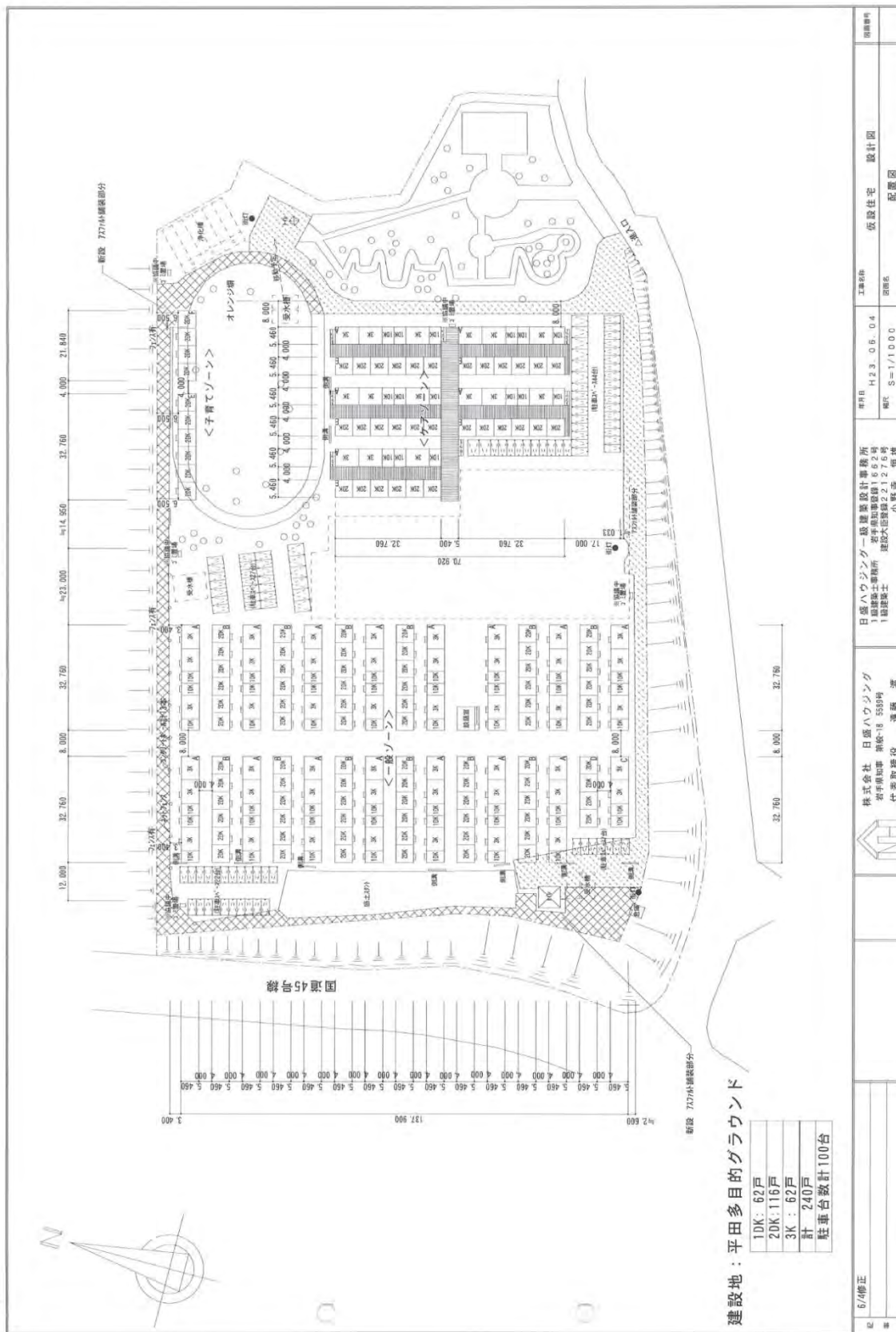
・プレハブ建築協会住宅部会（平面図）



・公募業者（平立面図）の例



・公募業者（配置図）の例



資料3 応急仮設住宅チェックリスト等

・候補地チェックリスト

応急仮設住宅建設候補地 確認チェックリスト一覧(県職員用)

1 市町村名	(旧)	2 想定敷地面積	m ²		
3 候補地地名地番					
4 (略称)					
5 想定建設戸数	6坪(1DK[1人] 戸)・9坪(2DK[2~3人] 戸)・12坪(3K[4~6人] 戸)				
6 想定利用者数	人(高齢者割合: 、子供割合: 、特に配慮が必要な入居者の割合: 、単身世帯の割合)				
7 必要な施設	集会所 談話室 受水槽 浄化槽 ごみ置き場				
8 土地の所有者	国有地 県有地 市町村有地 私有地(名義:)				
チェック項目		チェック欄	備考		
周辺の条件	安全・衛生	9 津波被害	有・無		
		10 資材搬入等経路(道路の幅員m)	約 m		
		11 豪雨の影響	有・無		
		12 がけ地の状況	有・無		
		13 急傾斜崩壊危険区域・土石流危険渓流区域の指定	内・外		
		14 埋蔵文化財地域	内・外		
		15 日当たり	良・悪		
		16 危険物(ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか)	有・無		
		17 悪臭、振動、騒音(工事や鉄道・幹線道路等)	有・無		
	18 夜間の敷地までの経路(夜間街路灯の状況等)	良・悪			
	交通	19 駅、バス停までの徒歩での所要時間	約 km・約 分		
		20 電車・バス(運行本数等)	有・無		
		21 医療施設までの距離	約 km・約 分		
	22 商店街・スーパーマーケットまでの距離	約 km・約 分			
	23 公民館、郵便局、学校 など	約 km・約 分			
	対象物件の条件	安全・衛生	24 木杭でよいか。※地盤改良の必要性	良・悪	
			25 敷地の地盤強度(埋立地でないか等)	良・悪	
			26 境界(ブロック、杭等で明確になっているか)	明確・不明確	
27 他の利用予定地となっていないか(瓦礫置場・ヘリポートなど)			有・無		
28 敷地の高低差(法面・擁壁の状況等)			有・無		
29 敷地の排水状況(雨水排水など)			良・悪		
30 積雪への配慮		不要・必要	50cm未満・50cm~1m未満・1m以上		
設備		31 上水道(付近にあるか)	有・無		
		32 上水道(使用可能か)	可・不可		
		33 下水道(付近にあるか)	有・無		
		34 下水道(使用可能か処理場は使用可能か)	可・不可		
		35 下水道がない場合 浄化槽放流先は最寄にあるか	有・無		
		36 ガス(都市ガスが付近にあるか)	有・無		
		37 ガス(使用可能かどうか)	可・不可		
		38 LPG	不要・必要		
電気(電力)		39 電柱(ない場合は最寄の電柱からの距離)	有・無	電柱番号:	
		40 電柱(使用可能か)	可・不可		
		41 高圧・低圧	高・低		
電話(電話)	42 電柱(ない場合は最寄の電柱からの距離)	有・無	電柱番号:		
	43 ケーブルTV	有・無			
テレビ	44 一般放送の受信状況(地上デジタル受信が可能かどうか等)	可・不可			
	45 衛星放送の受信状況(南西に遮蔽物がないか)	可・不可			
	46 難視聴地域	内・外			
建設時の条件等	47 建設資材の置き場	有・無			
	48 建設時の安全対策(避難所等の場合)	不要・必要			
	49 集会所の必要性	有・無			
	50 駐車場の必要性	有・無			
51 その他	候補地の他部局との調整(済・要) ・民間敷地の場合、2年以上の借用の可否(可・非)				

市町村担当課	
担当者名	
連絡先	

適・要詳細確認・不適 調査日 H.23. 修正日

現地記録者
持参品: ヘルメット・長くつ・食糧・カメラ・軍手・防寒着・マスク

・縄張りチェックリスト

別紙-1

現地立ち合い①（縄張り）確認項目一覧表

地区名		検査年月日	平成23年 月 日	
施工業者名		棟数	戸数	
所在地				
工事監理責任者	サイン又は印	工事監理員	サイン又は印	

	確認内容	良・否 良:○、否:×	確認日、指示事項等
1	基準点は図面通りか		
2	基準点から建物位置の確認 (目視及び計測確認)		
3	境界からの離隔の確認		
4	住棟寸法は図面通りか (1棟の住戸タイプの寸法確認)		
5	埋設管・樹木・電線等の障害の確認		
6	住棟数は図面通りか		
7	住棟間隔は図面通りか		
8	敷地状況は適切か		
9	駐車場配置は図面通りか		
10	集会所・受水槽・浄化槽等施設の位置は図面通りか		
11	その他		

・完成検査チェックリスト

(別紙4-2)完成検査チェック表【00-XX 団地名】.xls

完成検査チェック表 (①住戸内部)

地区名:

号棟・号室:

検査員:

検査日:

◆共通事項

工種	項目	内容	良・否 良:○ 否:×	指示事項
共通	使用資材	使用資材確認書		

◆個別事項

工種	項目	内容	良・否 良:○ 否:×	指示事項
建築	住戸界壁	両面張り、小屋裏まで		
	床高、天井高			
	建具の開閉	内外建具の開閉動作確認、二重サッシ アコーディオンカーテン吊元の強度・位置		
	網戸	サラン網戸付		
	カーテンレール	ダブル		
	カーテン	遮光カーテン及びレースカーテン		
	補助手摺	玄関、浴槽、トイレに手摺		
	流し台	バックガード付2口コンロ(6型;750、9・12型;1,050)吊 戸棚H=1,450 コンロ前壁の仕様(ケイカル板)、吊戸棚、水切棚		
	ユニットバス	照明、換気扇、給水、給湯、排水 入口またぎ高さ180mm以下		
	壁・天井パネル	寒冷地仕様(グラスウール100mm相当)		
	床パネル	寒冷地仕様(グラスウール50mm相当)		
	付け鴨居			
	天井	天井目貼りテープ		
機械	ユニットバス	換気状態(吸込み、動作音) 洗面器の取付状態(ガタつき等) 排水トラップの漏水		
	衛生器具	便器、ロータンク、接続状態、鎖長さ 洗濯排水バンの取付状態(ガタつき等) 加圧通水検査(洗浄管の漏水)		
	給湯	ダイレクト着火・消火の作業、接地(アース) 給湯器リモコンの設置・作動確認		
	換気	換気扇の作動状態(動作音等) 壁貫通部穴あけの仕舞い		
	給水栓、混合栓	給水栓、混合栓の取り付け、通水検査 壁貫通部穴あけの仕舞い		
	トラップ	トラップの有無、漏水 ジャバラホースの長さ調整(2重トラップ) 底板穴あけの仕舞い		
	エアコン	室内機の取付状態、運転作動状態 冷媒配管、ドレン排水管の設置状況		
	コンロ	取り付け状態(ゴム管の長さ)、着火確認		
工種	項目	内容	良・否	指示事項
電気	コンセント	接地端子付(エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ) 2口コンセント(各部屋)		
		ガタツキがない 通電、接地(接地端子付)されている ガス漏れ警報器用コンセント設置高さ確認		
	スイッチ	照明器具、浴室・トイレ換気扇に設置されている		
		ガタツキがない		
	照明器具	点灯確認(器具フルスイッチ及び壁スイッチ)		
	シーリングローゼット	ガタツキがない		
	テレビ端子	地上デジタル放送の画像確認(出力電圧・画像評価書 類確認)		
	住戸分電盤	主幹ELB+分岐6回路となっている 分電盤の電線接続部にゆるみがない 漏電ブレーカーのテストボタン動作確認、説明書添付 エアコン専用コンセント(2P2E)確認 絶縁抵抗1MΩ以上 (6回路一括)		
		電池式煙感知器の設置(台所は消防指導による) 天井設置は壁から60cm、壁付の場合は天井から15cm 以上50cm以内に設置されている		
	住宅用火災警報器	ガタツキがない 紐又は引き紐による動作確認		

資料4 応急仮設住宅団地一覧

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
02-01	宮古市	田老字向新田 148	グリーンピア三陸みやこ	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	248
02-02	宮古市	西ヶ丘一丁目 1 番	西ヶ丘近隣公園 (さくら公園)	公有地	規格部会	株内藤ハウス	35
02-03	宮古市	中里団地 1 番	愛宕公園	公有地	規格部会	株内藤ハウス	81
02-05	宮古市	茂市第 5 地割 5-2	新里生涯学習センターグラウンド	公有地	規格部会	株内藤ハウス	60
02-09	宮古市	赤前第 11 地割 49-2	赤前小学校グラウンド	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	78
02-11	宮古市	近内第 3 地割	近内地区センターグラウンド	公有地	規格部会	株内藤ハウス	43
02-12	宮古市	磯船地内	県立宮古市水産高校第二グラウンド	公有地	規格部会	株内藤ハウス	90
02-13	宮古市	津軽石荷竹地区	荷竹農村公園及び民有地	公・私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	82
02-14	宮古市	音部第 3 地割、第 4 地割	音部地区民有地	私有地	住宅部会	株FP ホームサービス	32
02-15	宮古市	重茂第 1 地割地内	重茂地区民有地	私有地	住宅部会	大東建設(株)	12
02-18	宮古市	重茂 (千鶏) 第 15 地割	千鶏地区民有地	私有地	住宅部会	株FP ホームサービス	13
02-19	宮古市	白浜第 2 地割 90-1	白浜地区市有地	公有地	住宅部会	大東建設(株)	13
02-20	宮古市	田老字向新田 148	グリーンピア三陸みやこテニスコート	公有地	規格部会	株内藤ハウス	122
02-21	宮古市	田老字向新田 148	グリーンピア三陸みやこ駐車場隣接地	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	37
02-22	宮古市	田鎖第 3 地割字袴沢 1	田鎖地区民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	50
02-23	宮古市	津軽石第 14 地割	宮古市立清寿荘隣接農有地	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	29
02-24	宮古市	津軽石第 14 地割	清寿荘中庭	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	22
02-25	宮古市	津軽石第 12 地割	藤畑公民館隣接民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	26
02-28	宮古市	日立浜町 11	漁民住宅跡地	公有地	公営業者	株日盛ハウジング	15
02-30	宮古市	高浜 1 丁目地内	高浜地区民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	44
02-34	宮古市	小山田 4-6	ぎれまち詰所跡地	公有地	公営業者	(有)ぐい	14
02-35	宮古市	小山田 1-1	中継ポンプ場隣接地	公有地	公営業者	(有)ぐい	10
02-40	宮古市	愛宕 1 丁目 4-6	愛宕小学校グラウンド	公有地	規格部会	株内藤ハウス	45
02-42	宮古市	田老字西向山墾内	墾内地区市有地	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	35
02-43	宮古市	日立浜町 4	浄土ヶ浜第 3 駐車場	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	30
02-44	宮古市	重茂第 29 地割地内	大程地区民有地	私有地	住宅部会	大東建設(株)	4
02-45	宮古市	重茂第 2 地割龍上地内	宮古市立重茂小学校隣接民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	8
02-46	宮古市	宮町 3 丁目 7	ひばり公園	公有地	住宅部会	積水ハウス(株)	24
02-47	宮古市	長町 2 丁目 5	つくし公園	公有地	公営業者	昭栄建設(株)	13
02-48	宮古市	近内第 11 地割地内	川端瀬戸付近公園予定地	公有地	住宅部会	大東建設(株)	10
02-49	宮古市	日の出町 7-1	宮古第二中学校	公有地	規格部会	郡リース	96
02-50	宮古市	崎山第 3 地割地内	崎山地区民有地	私有地	住宅部会	東日本ハウス(株)	44
02-51	宮古市	南町 6	南公園	公有地	住宅部会	積水ハウス(株)	24

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
02-52	宮古市	宮町4丁目5-5	あゆみ公園	公有地	住宅部会	積水ハウス(株)	16
02-53	宮古市	板屋2丁目4	板屋公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	22
02-54	宮古市	実田2丁目1	みた公園及び隣接民有地	公・私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	34
02-55	宮古市	崎山第1地割34-3	若葉台公園	公有地	住宅部会	大東建設(株)	7
02-56	宮古市	上村1丁目7	わむら公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12
02-57	宮古市	八木沢2丁目8-5	八木沢公園	公有地	住宅部会	積水化学工業(株)	16
02-58	宮古市	西町2丁目4	つつじが丘公園	公有地	住宅部会	東日本ハウス(株)	12
02-59	宮古市	田の神2丁目4-3	田の神公園	公有地	住宅部会	東日本ハウス(株)	12
02-60	宮古市	山口2丁目1-2	やどり木公園	公有地	住宅部会	東日本ハウス(株)	15
02-61	宮古市	重茂第2地割籠上地内	重茂小学校グラウンド	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	15
02-66	宮古市	西ヶ丘4丁目5	西ヶ丘分譲地	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	14
02-67	宮古市	西ヶ丘1丁目8-4	げんき公園及び分譲地	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	14
02-68	宮古市	西ヶ丘2丁目6	なかよし公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	18
02-69	宮古市	西ヶ丘3丁目11	にしかおか公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	24
02-70	宮古市	長町1丁目7-2	長町公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12
02-71	宮古市	佐原2丁目9-1	わかば公園	公有地	住宅部会	東日本ハウス(株)	11
02-72	宮古市	藤原3丁目8	藤原3丁目民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス(株)	28
02-74	宮古市	松山第6地割	松山第6地割民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	37
02-76	宮古市	熊野町6	鎌ヶ崎児童遊園	公有地	公募業者	(有)エル カサ	20
02-77	宮古市	熊野町6	鎌ヶ崎小学校	公有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	30
02-81	宮古市	西町1丁目4	西公園	公有地	公募業者	昭栄建設(株)	20
02-83	宮古市	上鼻2丁目40-8	かんばな2丁目公園	公有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	12
02-84	宮古市	西ヶ丘1-1	西ヶ丘近隣公園西側	公有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	15
02-85	宮古市	佐原3丁目7	佐原地区民有地	私有地	公募業者	ジェイウッド	12
02-86	宮古市	日影町143-1	日影町地区民有地	私有地	住宅部会	(有)エスエムケー	10
02-87	宮古市	宮古市田老星山54	田老第三小学校グラウンド	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	7
02-88	宮古市	和見町9-29	県立宮古児童相談所	公有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	16
02-89	宮古市	田老字西向山榎内地内	榎内地地区民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	33
02-90	宮古市	田鎖第9地割60-6	田鎖第9地割民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	27
03-01	大船渡市	盛町字沢川30ほか	盛小学校グラウンド	公有地	公募業者	富士工業(株)	50

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
03-02	大船渡市	盛町字東町7	東町公園	公有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	13
03-05	大船渡市	大船渡町地ノ森35-13	防災公園予定地	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	72
03-06	大船渡市	大船渡町字山馬越68-2	大船渡北小学校グラウンド	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	88
03-07	大船渡市	大船渡町字永沢94-1	大船渡市立大船渡中学校グラウンド	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	138
03-08	大船渡市	末崎町字平林	大船渡市立末崎中学校	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	70
03-09	大船渡市	末崎町字山岸	大船渡市立末崎小学校	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	58
03-11	大船渡市	赤崎町鳥沢10-2	大船渡市立蛸ノ浦小学校	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	47
03-14	大船渡市	猪川町字長洞62-1ほか	総合公園予定地(その1~その3)	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	308
03-16	大船渡市	三陸町綾里字黒土田99-1	大船渡市立綾里中学校グラウンド	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	90
03-21	大船渡市	三陸町越喜来字仲崎兵183	崎浜小学校	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	35
03-23	大船渡市	三陸町越喜来杉下56-4	山村広場	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	94
03-24	大船渡市	猪川町字糠蘆石23	猪川小学校グラウンド	公有地	公募業者	(株)長谷川建設	50
03-25	大船渡市	立根町字宮田86	第一中学校	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	120
03-26	大船渡市	赤崎町字大立地内	大立地区民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	65
03-27	大船渡市	末崎町字大田142-10	大船渡市営球場	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	134
03-29	大船渡市	大船渡町字上平26-1~7、26-9	上平地区民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	41
03-30	大船渡市	赤崎町後ノ入12-1外	後ノ入地区民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	64
03-31	大船渡市	赤崎町字清水154-1外	赤崎町清水地内民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	19
03-32	大船渡市	末崎町字小中井108-2	小中井地区民有地	私有地	住宅部会	大東建託(株)	27
03-33	大船渡市	末崎町大豆沢24-1	大豆沢地区民有地	私有地	住宅部会	大東建託(株)	24
03-36	大船渡市	三陸町越喜来字甫嶺地内	甫嶺地区民有地	私有地	公募業者	日本住宅(株)	27
03-37	大船渡市	赤崎町字山口地内	山口地区民有地	私有地	住宅部会	大東建託(株)	27
03-38	大船渡市	猪川町字長谷堂地内	県営長谷堂アパート跡地	公有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	21
03-39	大船渡市	赤崎町字後ノ入地内	後ノ入地区北側民有地	私有地	住宅部会	大東建託(株)	14
03-41	大船渡市	盛町下館下39-4	盛町下館下民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	16
03-42	大船渡市	猪川町字下権見堂地内	下権見堂公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12
03-43	大船渡市	猪川町字前田地内	前田公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
03-44	大船渡市	猪川町字前田地内	猪川公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12
03-46	大船渡市	大船渡町字下船渡地内	下船渡公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	10
03-47	大船渡市	大船渡町富沢42-1	富沢公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	8
03-48	大船渡市	猪川町鞆石53-5	鞆石地区県有地	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	8
03-49	大船渡市	猪川町久名畑地内	久名畑地区東側民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	16
03-51	大船渡市	三陸町吉浜字上野93-1	吉浜飛込接ゲートボール場	公有地	住宅部会	ハナホーム(株)	5
03-53	大船渡市	盛町字木町	佐倉里公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	6
03-54	大船渡市	盛町字館下	館下公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	6
03-55	大船渡市	赤崎町字合足72-4北側	合足地区民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	4
06-01	久慈市	小久慈町37-32-1	旧久慈市立長内中学校グラウンド	公有地	規格部会	郡リース	10
06-02	久慈市	長内町43-81-2	旧岩手県立久慈水産高校	公有地	公営業者	東照建設(株)	5
09-01	陸前高田市	矢作町55-1	陸前高田市立下矢作小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和リース工業	40
09-02	陸前高田市	竹駒町字中の沢181	陸前高田市立竹駒小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和リース(株)	96
09-04	陸前高田市	気仙町字牧田17番地	陸前高田市立長部小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和ハウス工業(株)	44
09-05	陸前高田市	高田町字鳴石5-1	陸前高田市立第一中学校グラウンド	公有地	規格部会	大和ハウス工業(株)	150
09-06	陸前高田市	米崎町字川内1	米崎小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和ハウス工業	60
09-08	陸前高田市	広田町字大久保124番地1	旧広田水産高校グラウンド	公有地	規格部会	大和リース(株)	132
09-10	陸前高田市	高田町字栃ヶ沢地内	栃ヶ沢地区民有地	私有地	規格部会	大和ハウス工業	46
09-11	陸前高田市	横田町字志田実3-1	陸前高田市立横田小学校	公有地	規格部会	大和ハウス工業(株)	54
09-12	陸前高田市	高田町字長砂	高田高校第二グラウンド	公有地	規格部会	大和リース(株)	148
09-15	陸前高田市	矢作町字愛若下30-1	矢作中学校グラウンド	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	40
09-16	陸前高田市	矢作町字片地家 地内	旧下矢作診療所跡地	公有地	公営業者	佐野建設(株)	20
09-17	陸前高田市	矢作町字調方 地内	下矢作教員住宅跡地	その他	住宅部会	大和ハウス工業(株)	34
09-18	陸前高田市	矢作町字打越 地内	打越地区民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	19
09-19	陸前高田市	横田町字久連平17-1	陸前高田市立横田中学校	公有地	規格部会	大和ハウス工業(株)	94
09-20	陸前高田市	横田町字三日市地内	三日市工業団地予定地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	24
09-21	陸前高田市	竹駒町字滝の里地内	滝の里工業団地	公有地	規格部会	大和リース(株)	86
09-22	陸前高田市	竹駒町字下壺地内	下壺地区民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	20

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
09-25	陸前高田市	気仙町字要谷	要谷地区民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	18
09-27	陸前高田市	気仙町字要谷	要谷地区北側民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	13
09-29	陸前高田市	高田町字山苗代	サンビレッジ敷地	公有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	37
09-32	陸前高田市	米崎町字神田 113	陸前高田市立米崎中学校	公有地	規格部会	大和リース(株)	89
09-35	陸前高田市	小友町字糠沢 155-78	オートキャンプ場モビリア	公有地	規格部会	大和リース(株)	60
09-37	陸前高田市	小友町字矢の浦 106	矢の浦公民館	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	20
09-38	陸前高田市	広田町字大久保 9	陸前高田市立広田小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和ハウス工業(株)	66
09-40	陸前高田市	竹駒町字相川	相川地区民有地	私有地	住宅部会	積水化学工業(株)	28
09-41	陸前高田市	長部保育所隣接地	長部保育所隣接民有地	私有地	住宅部会	大東建設(株)	7
09-42	陸前高田市	気仙町字二日市地内	二日市地区民有地	私有地	公募業者	大伸工業(株)	20
09-44	陸前高田市	小友町字三日市地内	三日市地区民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	27
09-46	陸前高田市	高田町字中和野 24	中和野地区民有地	私有地	住宅部会	大東建設(株)	33
09-48	陸前高田市	広田町字長河	長河地区民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	26
09-49	陸前高田市	小友町字糠沢 155-78	オートキャンプ場モビリア キャンプサイト	公有地	公募業者	日盛ハウジング、住田住宅産業	108
09-50	陸前高田市	小友町字柳沢 34	柳沢地区民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	20
09-57	陸前高田市	竹駒町字細網沢地内	細網沢地区民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	29
09-58	陸前高田市	高田町字大隅地内	大隅地区民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	30
09-59	陸前高田市	気仙町上長部 171-4 他	上長部地区民有地	私有地	規格部会	大和リース(株)	41
09-60	陸前高田市	気仙町字町裏地	町裏地区民有地	私有地	公募業者	(株)舞石組	9
09-63	陸前高田市	小友町字財当地内	財当地区民有地	私有地	公募業者	佐野建設(株)	47
09-64	陸前高田市	米崎町字西風道地内	西風道地区民有地	私有地	公募業者	EC南部コーポレーション	36
09-65	陸前高田市	米崎町字和野地内	和野地区民有地	私有地	公募業者	EC南部コーポレーション	18
09-67	陸前高田市	米崎町字高畑 176-1	高畑地区民有地	私有地	公募業者	EC南部コーポレーション	28
09-68	陸前高田市	米崎町字和方 93-2	和方地区民有地	私有地	公募業者	EC南部コーポレーション	8
09-70	陸前高田市	横田町字狩集 601	狩集地区民有地	私有地	公募業者	EC南部コーポレーション	12
09-71	陸前高田市	横田町字堂の沢地内	堂の沢地区民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	34
09-72	陸前高田市	竹駒町字上壺地内	上壺地区民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	13

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
09-73	陸前高田市	気仙町字二日市地内	二日市地区北側民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	20
09-74	陸前高田市	高田町字西和野地内	西和野地区南側民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	29
09-75	陸前高田市	米崎町字佐野地内	佐野地区民有地	私有地	公募業者	(株)長谷川建設	40
09-77	陸前高田市	米崎町字堂の前地内	堂の前地区民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	13
09-78	陸前高田市	気仙町字二日市地内	二日市地区東側民有地	私有地	公募業者	(株)舞石組	22
09-79	陸前高田市	高田町字太田地内	太田地区民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	28
09-80	陸前高田市	高田町字大隅地内	大隅地区西側民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	12
09-81	陸前高田市	高田町字大隅69-2	松原ホーム	公有地	規格部会	大和リース株	10
09-82	陸前高田市	米崎町字館地内	あすなるホーム	私有地	規格部会	大和リース株	10
10-01	釜石市	天神町5-17 付近	旧釜石小学校・旧第一中学校跡地(10-08 とセット)	公有地	規格部会	郡リース	139
10-06	釜石市	甲子町第15地割	旧釜石市立小川小学校グラウンド	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	56
10-10	釜石市	桜木町一丁目1-5	釜石市民体育館前グラウンド及び駐車場	公有地	規格部会	郡リース	113
10-11	釜石市	上中島町三丁目5	上中島多目的グラウンド	私有地	規格部会	郡リース	185
10-12	釜石市	中妻町三丁目3	昭和園グラウンド	私有地	規格部会	郡リース	118
10-18	釜石市	野田町二丁目16	野田西公園	公有地	住宅部会	大和ハウス工業株	49
10-19	釜石市	定内町三丁目4	向定内公園	公有地	住宅部会	大和ハウス工業株	42
10-23	釜石市	平田第5地割	平田公園多目的グラウンド	公有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	240
10-24	釜石市	大字平田第6地割	旧釜石商業高校跡地	公有地	規格部会	郡リース	111
10-28	釜石市	小佐野町3丁目6	旧釜石市立小佐野中学校グラウンド	私有地	規格部会	郡リース	59
10-29	釜石市	野田町1丁目	野田中央公園	公有地	住宅部会	大和ハウス工業株	36
10-30	釜石市	栗林町第17地割	栗林地区民有地	私有地	規格部会	郡リース	87
10-31	釜石市	箱崎町第5地割24	箱崎地区民有地A~C	私有地	規格部会	郡リース	82
10-32	釜石市	甲子町第10地割松倉8 付近	松倉地区民有地A~D	公・私有地	規格部会	郡リース	125
10-33	釜石市	鶴住居第28地割	日向地区民有地A~E	私有地	規格部会	郡リース	199
10-37	釜石市	平田第9地割	佐須地区民有地1, 2	私有地	公募業者	(株)平野組	13
10-40	釜石市	平田第8地割	尾崎白浜地区民有地	私有地	公募業者	(株)平野組	17
10-44	釜石市	栗林町第21地割	砂子畑集会所付近民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	36
10-45	釜石市	鶴住居町第5地割	田郷地区民有地	私有地	規格部会	郡リース	191
10-46	釜石市	唐丹町字小白浜4-3-7 付近	唐丹町小白浜地区民有地	私有地	規格部会	日成ビルド工業株	49
10-51	釜石市	唐丹町字上荒川146-2	荒川地区集会所跡地	公有地	公募業者	日本住宅株	18
10-53	釜石市	唐丹町字大石地内	旧大石小学校(大石地或交流センター)	公有地	公募業者	(株)小原建設	6
10-54	釜石市	唐丹町字松島地内、字大曾根地内	大曾根地区民有地	私有地	規格部会	郡リース	29

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
10-55	釜石市	大平町2丁目6	釜石市営大平住宅跡地	公有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	17
10-58	釜石市	鶴住居町第25地割10-9	鶴住居地区民有地(山崎デイサービスセンター駐車場)	私有地	公募業者	(株)小原建設	16
10-62	釜石市	鶴住居町第29地割	日向地区国有地	公有地	公募業者	(株)タカヤ	17
10-66	釜石市	大字平田第6地割1-19	旧県立釜石商業高校グラウンド北側	公有地	規格部会	郡リース	123
10-71	釜石市	栗林町第17地割道々地内	道々地区民有地A、B	私有地	規格部会	郡リース	66
10-72	釜石市	鶴住居町第4地割34番地隣地	長持橋上流側民有地	私有地	公募業者	東日本アセットマネジメント(株)	12
10-73	釜石市	鶴住居町第4地割23番地隣地	長持橋下流側民有地	私有地	規格部会	郡リース	69
10-76	釜石市	鶴住居町第3地割川目	川目地区南側民有地	私有地	規格部会	郡リース	24
10-77	釜石市	鶴住居町第2地割太田	太田地区民有地	私有地	規格部会	郡リース	12
10-78	釜石市	甲子町第15地割中川地内	近隣公園運動広場	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	66
10-79	釜石市	箱崎町第7地割9-3	箱崎地区北側民有地	私有地	規格部会	郡リース	6
10-80	釜石市	両石町第4地割女遊部	女遊部地区公有地	公有地	公募業者	日本住宅(株)	8
10-81	釜石市	甲子町第10地割	松倉地区サッカー場	私有地	公募業者	日本住宅(株)	138
10-83	釜石市	甲子町第9地割	大畑地区北側民有地	私有地	規格部会	郡リース	12
10-84	釜石市	甲子町第9地割216付近	大畑地区南側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	45
10-86	釜石市	栗林第24・25地割地内	栗林地区排水処理場丘接民有地	私有地	公募業者	日本住宅(株)	111
10-87	釜石市	甲子町第8地割地内	大畑地区東側民有地	私有地	公募業者	日本住宅(株)	41
10-88	釜石市	甲子町第8地割267付近	大畑地区西側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	36
10-89	釜石市	甲子町第9地割216付近	大畑地区南側民有地2	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	27
10-90	釜石市	栗林町第20地割地内	栗林地区公有地	公有地	公募業者	東日本アセットマネジメント(株)	32
10-91	釜石市	唐丹町字川目地内	唐丹町川目地区民有地1~4	私有地	規格部会	郡リース	67
10-92	釜石市	箱崎地内	旧白浜小学校グラウンド	公有地	公募業者	(株)小原建設	20
10-93	釜石市	鶴住居町第29地割	日向地区西側民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	6
10-94	釜石市	甲子町第3地割地内	大松地区民有地(旧西中学校跡地)	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	120
10-95	釜石市	平田第5地割92-8	平田公園野球場隣接地	公有地	規格部会	郡リース	42
10-96	釜石市	釜石第16地割地内	大平地区市有地	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	19
10-97	釜石市	大只越町1丁目地内	大只越地区市有地	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	12
25-01	大槌町	金澤第29地割19	大槌町立金沢小学校グラウンド	公有地	規格部会	コマツハウス(株)	15
25-02	大槌町	小鏡第13地割3	小鏡小学校グラウンド	公有地	規格部会	大和リース(株)	12
25-05	大槌町	小鏡第21地割地内	小鏡地区民有地	公・私有地	規格部会	三協フロンテア(株)	92
25-06	大槌町	安渡2丁目第11地割	安渡小学校グラウンド	公有地	公募業者	(株)下館工務店	34
25-07	大槌町	吉里吉里1丁目215番	大槌町立吉里吉里中学校グラウンド	公有地	規格部会	三協フロンテア(株)	80
25-08	大槌町	大槌第10地割	柗内工業団地内	私有地	規格部会	三協フロンテア(株)	44
25-11	大槌町	小鏡第21地割先	三枚堂橋上流西側民有地	私有地	規格部会	コマツハウス(株)	56

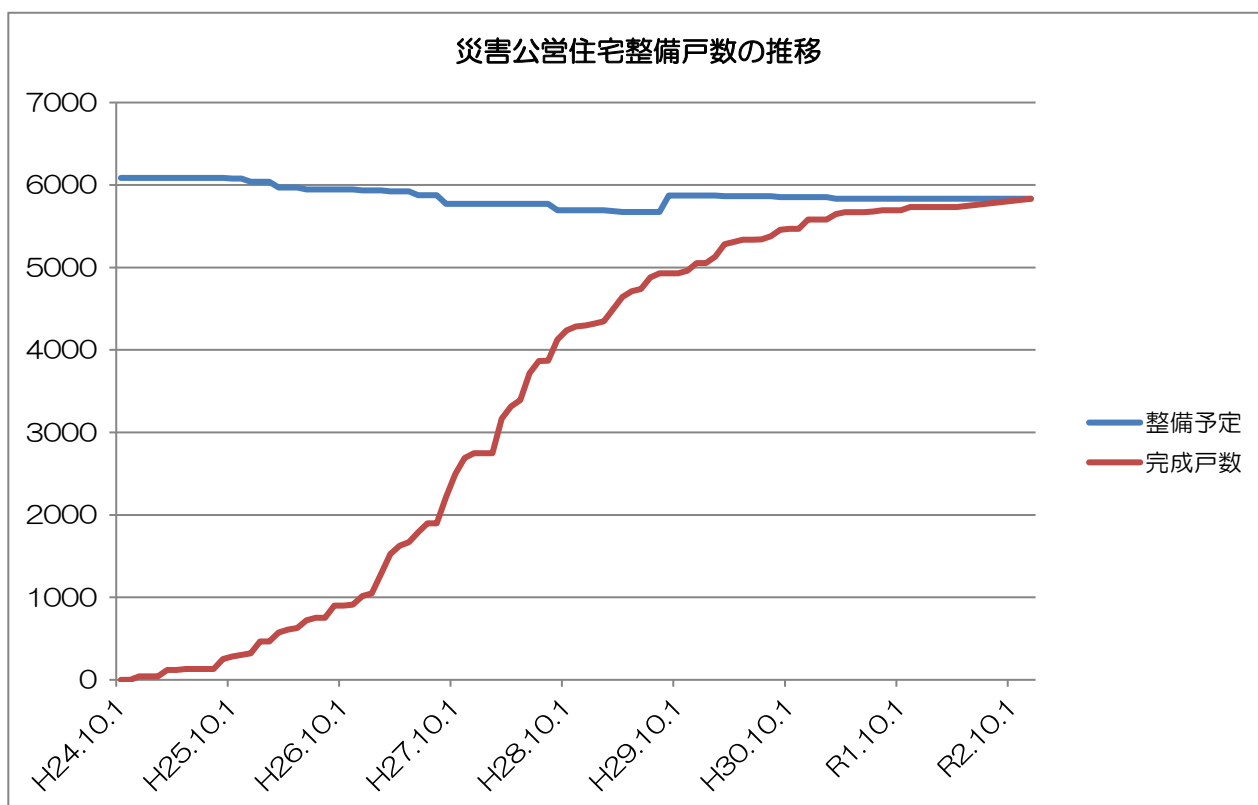
ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
25-12	大槌町	小槌第17地割菅根	清掃事業所上流側民有地	私有地	規格部会	大和リース㈱	74
25-14	大槌町	小槌第23地割寺野	勤労青少年体育センター隣接民有地	公・私有地	公募業者	(株)小原建設	30
25-20	大槌町	小槌第18地割中村	中村地区中村沢隣接民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	60
25-25	大槌町	赤浜1丁目2-1付近	赤浜町宮住宅北側民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	36
25-26	大槌町	赤浜1丁目6番先	赤浜1丁目民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	23
25-28	大槌町	小槌第19地割三枚堂	三枚堂ポンプ場隣接民有地	私有地	規格部会	大和リース㈱	18
25-29	大槌町	小槌第14地割蔭打直	蔭打直(わらびうちな)地区民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	22
25-30	大槌町	小槌第21地割地内	高清水団地隣接民有地	私有地	規格部会	三協フロンテア㈱	13
25-32	大槌町	大槌第5地割内	患水講橋下流民有地(その1、その2、その3)	私有地	住宅部会	ハナホーム㈱	95
25-33	大槌町	大槌第5地割内	患水講橋上流民有地(その4)	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	40
25-34	大槌町	大槌第5地割地内	和野橋下流民有地(その1~6)	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	273
25-35	大槌町	大槌第5地割地内	和野橋上流民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	34
25-36	大槌町	吉里吉里第9地割地内	吉里吉里地区民有地	私有地	規格部会	立川ハウス工業㈱	101
25-37	大槌町	赤浜2丁目3番地内	赤浜2丁目東側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	22
25-39	大槌町	大槌第7地割	巽岩橋上流右岸	私有地	公募業者	(株)タカヤ	62
25-40	大槌町	大槌第7地割	前段橋下流右岸	私有地	公募業者	(株)タカヤ	46
25-42	大槌町	大槌第12地割㟨内	大槌橋下流側民有地	私有地	規格部会	大和リース㈱	59
25-43	大槌町	大槌第12地割㟨内	大槌橋上流側民有地	私有地	規格部会	大和リース㈱	46
25-44	大槌町	赤浜2丁目3番地内	赤浜2丁目西側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	42
25-45	大槌町	安渡3丁目8番地内	安渡古学校	私有地	公募業者	(株)タカヤ	13
25-46	大槌町	安渡1丁目5番地内	大徳院上民有地	私有地	公募業者	(株)下館工務店	13
25-48	大槌町	小槌第21地割三枚堂	三枚堂橋下流側民有地	私有地	規格部会	三協フロンテア、コマツハウス	120
25-49	大槌町	小槌第18地割中村	中村地区西側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	17
25-50	大槌町	小槌第16地割	四季の郷隣接民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	96
25-52	大槌町	小槌第18地割中村	中村地区東側民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	26
25-53	大槌町	大槌第14地割地内	大槌町鯉鱒人工孵化場隣接民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業㈱	27
25-54	大槌町	吉里吉里第9地割地内	吉里吉里地区民有地その2	私有地	規格部会	立川ハウス工業㈱	58
25-55	大槌町	小槌第17地割地内	清掃事業所下流側民有地	私有地	公募業者	(株)小原建設	19
25-56	大槌町	小槌第21地割	高清水団地隣接民有地南側	私有地	規格部会	三協フロンテア㈱	24
25-57	大槌町	小槌第18地割地内	山岸橋上流右岸民有地	私有地	公募業者	東日本アセットマネジメント㈱	30

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
25-59	大槌町	吉里吉里2丁目地内	吉里吉里2丁目民有地(堤乳幼児保育園横)	私有地	公募業者	(株)小原建設	25
25-60	大槌町	小槌第26地割	生井沢地区民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	40
25-62	大槌町	大槌第15地割	迫又地区民有地	私有地	規格部会	大和リース株	12
25-63	大槌町	吉里吉里第5地割	吉里吉里第5地割民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	36
25-64	大槌町	小槌第14地割藤打直	藤打直地区北側民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	26
25-65	大槌町	小槌第17地割地内	清帯事業所上流東側民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	50
25-66	大槌町	赤浜1丁目6番	赤浜1丁目北側民有地	私有地	公募業者	日本住宅株	14
25-68	大槌町	大槌第28地割地内	吉里吉里トンネル付近民有地	私有地	規格部会	大和リース株	7
25-70	大槌町	大槌第12地割地内	八幡神社隣接民有地	私有地	規格部会	大和リース株	18
25-71	大槌町	赤浜2丁目地内	赤浜2丁目北側民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	12
25-72	大槌町	小槌第26地割	生井沢地区民有地南側	私有地	規格部会	大和リース株	33
26-01	山田町	織笠第14地割32-1	山田町立町民グラウンド	公有地	規格部会	立川ハウス工業株	174
26-06	山田町	大沢第6地割51	山田町立大沢小学校グラウンド	公有地	規格部会	コマツハウス株	31
26-08	山田町	飯岡第6地割	旧長野町地跡地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	36
26-09	山田町	飯岡第7地割28-2	山田町立山田南小学校校庭	公有地	規格部会	立川ハウス工業株	35
26-10	山田町	山田第16地割9番10	平安荘庭	公有地	規格部会	郡リース	21
26-11	山田町	山田第12地割	関谷地区民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	72
26-13	山田町	山田第18地割地内	関口農業担い手センター	公有地	住宅部会	積水化学工業株	36
26-14	山田町	織笠第11地割80	山田町立織笠小学校グラウンド	公有地	規格部会	立川ハウス工業株	22
26-15	山田町	大浦第22地割11	大浦漁村センター	公有地	住宅部会	積水ハウス株	20
26-16	山田町	船越第17地割40-2	タブの木荘跡地	公有地	住宅部会	大和ハウス工業株	50
26-18	山田町	船越第9地割266	船越多目的広場		規格部会	立川ハウス工業株	46
26-19	山田町	船越第2地割42	青少年の家前林間駐車場	公有地	住宅部会	積水ハウス株	28
26-22	山田町	豊間根第20地割地内	農村婦人の家グラウンド	公有地	規格部会	大和リース株	20
26-26	山田町	飯岡第7地割地内	町民農園	私有地	公募業者	昭栄建設株	26
26-28	山田町	船越第6地割144-8	旧平安荘跡地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	44
26-29	山田町	船越第20地割80-1	大浦地区民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	48
26-30	山田町	長崎四丁目4-6、4-4	長崎地区民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	26
26-32	山田町	織笠第18地割42-1	猿神農業担い手センター隣接民有地	私有地	規格部会	立川ハウス工業株	87
26-33	山田町	長崎二丁目3-10	長崎2丁目民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	10
26-36	山田町	豊間根第2地割48-3ほか11筆	豊間根地区民有地	私有地	住宅部会	大東建設株	50
26-37	山田町	豊間根第2地割31-2	豊間根地区45号線隣接民有地	私有地	住宅部会	大和ハウス工業株	49
26-38	山田町	山田第3地割地内	下水処理場予定地	公有地	規格部会	立川ハウス工業株	122
26-40	山田町	大沢第11地割浜川目83-1他	浜川目地区民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス株	128
26-42	山田町	山田第3地割地内	県立山田病院隣接民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	35

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
26-43	山田町	山田第15地割64-1	山田北地区東側民有地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	20
26-48	山田町	大沢第4地割地内	山谷コミュニティーセンター隣接民有地	私有地	規格部会	(株)内藤ハウス	52
26-51	山田町	飯岡第7地割地内	旧長崎団地	私有地	住宅部会	(株)FPホームサービス	29
26-52	山田町	飯岡第2地割地内	赤松団地隣接民有地	私有地	公募業者	(株)平野組	24
26-53	山田町	山田第17地割	山田北地区関口川近接民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス(株)	56
26-55	山田町	織笠第19地割	猿神ハス停付近民有地	私有地	公募業者	(株)日盛ハウジング	14
26-56	山田町	船越第9地割	船越家族旅行村芝生公園	公有地	規格部会	(株)内藤ハウス	30
26-59	山田町	山田第17地割	関口地区民有地	私有地	公募業者	(株)タカヤ	49
26-60	山田町	織笠第18地割50	猿神農業担い手センター隣接民有地南側	私有地	規格部会	立川ハウス工業(株)	54
26-62	山田町	大沢第10地割20番地1	大沢地区民有地	私有地	公募業者	(株)平野組	24
26-63	山田町	山田第9地割69番1他	県北ハス停北浜口近接民有地	私有地	住宅部会	東北ミサワホーム	20
26-66	山田町	船越第21地割	大浦地区西側民有地	私有地	公募業者	(株)平野組	10
26-68	山田町	長崎4丁目13番地内	ちびっこ公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	16
26-69	山田町	長崎2丁目地内	わんぱく公園	公有地	住宅部会	東北ミサワホーム	10
26-70	山田町	船越第9地割	浦の浜地区民有地	私有地	住宅部会	積水ハウス(株)	108
26-71	山田町	豊間根第3地割150他	はまなす学園	私有地	住宅部会	大和ハウス工業(株)	20
26-72	山田町	山田第1地割11-3	ケアホーム希望	私有地	規格部会	コマツハウス(株)	10
26-73	山田町	織笠第8地割地内	県立山田高校隣接民有地	私有地	公募業者	(株)平野組	27
26-74	山田町	船越第6地割137番4他	小規模多機能センターやすらぎ	私有地	規格部会	コマツハウス(株)	10
26-75	山田町	織笠第14地割	希望ヶ丘団地近接民有地	私有地	規格部会	コマツハウス(株)	72
26-76	山田町	山田第3地割35番	下水処理場予定地隣接民有地	私有地	住宅部会	ハナホーム(株)	10
26-77	山田町	豊間根第2地割	豊間根地区民有地残地	私有地	規格部会	大和リース(株)	6
26-78	山田町	豊間根第2地割	豊間根地区東側民有地	私有地	規格部会	大和リース(株)	18
26-79	山田町	山田第17地割	関口地区民有地残地	私有地	規格部会	郡リース	24
26-80	山田町	織笠第14地割	希望ヶ丘団地北側民有地	私有地			24
26-81	山田町	豊間根第3地割	豊間根地区南側民有地	私有地	規格部会	大和リース(株)	6
26-82	山田町	船越第6地割	やまびこ公園	公有地	規格部会	郡リース	11
26-83	山田町	山田第16地割	町立関口児童館	公有地	規格部会	郡リース	12
26-84	山田町	山田第12地割	関谷地区民有地残地	私有地	規格部会	郡リース	8
27-02	岩泉町	字中野6-4	屋内多目的運動場グラウンド	公有地	規格部会	大和リース(株)	39
27-03	岩泉町	中島字長内140他	中島地区民有地	公有地	規格部会	大和リース(株)	84
27-05	岩泉町	小本字小成133-2	小成地区民有地	私有地	規格部会	大和リース(株)	20
28-01	田野畑村	管窪43-4地先	岩泉高校田野畑校グラウンド	公有地	規格部会	日成ビルド工業(株)	50
28-02	田野畑村	和野278-	アズビィ仮設駐車場	公有地	公募業者	(株)ジェイウッド	42
28-09	田野畑村	松前沢97	田野畑中学校	公有地	住宅部会	(有)エスエムケー	94
31-06	野田村	野田第22地割114-13	野田中学校	公有地	規格部会	大和リース(株)	128
31-07	野田村	字玉川第2地割62-28	国民宿舎えぼし荘第二駐車場	公有地	公募業者	(有)吉田建設	10

ID	市町村	所在地	通称	地権者	業者種別	施工業者名	戸数
31-08	野田村	野田8地割150-7	米田地区農村公園	公有地	公募業者	東照建設株	18
31-10	野田村	野田14地割13-6	泉沢地区農村公園	公・私有地	公募業者	(有)吉田建設	39
31-15	野田村	大字野田第25地割34他	門前地区北側民有地	私有地	公募業者	(株)日沼工務店	18
33-01	洋野町	種市第1地割23番地	種市地区民有地	私有地	住宅部会	(有)エムエスケ ー	5

資料5 災害公営住宅整備の推移



- H23.10.6 岩手県住宅復興の基本方針を策定
- H24.6.14 災害公営住宅の建設着手（釜石市平田地区着工式）
- H24.9.10 災害公営住宅の整備に関する方針を策定
- H24.12.10 災害公営住宅への入居開始（大船渡市盛中央団地）
- H25.3.25 県事業として初となる災害公営住宅完成（野田村門前小路第1地区）
- H28.1.25 内陸部への災害公営住宅整備のための意向調査実施を記者発表
- H28.3.31 災害公営住宅計画 5,771 戸、完成 3,168 戸
- H30.3.9 初の内陸災害公営住宅が完成（盛岡市備後第1アパート）
- H30.3.31 災害公営住宅計画 5,865 戸、完成 5,284 戸
- H31.3.31 災害公営住宅計画 5,833 戸、完成 5,649 戸
- R1.11.15 大槌町赤浜地区7戸が完成し、沿岸部は全て完成
- R3.2.11 盛岡市南青山アパートの完成式開催、岩手県内の災害公営住宅 5,833 戸全て完成

資料6 県営災害公営住宅団地別データ

宮古市	県営八木沢第2アパート	やぎさわだいに
-----	-------------	---------

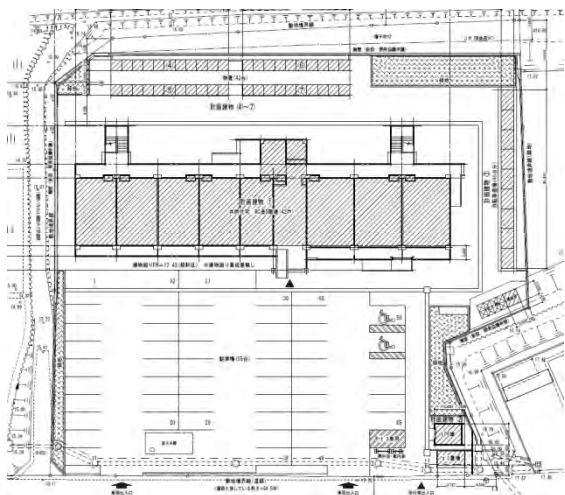
外観



室内（DK 車椅子対応）



配置図



平面図



所在地	宮古市八木沢第6地割90番地
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・42戸
集会所整備	1階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.3.26~H27.10.27 / H27.12.4
設計者	(株)高橋建築設計事務所
施工者	(株)佐賀建設
特徴、配慮した点等	建物は利用者の動線短縮を考慮し、センターコア式（エレベーターを建物中央に設置）としている。屋根のメンテナンス（維持管理）のため、専用の屋外階段を設置した。

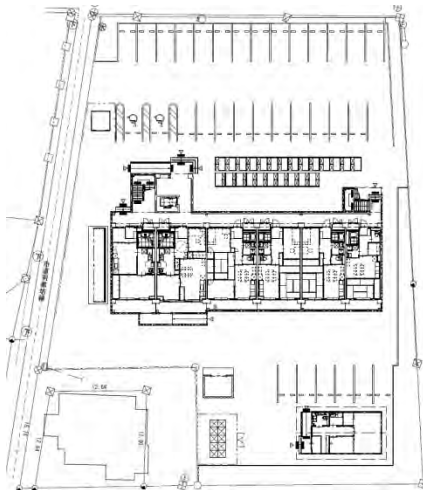
外観



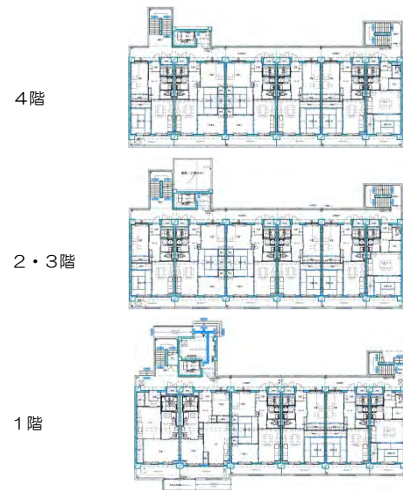
室内（バリアフリー設備）



配置図



平面図



所在地	宮古市上鼻二丁目6番
構造・建て方・戸数	RC造4階・共同住宅・24戸
集会所・LSA整備	別棟
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.7.8~H27.7.15 / H27.8.7
設計者	(株)平野組
施工者	(株)平野組
特徴、配慮した点等	全24戸のうち2戸は車椅子使用者のためのバリアフリータイプとなっている。敷地は住宅や幼稚園が近接しており、建設にあたり周辺への影響にも十分配慮して進められた。

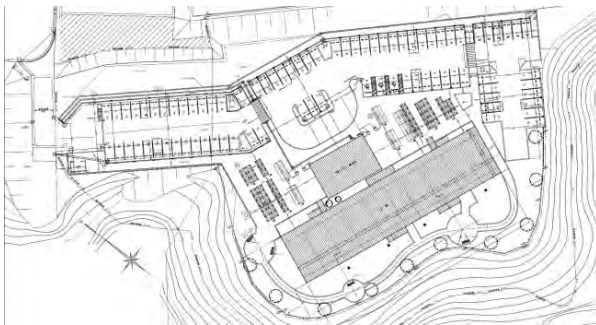
外観



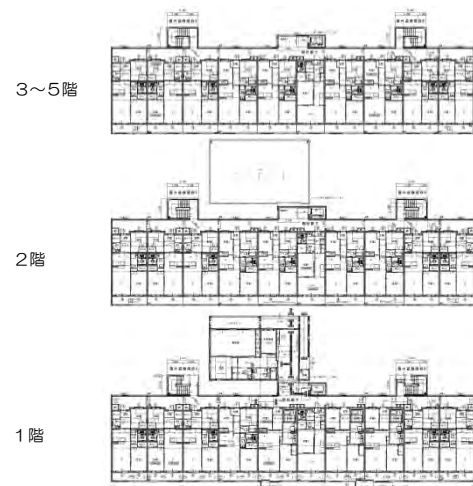
室内



配置図



平面図



所在地	宮古市佐原一丁目2番52
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・50戸
集会所・LSA整備	別棟
整備手法	敷地提案型買収
建設工期/入居開始日	H26.5.8~H27.2.25 / H27.3.18
設計者	(株)渡辺設計事務所
施工者	(株)タカヤ
特徴、配慮した点等	敷地形状に沿った配置とし、ビューパティオと一体となった回遊可能な散策路を設け、眺望を楽しめるよう計画した。集会場を併設し、住民の積極的な交流を促している。

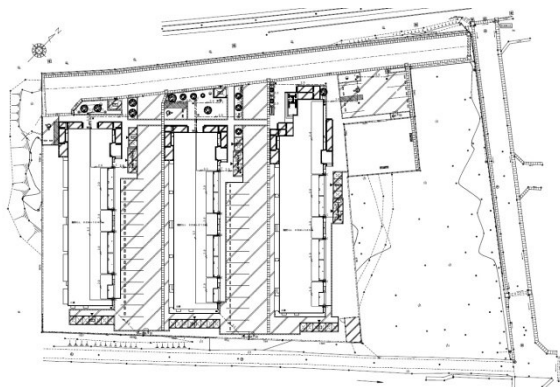
外観



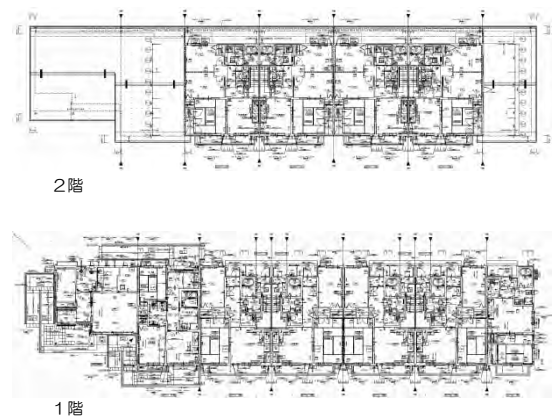
室内



配置図



平面図 (A棟)



所在地	宮古市磯鶏第6地割
構造・建て方・戸数	S造2階・長屋・30戸
集会所・LSA整備	A棟1階
整備手法	敷地提案型買取
建設工期/入居開始日	H26.10.9~H27.3.31 / H27.4.24
設計者	(株)武田菱設計
施工者	積水ハウス(株)
特徴、配慮した点等	動線を考慮し2階建て長屋形式とした。一定の隣棟間隔は、プライバシーや風の流れを考慮しており、水平を強調した切妻屋根、蔵をイメージした白・黒の外壁色で街並み形成に配慮した。型式認定の採用により短期間施工を実現している。

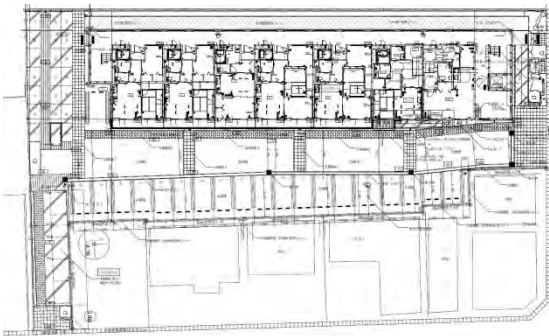
外観



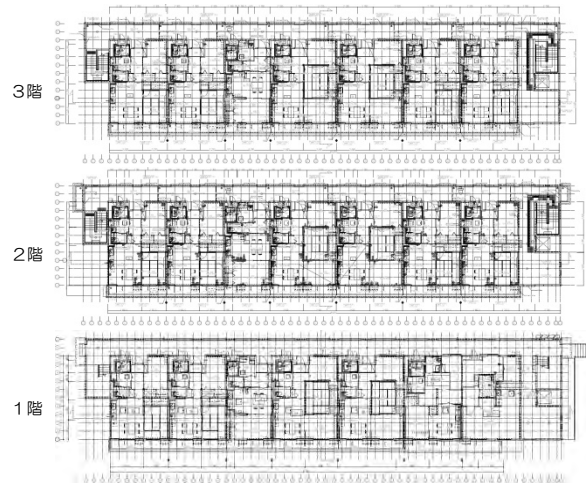
室内



配置図



平面図



所在地	宮古市宮町二丁目2番1
構造・建て方・戸数	S造3階・共同住宅・20戸
集会所・LSA整備	1階
整備手法	敷地提案型買取
建設工期/入居開始日	H26.8.29~H27.3.25 / H27.3.27
設計者	(株)赤沼設計
施工者	大和ハウス工業(株)、陸中建設(株)
特徴、配慮した点等	限られた土地を有効利用するため、建物本体、戸数分の物置、駐車場、屋根付駐輪場を効率よく配置しながら、居住者や近隣住民の憩いの場となるようベンチや植栽等を設置した。また外壁や外構素材は、周囲の街並景観になじむ色調を選定した。

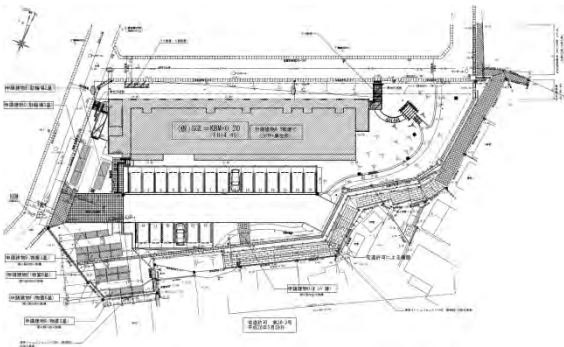
外観



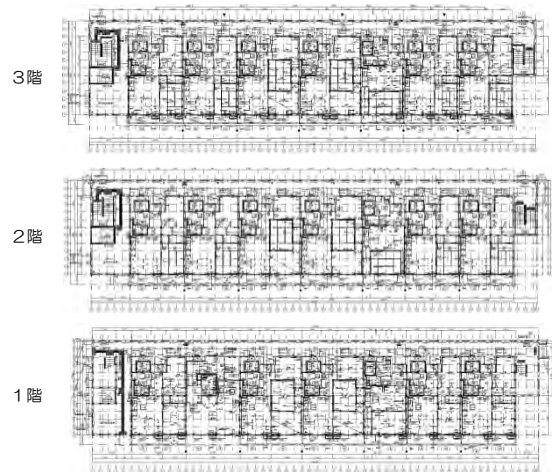
外観



配置図



平面図



所在地	宮古市鴨崎町1番
構造・建て方・戸数	S造3階・共同住宅・20戸
集会所・LSA整備	1階
整備手法	敷地提案型買取
建設工期/入居開始日	H27.4.9~H27.9.30 / H27.10.29
設計者	(株)赤沼設計
施工者	大和ハウス工業(株)、陸中建設(株)
特徴、配慮した点等	植栽豊かな建設前の土地のイメージを踏襲しつつ、宮古湾、浄土ヶ浜方面を望む位置に東屋と散策を楽しめる道を配置した。道路との高低差処理も土留等工作物を極力設置せず、周辺の住宅地と調和がとれるよう張り芝等で緑化に配慮した。

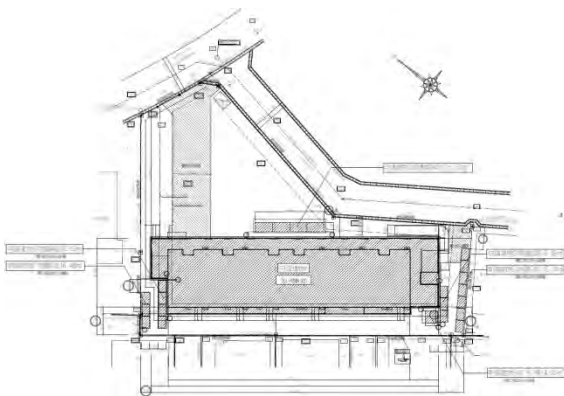
外観



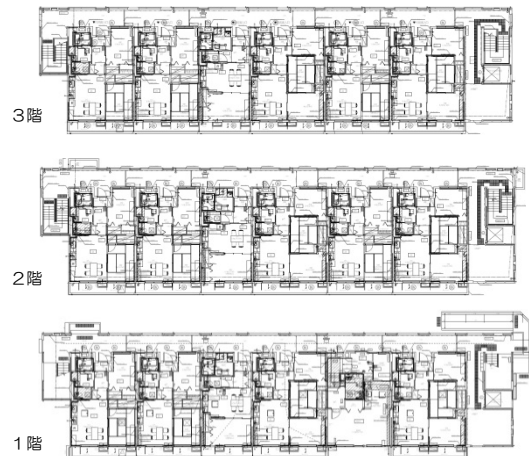
外観



配置図



平面図



所在地	宮古市実田二丁目6番
構造・建て方・戸数	S造3階・共同住宅・17戸
集会所・LSA整備	1階
整備手法	敷地提案型買取
建設工期/入居開始日	H26.12.25~H27.7.13 / H27.7.30
設計者	(株)赤沼設計
施工者	大和ハウス工業(株)、陸中建設(株)
特徴、配慮した点等	周囲の山並みや住宅地の風景になじむ外壁色、舗装色を選定した。街に潤いを与える植栽や憩いの場となるベンチは近隣住民や歩行者の方に使いやすいよう沿道際に配置。ソーラーライトやLED街灯も景観に配慮したデザインにて選定した。

外観



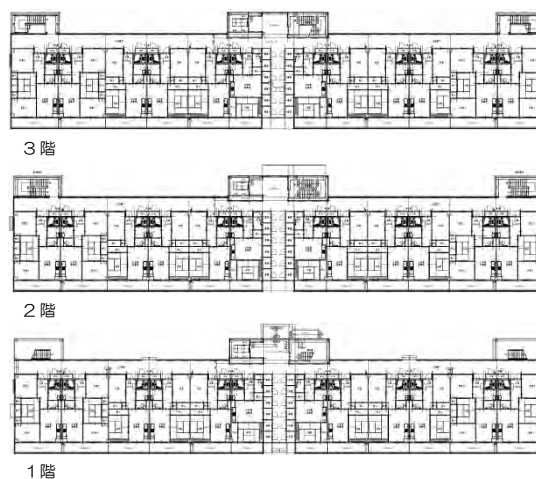
集会所



配置図



平面図



所在地	上閉伊郡山田町豊間根第3地割1番地6、2番地5
構造・建て方・戸数	S造3階・共同住宅・72戸
集会所・LSA整備	別棟・LSA未整備
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H25.7.16~H26.6.27 / H26.7.23
設計者	(株)高橋建築設計事務所
施工者	菱和建设(株)
特徴、配慮した点等	早期の住宅整備のため、鉄筋コンクリート造ではなく、工場製作品を多く使用し、現場での工期短縮が図れる鉄骨造で計画された。周囲に低層の建物が立ち並ぶ住宅地での整備のため、階高を低く抑え、景観に配慮し勾配屋根を設けた。

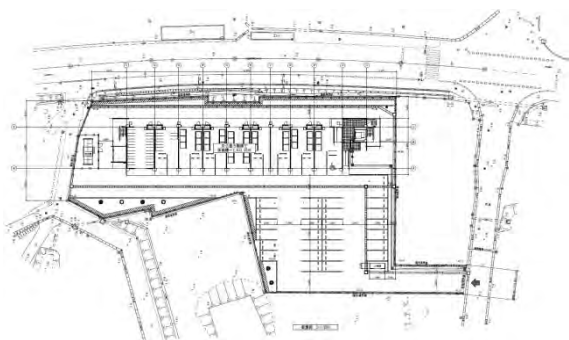
外観



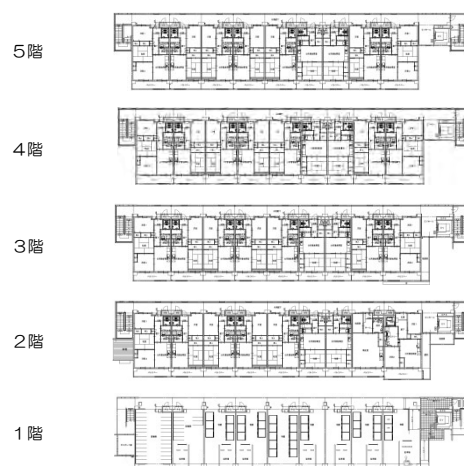
外観



配置図



平面図



所在地	上閉伊郡山田町大沢第6地割3番地9
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・35戸
集会所・LSA整備	2階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.10.25~H28.3.17 / H28.4.26
設計者	(株)高橋建築設計事務所
施工者	成和建设(株)
特徴、配慮した点等	浸水に備え住戸は2階以上へ設置。また、限られた敷地のため建物下のスペースは駐車場、自転車置場、物置スペースとして有効利用した。幹線道路(国道45号)沿いのため道路側外観は単調とならないようアクセントを設けている。

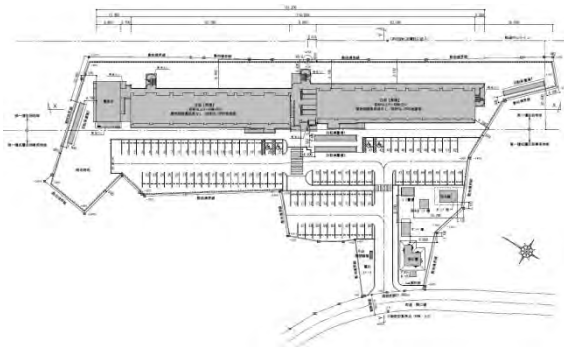
外観



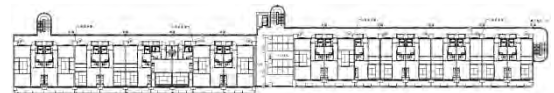
室内



配置図



平面図



3・4階



2階



1階

所在地	上閉伊郡山田町山田第 11 地割 18 番 1
構造・建て方・戸数	RC 造 4 階・共同住宅・72 戸
集会所・LSA 整備	1 階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.12.11~H28.10.26 / H28.11.18
設計者	平野建築事務所
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	J R山田線（現・三陸鉄道）に隣接。排水経路が被災により不明であり、排水処理に苦慮した他、敷地に至る道の幅員等から杭長等の考慮に時間を要している。住棟にはトランクルームを各フロアーに設け、居住者の利便性を図った。

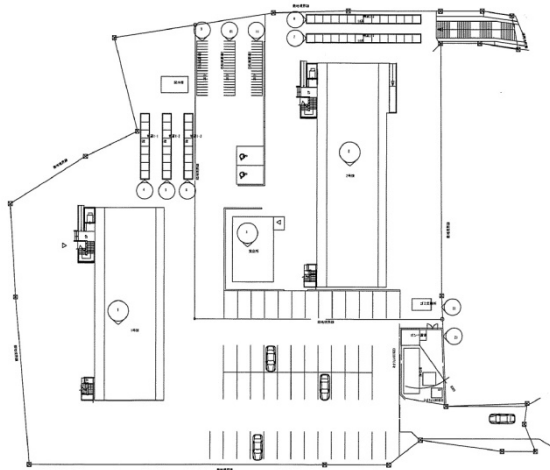
外観



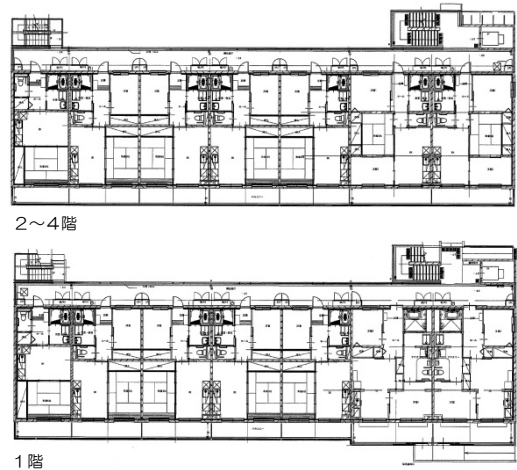
室内（集会所）



配置図



平面図（2号棟）



所在地	上閉伊郡山田町織笠第 14 地割 24 番地 3
構造・建て方・戸数	RC 造 4 階・共同住宅・52 戸
集会所・LSA 整備	別棟
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.10.11~H27.10.21 / H27.11.20
設計者	(株)中居敬一都市建築設計
施工者	宮城建設(株)
特徴、配慮した点等	遠くに山田湾を望む高台の敷地に、住棟 2 棟と別棟の集会所を整備した。RC 造の住棟は、工期短縮を目的として、県による災害公営住宅としては唯一「プレキャスト工法」を採用した。また、集会所は木造とし、温かみのある建物としている。

外観



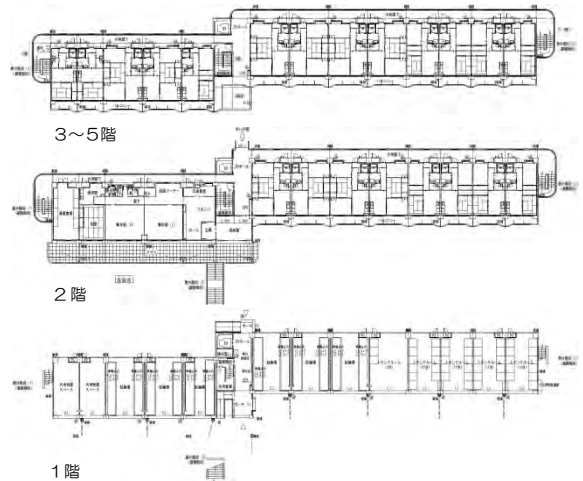
ゆいの路



配置図



平面図（1号棟）



所在地	上閉伊郡大槌町大槌第 14 地割 142 番地 2、195 番地、120 番地 9
構造・建て方・戸数	RC 造 5 階・共同住宅・151 戸
集会所・LSA 整備	2 階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H25.7.16~H27.10.14 / H27.10.30
設計者	(株)久慈設計
施工者	樋下建設(株)、日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	計画地が浸水地域に位置することから、1 階を駐車場等とし、2 階以上に居室を配置した。各棟の 2 階を高架通路「ゆいの路」にてつなぎ、集会所に直接アクセスできるようにし、コミュニティ創出と浸水時の安全な避難を確保している。

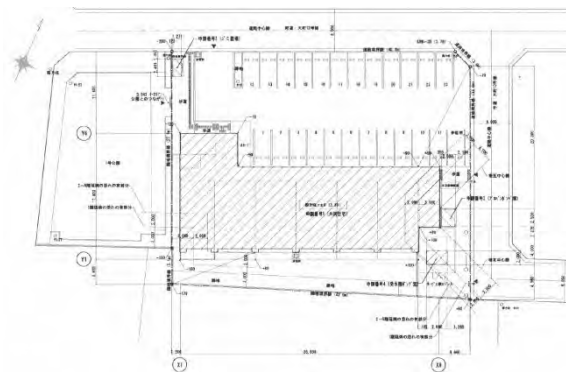
外観



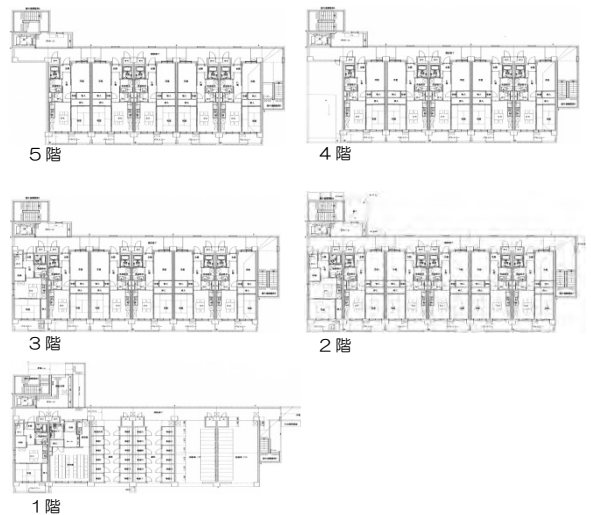
室内



配置図



平面図



所在地	上閉伊郡大槌町大町9番9号
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・23戸
集会所・LSA整備	1階・LSA未整備
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H29.9.21~H30.9.15 / H30.11.22
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	(株)佐賀組
特徴、配慮した点等	用地が狭く、駐車場を確保するため駐輪場と物置は1階に設けている。接する公園は利用者と入居者との交流が図れるよう出入りを設けた。又、公園からの圧迫感を無くすため一部を3階建てとした。

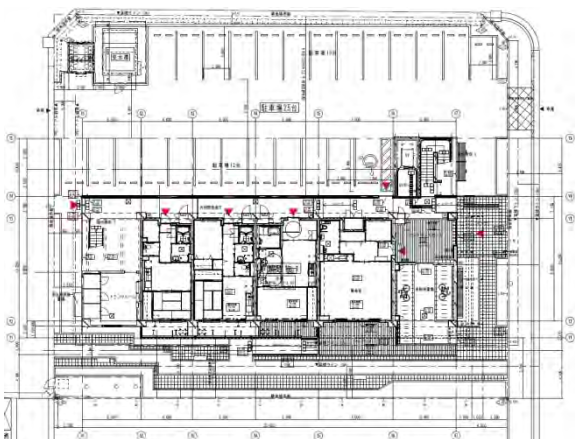
外観



エントランス付近



配置図



平面図



所在地	上閉伊郡大槌町上町 18 番 10 号
構造・建て方・戸数	RC 造 5 階・共同住宅・23 戸
集会所・LSA 整備	1 階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H29.3.29~H31.3.22 / R1.7.1
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	主要道路と公園に面したエントランス入口前には、地域コミュニティの場となる木造瓦葺きの下屋（雁木）とベンチを設け、居住者以外でも、どの世代にとっても、コミュニティエリアとなるように配慮した。

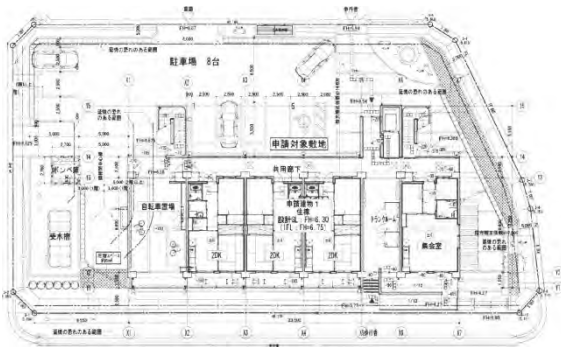
外観



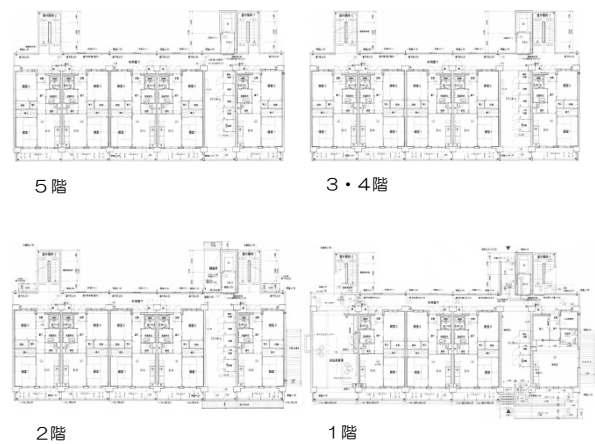
室内



配置図



平面図



所在地	上閉伊郡大槌町安渡三丁目2-5
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・23戸
集会所・LSA整備	1階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H29.9.15~H30.12.10 / H30.12.21
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	敷地南東側に集会所を中心としたコミュニティ空間と、日当たりのよいウッドデッキを設け、はす向かいに計画されている公園・緑地（海に最も近い広場）と包括的なコミュニティエリアになるよう考慮した。

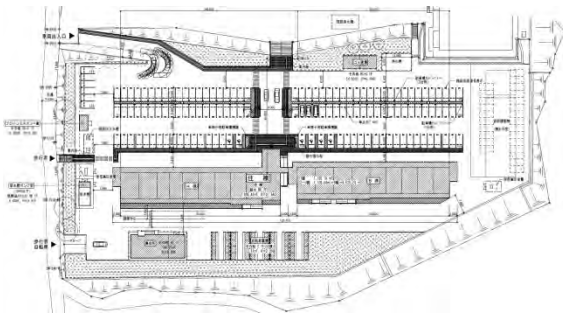
外観



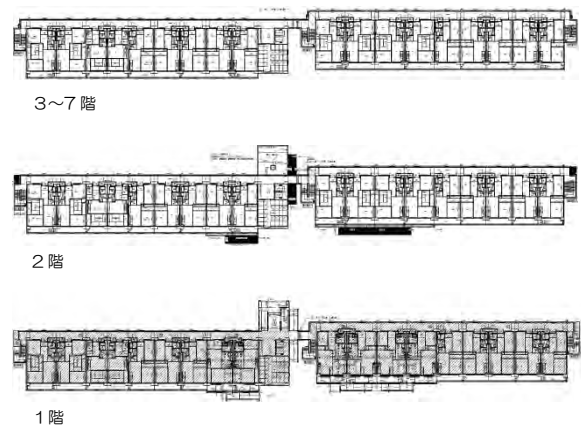
室内



配置図



平面図



所在地	釜石市大字平田第6地割1番地9
構造・建て方・戸数	RC造7階・共同住宅・126戸
集会所・LSA整備	別棟
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H24.9.13~H26.1.24 / H26.2.1
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	(株)タカヤ・東野建設工業(株)JV、樋下建設(株)
特徴、配慮した点等	県内で最初に着手した直接建設の団地。旧県立釜石商業高校跡地を活用することで迅速な整備に努めた。戸数を確保すべく、柄ヶ沢アパートに次ぐ高層建てとなっている。

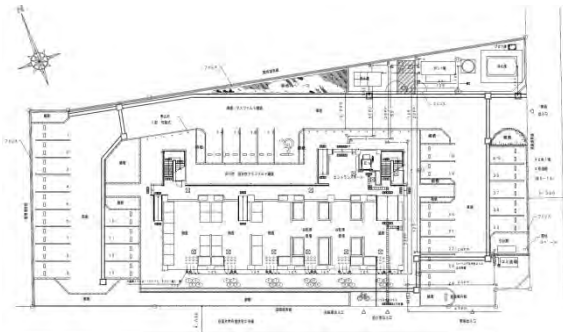
外観



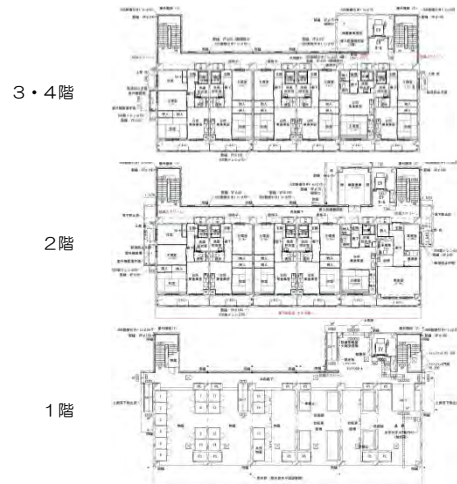
室内



配置図



平面図



所在地	釜石市片岸町第1地割11番地22
構造・建て方・戸数	RC造4階・共同住宅・17戸
集会所・LSA整備	2階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H27.12.12~H29.2.1 / H29.2.24
設計者	平野建築事務所
施工者	樋下建設(株)
特徴、配慮した点等	設計時には周辺は造成計画段階であり全体の把握が難しく、外構設計に時間を要した。敷地は国道より低く、鶴住居川に並ぶ場所の為、1階はトランクルーム等を整備したピロティ形式とし、2階より上層階を居住フロアーとし安全性を高めた。

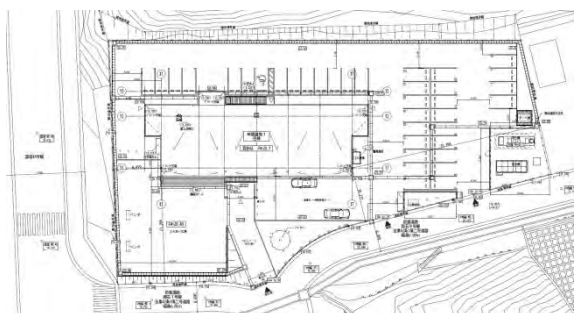
外観



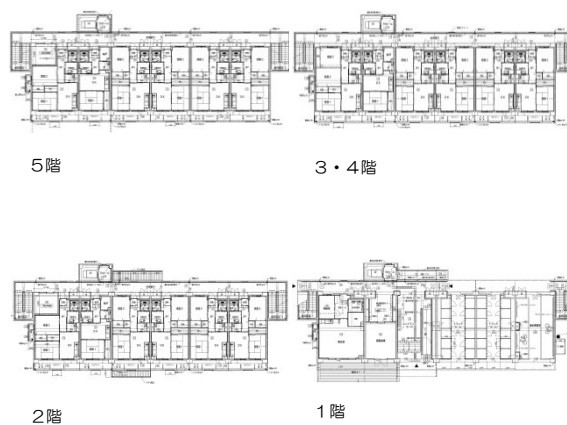
外観



配置図



平面図

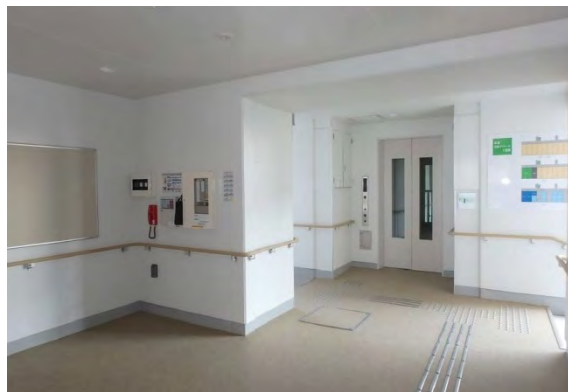


所在地	釜石市両石町第2地割58-1
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・24戸
集会所・LSA整備	1階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H29.5.2~H30.4.26 / H30.5.25
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	集会室の前に、ラジオ体操やゲートボールなど、ちょっとした事でも誰でも気軽に利用出来る、広場と縁側の様な木デッキを設ける事で、住民同士の交流コミュニティ形成が促進されるように配慮した。

外観



エントランスホール



配置図



平面図（1号棟）



所在地	釜石市松原町三丁目5番22号
構造・建て方・戸数	RC造6階・共同住宅・60戸
集会所・LSA整備	A棟2階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H27.11.3~H29.3.31 / H29.4.14
設計者	(株)渡辺設計事務所
施工者	(株)八幡建設・(株)小松組復旧・復興JV
特徴、配慮した点等	分散された敷地形状や道路との高低差を考慮し、敷地の有効利用を図るとともに利便性に配慮した。浸水の恐れのある1階部分は駐車場・駐輪場及び物置スペースとしている。鉄道高架橋の騒音対策には遮音等級 T-2 ガラスを採用。

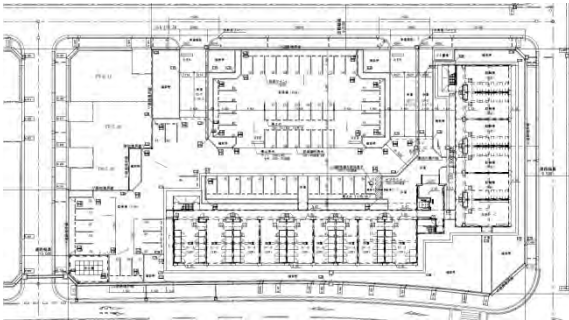
外観



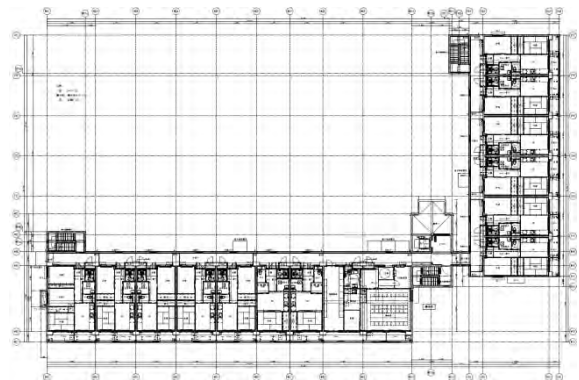
室内



配置図



平面図



2階

所在地	釜石市嬉石町二丁目4番5号
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・52戸
集会所・LSA整備	2階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H27.11.3~H29.7.13 / H29.7.27
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	樋下建設(株)
特徴、配慮した点等	交通量が多い国道45号からの出入りを避け、北側の市道を出入口とした。外観は単調にならないように5階建てと4階建てを組合せたL型としている。甲子川に近いので1階をピロティとし住居、集会場を2階以上に計画した。

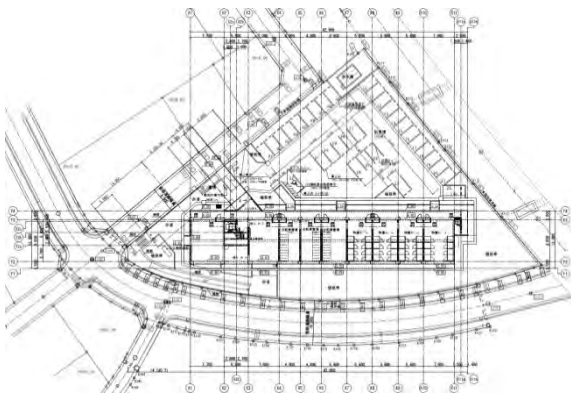
外観



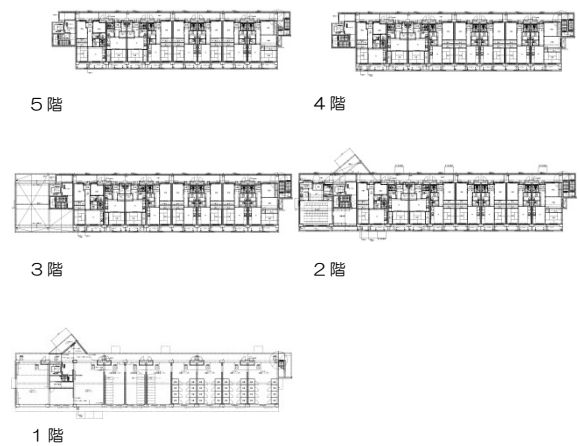
外観



配置図



平面図



所在地	釜石市嬉石町三丁目1番12号
構造・建て方・戸数	RC造5階・共同住宅・32戸
集会所・LSA整備	2階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H28.3.18~H29.7.13 / H29.7.27
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	宮城建設(株)
特徴、配慮した点等	扇状の敷地、高低差、浸水区域のため計画に苦慮したが、余裕が生まれたスペースに芝生や低木を設け周辺環境へ寄与している。国道に近いので景観に配慮し、住棟は5階建て、集会所を2階建てとして外観が単調にならないようにした。

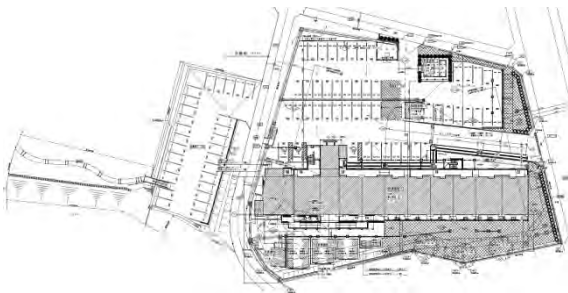
外観



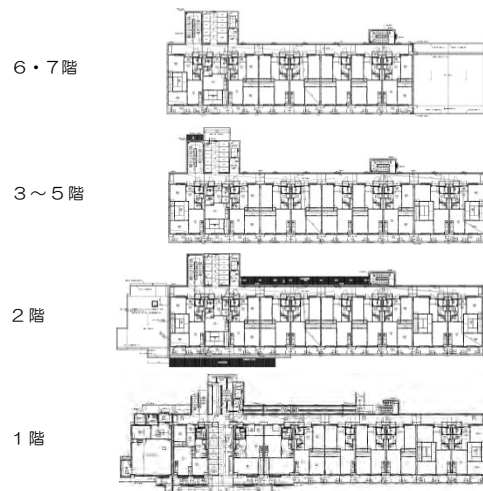
エントランスホール



配置図



平面図



所在地	大船渡市大船渡町字上平 24 番 1
構造・建て方・戸数	RC造 7階・共同住宅・65戸
集会所・LSA 整備	1階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H25.12.10~H27.6.25 / H27.8.6
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	戸数が多いため、敷地の有効利用に努めた。分割された不整形な駐車場敷地も、裏道に抜ける散策路などを設け、有効利用を図った。敷地と道路との高低差と、市道の拡幅工事も踏まえた計画としている。

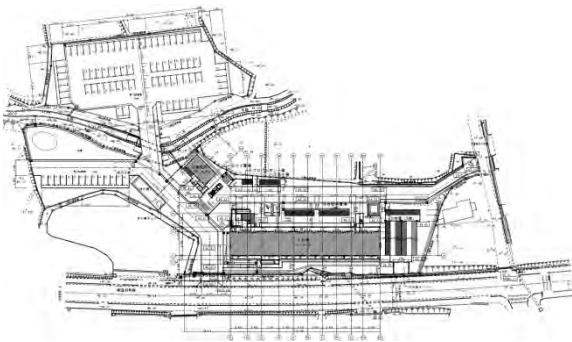
外観



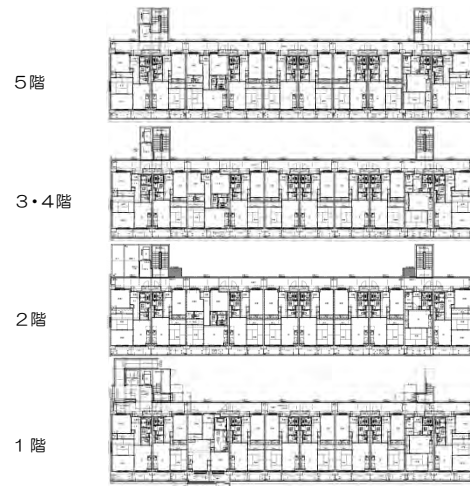
集会所



配置図



平面図



所在地	大船渡市立根町字関谷 31 番 4
構造・建て方・戸数	RC 造 5 階・共同住宅・50 戸
集会所・LSA 整備	別棟
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.10.25~H28.4.22 / H28.4.28
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	(株)佐武建設
特徴、配慮した点等	国道に面するため外壁が単調にならないよう工夫を凝らし、景観に配慮した。住棟は 1 階に車椅子対応住戸があり、上階との設備配管位置に配慮を要した。集会場は別棟の木造であり、内部も木材を多用して暖かさを出している。

外観（3号棟）



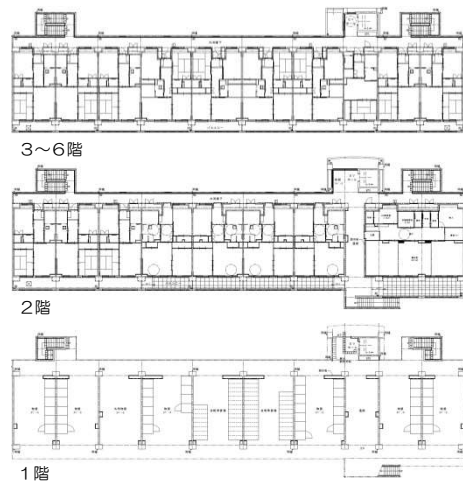
室内（和室）



配置図



平面図



所在地	大船渡市盛町字みどり町 13 番 5
構造・建て方・戸数	RC 造 6 階・共同住宅・147 戸
集会所・LSA 整備	1 号棟 2 階
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.7.8~H28.3.25 / H27.12.22 (1・2号棟) H28.4.27 (3号棟)
設計者	(有)環境計画工房
施工者	(株)平野組・(株)佐藤組・(株)千葉匠建設復旧・復興 JV
特徴、配慮した点等	大船渡市内の中心部に近い旧県立大船渡職業能力開発センター跡地に、同市内の災害公営住宅としては最大規模の団地として整備された。団地内のコミュニティ形成を考慮し、RC 造の住棟 3 棟をコの字型に配置する計画とした。

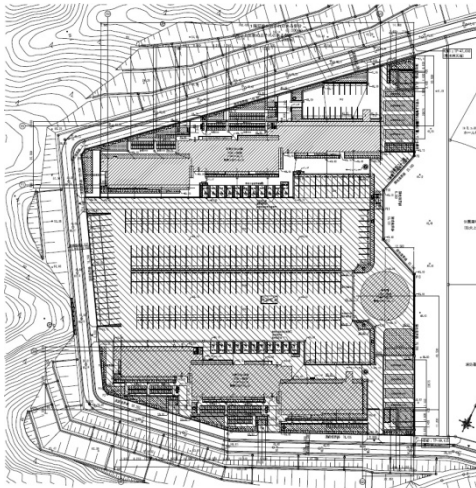
外観



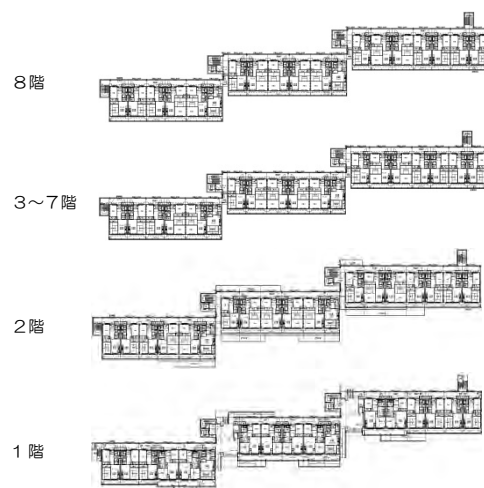
エントランスホール



配置図



平面図（1号棟）



所在地	陸前高田市高田町字栃ヶ沢 210 番地 1
構造・建て方・戸数	RC 造 8 階（1 号棟）、9 階（2 号棟）・共同住宅・301 戸
集会所・LSA 整備	別棟
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H26.10.11～H28.6.28 / H28.8.1
設計者	(株)NTT ファシリティーズ東北支店
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	県内最大の団地として、山林を大規模に造成し消防センターやコミュニティホールと共に整備された。コミュニティ広場や円形の集会所、住棟内「語らい広場」を組み合わせ、多世代の住民の交流を促す。災害時防災拠点としても意図されている。

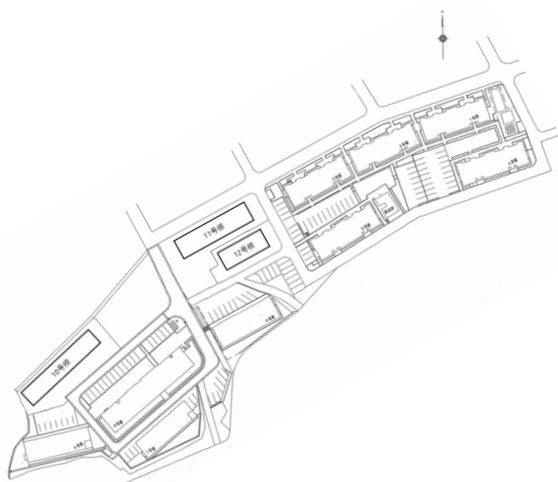
外観



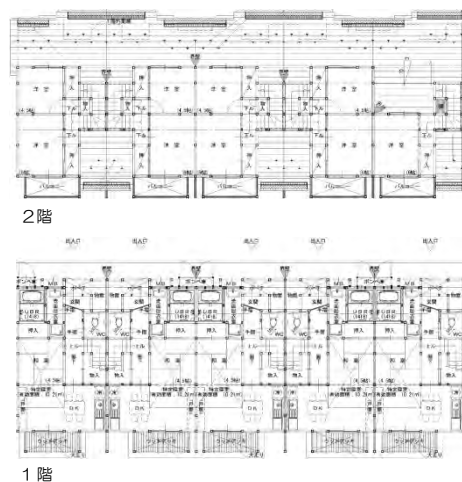
外観



配置図



平面図（12号棟）



所在地	一関市萩荘字大清水 26 番 3、駒下 1 番地 20
構造・建て方・戸数	RC 造 2 階（10 号棟）、木造 2 階（11・12 号棟）・長屋・22 戸
集会所・LSA 整備	別棟（団地内既存）・LSA 未整備
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H30.5.19～H31.3.25 / H31.4.8
設計者	(株)現代建築研究所
施工者	(株)平野組、(株)佐々木組
特徴、配慮した点等	既存団地内に増築する形で計画し、集会所も既存の活用が想定されている。壁式 RC 造と木造とが混在するが、いずれも低層の長屋形式としプライバシーにも配慮している。

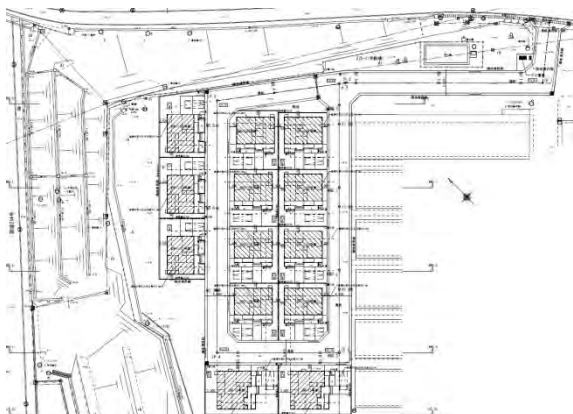
外観



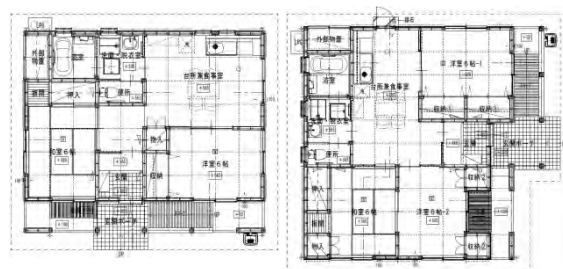
俯瞰



配置図



平面図



2DK

3DK

所在地	一関市千厩町千厩
構造・建て方・戸数	木造平屋・戸建て・13戸
集会所・LSA 整備	
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H30.11.16~R1.8.12 / R1.11.20
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	(株)平野組
特徴、配慮した点等	住棟は西側の傾斜地から離し、敷地内道路をループ状にしさらに建物を揃えることで安全性に配慮した。植栽スペースや濡縁を設置し前面下屋を設けることで入居者同士の交流を促す。居室はバリアフリーとし高齢者利用に配慮している。

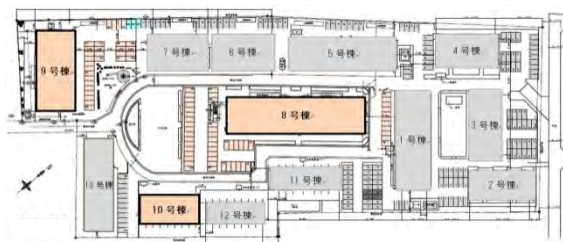
外観（9号棟）



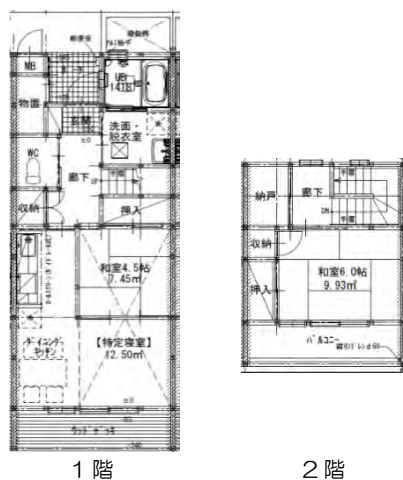
外観（10号棟）



配置図



見取り図（10号棟）



所在地	盛岡市月が丘二丁目
構造・建て方・戸数	RC造3階・共同住宅（8・9号棟）・42戸、木造2階・長屋（10号棟）・8戸
集会所・LSA整備	別棟（団地内既存）
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H29.2.16～H30.10.25 / H30.3.5（8号棟）H30.10.25（9・10号棟）
設計者	(有)角館稲葉設計事務所、(有)アティック建築事務所、(株)中居敬一都市建築設計
施工者	樋下建設(株)、昭栄建設(株)
特徴、配慮した点等	老朽化のため建替えを行っていた一般公営住宅団地内に内陸災害公営住宅として整備。敷地西側の3階建て棟は外部との視線の交錯を防ぐため屋外階段等へ縦ルーバーを設置。幼稚園や住宅が立ち並び東側は、高さを抑えた木造2階建長屋とした。

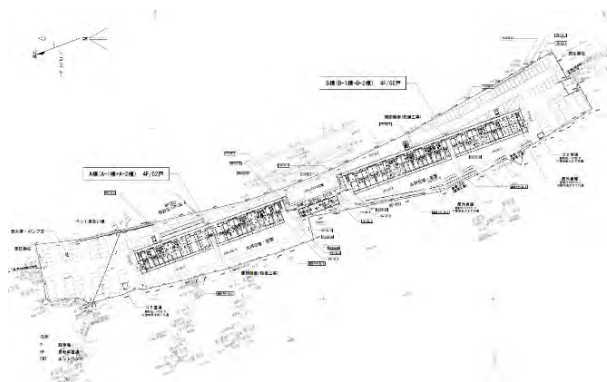
外観



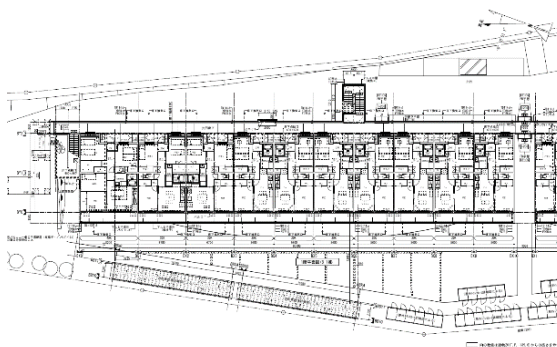
集会所入口



配置図



主な平面図



所在地	盛岡市青山一丁目及び南青山町
構造・建て方・戸数	RC造4階（一部3階）・共同住宅・99戸
集会所・LSA整備	別棟・B棟1階
整備手法	買取
建設工期/入居開始日	R1.8.23～R3.2.11 / R3.2.11
設計者	(株)山設計工房
施工者	(株)浅沼組
特徴、配慮した点等	東側は新幹線・IGR線路、西と南は交通量の多い市道に面し、既存住宅地への日照、通風、プライバシーに配慮を要する厳しい敷地条件を、URとの協議で克服。また、県営住宅で初めて被災者の見守りと支援拠点となる「復興支援センター」を設けた。

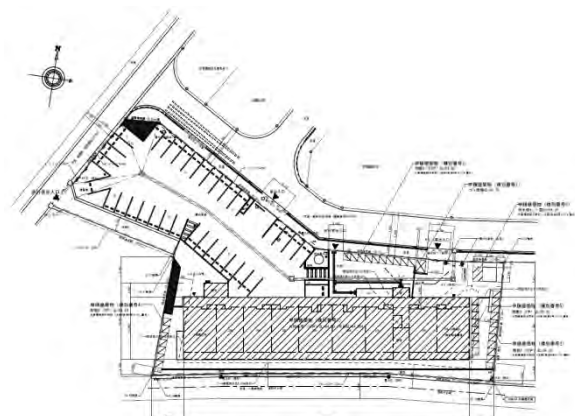
外観



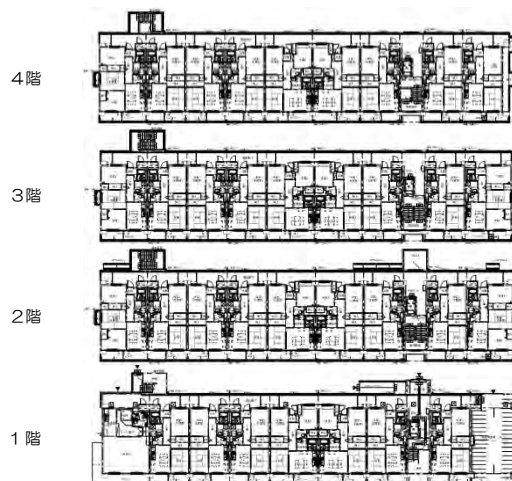
室内（集会所）



配置図



平面図



所在地	北上市黒沢尻四丁目
構造・建て方・戸数	RC造4階・共同住宅・34戸
集会所・LSA	1階・LSA未整備
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H30.12.14~R1.11.15 / R
設計者	(株)木村設計 A・T
施工者	(株)平野組
特徴、配慮した点等	北上市営住宅地の一角にあり、用地形状により駐車場の確保に苦慮したが、地域住民との交流が図れる花壇を駐車場の隅に計画した。住棟内各階のエレベーターホールに交流の場「溜まり場」を設け、集会場は人が通る位置に計画した。

外観（5号棟）



玄関ホール



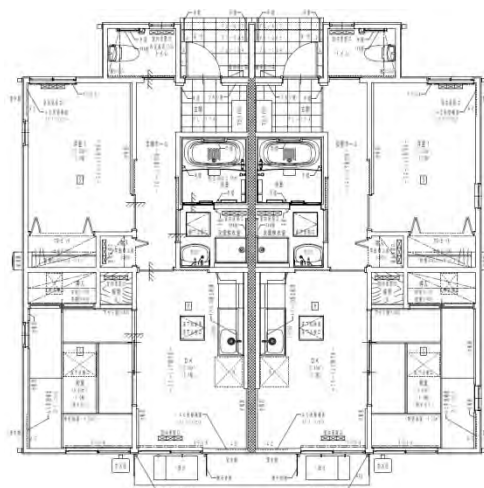
配置図



1～4号棟

5～7号棟

平面図（3DKタイプ）



所在地	奥州市水沢
構造・建て方・戸数	木造平屋・長屋・14戸
集会所・LSA	未整備
整備手法	直接建設
建設工期/入居開始日	H30.10.3～H31.3.15 / R1.7.11
設計者	(株)三衡設計舎
施工者	日本住宅(株)
特徴、配慮した点等	内陸に整備された長屋タイプの災害公営住宅。元々のニュータウンのまちづくり協定を順守し、木調の外壁材の採用や、道路沿いにも植樹やベンチを設置するなど、街並みの景観とコミュニティ形成に配慮した。

資料7 災害公営住宅団地一覧（市町村営含む）

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建の方	戸数	整備手法	完成	備考
洋野町	八木北	町	町	木造	平屋	戸建て	4	直接建設	H25	
久慈市	久慈奏・大崎	市	市	木造	平屋	戸建て	5	直接建設	H25	
久慈市	元木沢	市	市	木造	1階と2階	戸建て	3	直接建設	H25	
久慈市	久喜	市	市	木造	1階と2階	戸建て	3	直接建設	H25	
野田村	野田①	県	村	木造	2階	長屋	8	直接建設	H24	譲渡
野田村	野田②	県	村	木造	1階と2階	長屋	18	直接建設	H25	譲渡
野田村	城内(区画)	村	村	木造	平屋	戸建て	13	直接建設	H26	
野田村	城内(防集)	村	村	木造	平屋	戸建て	54	直接建設	H27	
野田村	米田・南兵	村	村	木造	平屋	戸建て	6	直接建設	H26	
野田村	下安家	村	村	木造	平屋	戸建て	1	直接建設	H26	
田野村	招羊台(漁:羅賓地区)	村	村	木造	平屋	戸建て	20	買取	H26	
田野村	羅賓東(漁:羅賓地区)	村	村	木造	平屋	戸建て	7	買取	H25	
田野村	麴台(漁:島越)	村	村	木造	平屋	戸建て	24	買取	H26	
田野村	松前沢(漁:島越)	村	村	木造	平屋	戸建て	10	買取	H25	
田野村	西麻野	村	村	木造	平屋	戸建て	2	直接建設	H26	
岩手町	森の越	町	町	木造		長屋	15	直接建設	H25	
岩手町	小本駅前周辺	町	町	木造 RC造		長屋	36	直接建設	H25	
宮古市	本町	県	市	RC造	8階	共同住宅	34	直接建設	H27	譲渡
宮古市	西町	県	市	RC造	4階	共同住宅	23	直接建設	H27	譲渡
宮古市	津碓石	県	市	RC造	5階	共同住宅	35	直接建設	H27	譲渡
宮古市	八木沢	県	県	RC造	5階	共同住宅	42	設施工 一括選定	H27	
宮古市	上鼻	県	県	RC造	4階	共同住宅	24	設施工 一括選定	H27	

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
宮古市	磯鷲上村	県	市	RC造	4階	共同住宅	24	直接建設	H27	議度
宮古市	佐原	県	県	RC造	5階	共同住宅	50	敷地提案型 買取	H26	
宮古市	磯鷲	県	県	S造	2階	長屋	30	敷地提案型 買取	H26	
宮古市	宮町	県	県	S造	3階	共同住宅	20	敷地提案型 買取	H26	
宮古市	鴨崎町	県	県	S造	3階	共同住宅	20	敷地提案型 買取	H27	
宮古市	実田	県	県	S造	3階	共同住宅	17	敷地提案型 買取	H27	
宮古市	西町(その2)	県	市	RC造	5階	共同住宅	30	敷地提案型 買取	H27	議度
宮古市	田老(高台)	市	市	木造	2階	共同住宅	36	直接建設	H27	
宮古市	田老(高台II)	市	市	木造	1階・2階	一部戸建て	35	直接建設	H27	
宮古市	田老	市	市	RC造	5階	共同住宅	40	直接建設	H27	
宮古市	崎山	市	市	RC造	4階	共同住宅	24	直接建設	H26	
宮古市	日の出町	市	市	木造	2階	長屋	26	直接建設	H27	
宮古市	鎌ヶ崎(区画)	市	市	RC造	5階	共同住宅	40	直接建設	H27	港町
宮古市	黒田町	市	市	RC造	5階	共同住宅	24	直接建設	H27	
宮古市	和昇町	市	市	RC造	5階	共同住宅	23	直接建設	H26	
宮古市	近内①	市	市	RC造 +S造	5階	共同住宅	40	買取	H25	
宮古市	近内②	市	市	RC造 +S造	5階	共同住宅	40	買取	H26	
宮古市	西ヶ丘	市	市	RC造	4階	共同住宅	24	直接建設	H27	
宮古市	山口	市	市	RC造	4階	共同住宅	23	直接建設	H28	
宮古市	高浜	市	市	木造	2階	共同住宅	12	直接建設	H26	
宮古市	金浜	市	市	木造	2階	共同住宅	12	直接建設	H27	
宮古市	赤前	市	市	木造	2階	長屋	14	直接建設	H26	
宮古市	重茂	市	市	木造	1階	戸建て	4	直接建設	H27	
山田町	豊崎根	県	県	S造	3階	共同住宅	72	直接建設	H26	

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建て方	戸数	整備手法	完成	備考
山田町	大尺	県	県	RC造	5階	共同住宅	35	直接建設	H27	
山田町	北兵	県	県	RC造	4階	共同住宅	72	直接建設	H28	
山田町	山田南			RC造		共同住宅	0	直接建設		中止
山田町	妻の神(織笠)	県	県	RC造	4階	共同住宅	52	設備施工一括選定	H27	
山田町	下条	町	町	S造		戸建て	8	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
山田町	田の浜	町 県委託	町	RC造	3階	共同住宅	18	設備施工一括選定	H29	県建設委託
山田町	飯岡	町	町	S造		戸建て	36	買取	H30	
山田町	長林	町 県委託	町	木造	平屋	戸建て	16	買取	H29	県建設委託
山田町	船越第8	町 県委託	町	木造	平屋	戸建て	11	買取	H29	県建設委託
山田町	船越第1	町 県委託	町	RC造	3階	共同住宅	21	設備施工一括選定	H29	県建設委託
山田町	山田中央	町	町	RC造	6階建	共同住宅	146	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
山田町	大尺小学校脇	町	町	木造		戸建て	15	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
山田町	織笠新兵	町	町	S造		戸建て	22	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
山田町	大蔵第1	町	町	木造		長屋	9	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
山田町	大蔵第2	町	町	木造		長屋	8	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
山田町	柳尺	町	町	RC造	改修	共同住宅	49	改修	H27	
山田町	長崎第1			木造		戸建て	0	直接建設		中止
山田町	長崎第1					共同住宅	0	直接建設		中止
山田町	長崎第2	町	町	S造		戸建て	8	買取	H29	
山田町	長崎第2	町	町	S造	3階	共同住宅	42	買取	H29	
大湊町	吉里吉里	県	町	RC造	5階	共同住宅	34	直接建設	H25	譲渡
大湊町	柹内	県	町	木造	1階	長屋	24	直接建設	H27	譲渡
大湊町	屋敷前	県	県	RC造	5階	共同住宅	151	直接建設	H27	
大湊町	町方1(共同)(大町)	県	県	RC造	5階	共同住宅	23	設備施工一括選定	H30	追加

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
大槌町	町方2(共同)(上町)	県	県	RC造	5階	共同住宅	23	設備施工 一括選定	H30	追加
大槌町	安渡(C)	県	県	RC造	5階	共同住宅	23	設備施工 一括選定	H30	旧:安渡二丁目 34-29
大槌町	三枚堂	県	町	木造・S 造	平屋・2 階	戸建て・長 屋	97	買取	H29	譲渡 27-104 104-98
大槌町	町方1(戸建)			木造		戸建て	0	買取		中止
大槌町	町方2(戸建)	県	町	木造	平屋	長屋	38	買取	H29	譲渡
大槌町	大ヶ口	町	町	木造		長屋	70	UR建設・譲 渡(受託済)	H25	
大槌町	扇形前	町	町	木造		長屋	21	UR建設・譲 渡(受託済)	H25	
大槌町	大ヶ口2丁目	町	町	木造	2階	戸建て	23	UR建設・譲 渡(受託済)	H26	
大槌町	榎内①	町	町	木造	2階	戸建て	13	UR建設・譲 渡(受託済)	H26	
大槌町	町方(末広町)	町	町	RC造	6階	共同住宅	53	UR建設・譲 渡(受託済)	H27	旧:町方① 52-53
大槌町	町方(本町)	町	町	木造	1階	長屋	8	UR建設・譲 渡(受託済)	H28	旧:町方② 18-8
大槌町	町方(御社地)	町	町	RC造	5階	共同住宅	24	UR建設・譲 渡(受託済)	H29	旧:町方③ 20-23-24
大槌町	町方(上町)	町	町	木造	1階	長屋	4	UR建設・譲 渡(受託済)	H28	旧:町方④ 67-4
大槌町	町方D東-4	町	町	木造		共同住宅	12	買取	H29	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方D西-6	町	町	木造		共同住宅	2	買取	H29	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方D西-8	町	町	木造		共同住宅	5	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方E-1	町	町	木造		共同住宅	3	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方F-1	町	町	木造		共同住宅	15	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方F-2	町	町	木造		共同住宅	26	買取	H30	旧:町方1(戸建 て)
大槌町	町方E-2	町	町	木造		共同住宅	6	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方E-3	町	町	木造		共同住宅	11	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方F-3	町	町	木造		共同住宅	12	買取	H30	旧:町方18、 町方2(82)
大槌町	町方D東-1	町	町	木造		共同住宅	4	買取	H29	追加
大槌町	町方D東-2	町	町	木造		共同住宅	5	買取	H29	追加

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建て方	戸数	整備手法	完成	備考
大槌町	町方D西-7	町	町	木造		共同住宅	3	買取	H30	追加
大槌町	吉里吉里(A)	町	町	木造		共同住宅	1	買取	H28	旧:吉里吉里 29-5
大槌町	吉里吉里(A)-2	町	町	木造		共同住宅	4	買取	H29	旧:吉里吉里 29-5
大槌町	吉里吉里(B1)	町	町	木造		共同住宅	12	買取	H29	追加 13-12
大槌町	吉里吉里(C1)	町	町	木造		共同住宅	2	買取	H29	追加 4-8 旧:吉里吉里(C) 8-3 3-2
大槌町	赤兵①	町	町	木造		共同住宅	7	買取	H31	14-11 11-9
大槌町	赤兵②	町	町	木造		共同住宅	10	買取	H29	6-10
大槌町	赤兵⑥	町	町	木造		共同住宅	19	買取	H29	19-22 22-20
大槌町	浪板(1)	町	町	木造	2階	戸建て	3	買取	H28	
大槌町	浪板(漁:浪板地区)	町	町	木造		共同住宅	11	買取	H29	
大槌町	安渡(A①)	町	町	木造		長屋	11	買取	H29	旧:安渡① 20-10 旧:安渡(A)10、 安渡(A)14
大槌町	安渡(A②)	町	町	木造	2階	戸建て	8	買取	H29	追加 旧:安渡(A)10、 安渡(A)14
大槌町	安渡(A③)	町	町	木造	1階	長屋	2	買取	H29	旧:安渡(A)10、 安渡(A)14
大槌町	安渡(B1)	町	町	木造		共同住宅	12	買取	H29	追加
大槌町	安渡(B2)	町	町	木造		共同住宅	3	買取	H31	旧:安渡② 21-9 9-8
大槌町	寺野1	町	町	木造	2階	戸建て	16	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大槌町	寺野2	町	町	木造	2階	戸建て	11	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
大槌町	寺野3	町	町	木造	2階	戸建て	11	買取	H29	追加 14-13
釜石市	平田	県	県	RC造	7階	共同住宅	126	直接建設	H25	
釜石市	野田	県	市	RC造	5階	共同住宅	32	直接建設	H25	譲渡
釜石市	日向	県	市	RC造	6階	共同住宅	30	直接建設	H27	譲渡

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
釜石市	片岸	県	県	RC造	4階	共同住宅	17	設備施工 一括選定	H28	
釜石市	両石	県	県	RC造	5階	共同住宅	24	設備施工 一括選定	H30	
釜石市	松原	県	県	RC造	6階	共同住宅	60	直接建設	H28	
釜石市	嬉石第1	県	県	RC造	5階	共同住宅	52	直接建設	H29	
釜石市	嬉石第2	県	県	RC造	5階	共同住宅	32	直接建設	H29	
釜石市	上中島	市	市	S造	3階	共同住宅	54	買取	H24	
釜石市	上中島	市	市	S造	3, 4, 5, 8階	共同住宅	156	買取	H26	
釜石市	防:花露辺	市	市	RC造	4階	共同住宅	13	UR建設・譲渡(受託済)	H25	
釜石市	区:鶴住居(中心部)	市	市	木造	1階	戸建て	14	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
釜石市	区:鶴住居(中心部)	市	市	木造	1階	戸建て	22	UR建設・譲渡(受託済)	H29	
釜石市	区:鶴住居(中心部)	市	市	木造	1階	戸建て	9	UR建設・譲渡(受託済)	H29	
釜石市	区:鶴住居(中心部)	市	市	RC造	1階	共同住宅	32	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
釜石市	区:鶴住居(中心部)	市	市	RC造	1階	共同住宅	43	UR建設・譲渡(受託済)	H29	
釜石市	東部(天柵町)	市	市	S造	5階	共同住宅	52	買取	H28	
釜石市	防:箱崎(上前)	市	市	木造	1階	戸建て	2	買取	H28	
釜石市	漁:箱崎(上前)	市	市	木造	1階	戸建て	8	買取	H28	
釜石市	防:箱崎(野川前・前田)	市	市	木造	1階	戸建て	12	買取	H28	
釜石市	漁:箱崎箱崎(野川前・前田)	市	市	木造	1階	戸建て	5	買取	H28	
釜石市	防:箱崎(横瀬)	市	市	木造	1階	戸建て	2	買取	H28	
釜石市	漁:箱崎(横瀬)	市	市	木造	1階	戸建て	2	買取	H28	
釜石市	尾崎白浜	市	市	木造	1階	戸建て	3	直接建設	H26	
釜石市	防:尾崎白浜	市	市	木造	1階	戸建て	2	直接建設	H26	
釜石市	箱崎白浜	市	市	木造	1階	戸建て	9	直接建設	H25	
釜石市	大石	市	市	木造	1階	戸建て	3	直接建設	H25	

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
釜石市	防:空兵	市	市	木造	1階	戸建て	2	買取	H28	
釜石市	漁:空兵	市	市	木造	1階	戸建て	5	買取	H28	
釜石市	防:根兵	市	市	木造	1階	戸建て	9	買取	H28	
釜石市	漁:根兵	市	市	木造	1階	戸建て	1	買取	H28	
釜石市	防:本郷	市	市	木造	1階	戸建て	7	買取	H28	
釜石市	漁:本郷	市	市	木造	1階	戸建て	5	買取	H28	
釜石市	防:桑ノ浜	市	市	木造	1階	戸建て	5	買取	H28	
釜石市	漁:桑ノ浜	市	市	木造	1階	戸建て	3	買取	H28	
釜石市	小白浜1号	市	市	S造	4階	共同住宅	27	買取	H27	
釜石市	小白浜2号	市	市	木造	1階	長屋	3	買取	H27	
釜石市	唐丹片岸	市	市	木造	1階	戸建て	4	直接建設	H26	
釜石市	区:片岸町	市	市	木造	1階	戸建て	18	UR建設+譲渡(受託済)	H29	
釜石市	防:両石	市	市	木造	1階	戸建て	12	買取	H30	
釜石市	漁:両石	市	市	木造	1階	戸建て		買取	H30	
釜石市	両石	市	市	木造	1階	戸建て	13	買取	H30	
釜石市	防:荊川	市	市	木造	1階	戸建て	8	買取	H28	
釜石市	東部(大町1号)	市	市	S造	3,6階	共同住宅	44	買取	H28	
釜石市	東部(大町2号)	市	市	RC造	5階	共同住宅	29	買取	H28	
釜石市	東部(大町3号)	市	市	S造	8階	共同住宅	34	買取	H28	
釜石市	東部(大町4号)	市	市	RC造	8階	共同住宅	41	買取	H28	
釜石市	東部(大町5号)	市	市	RC造	6階	共同住宅	24	買取	H28	
釜石市	東部(大磯町)	市	市	RC造	8階	共同住宅	27	買取	H28	
釜石市	東部(只越1号)	市	市	S造	6階	共同住宅	33	買取	H28	
釜石市	東部(只越2号)	市	市	S造	5階	共同住宅	11	買取	H28	

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建て方	戸数	整備手法	完成	備考
釜石市	東部(只越3号)	市	市	S造	6階	共同住宅	19	買取	H28	
釜石市	東部(只越4号)	市	市	S造	8階	共同住宅	27	買取	H28	
釜石市	東部(大只越1号)	市	市	S造	5階	共同住宅	14	買取	H28	
釜石市	東部(大只越2号)	市	市	S造	4階	共同住宅	22	買取	H29	
釜石市	東部(兵町)	市	市	RC造	5階	共同住宅	31	買取	H30	
釜石市	東部(只越5号)	市	市	S造	7階	共同住宅	22	買取	H30	
大船渡市	下欠	県	市	RC造	3階	共同住宅	33	直接建設	H26	譲渡
大船渡市	平林	県	市	RC造	4階	共同住宅	55	直接建設	H27	譲渡
大船渡市	上平	県	県	RC造	7階	共同住宅	65	直接建設	H27	
大船渡市	綾里	県	市	RC造	3階	共同住宅	30	設備施工一括選定	H26	譲渡
大船渡市	関谷	県	県	RC造	5階	共同住宅	50	直接建設	H28	
大船渡市	長谷堂	県	市	RC造	3階	共同住宅	53	直接建設	H26	譲渡
大船渡市	沢田	県	市	RC造	3階	共同住宅	20	設備施工一括選定	H27	譲渡
大船渡市	下館下	県	市	RC造	7階	共同住宅	58	設備施工一括選定	H28	譲渡
大船渡市	みどり町(1・2工区)	県	県	RC造	6階	共同住宅	97	直接建設	H27	
大船渡市	みどり町(3工区)	県	県	RC造	6階	共同住宅	50	直接建設	H27	
大船渡市	田中東①	市	市	木造	2階	共同住宅	12	直接建設	H24	旧:田中東→田中東①
大船渡市	田中東②	市	市	木造	2階	共同住宅	7	直接建設	H25	
大船渡市	泊里	市	市	木造	平屋	戸建て	6	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	崎浜	市	市	木造	平屋	共同住宅	8	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	盛中央	市	市	RC造	5階	共同住宅	44	買取 (雇用促進住宅)	H24	
大船渡市	上山	市	市	RC造	3階	共同住宅	11	UR建設・譲渡(受託済)	H26	
大船渡市	赤沢	市	市	RC造	5階	共同住宅	23	UR建設・譲渡(受託済)	H26	
大船渡市	平林	市	市	RC造	3階	共同住宅	11	UR建設・譲渡(受託済)	H26	

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
大船渡市	宇鞆沢	市	市	RC造	3階	共同住宅	20	UR建設・譲渡(受託済)	H26	
大船渡市	蛸ノ浦	市	市	RC造	3階	共同住宅	14	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	浦舟通	市	市	RC造	3階	共同住宅	20	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	浦舟下	市	市	木造	平屋	共同住宅	9	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	中赤崎山口	市	市	RC造	3階	共同住宅	13	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
大船渡市	中赤崎後入	市	市	木造	平屋	共同住宅	4	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	中赤崎大同	市	市	木造	平屋2階	共同住宅	9	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	川原	市	市	RC造	3階	共同住宅	29	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
大船渡市	区画整理地区	市	市	RC造	5階	共同住宅	50	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
陸前高田市	中田	県	市	RC造	8階	共同住宅	197	直接建設	H27	譲渡
陸前高田市	柝ノ沢	県	県	RC造	9階	共同住宅	301	直接建設	H28	
陸前高田市	柳ノ前	県	市	RC造	3階	共同住宅	28	直接建設	H26	譲渡
陸前高田市	西下	県	市	RC造	4階	共同住宅	40	設け施工一括選定	H26	譲渡
陸前高田市	脇ノ沢	県	市	RC造	3階	共同住宅	60	直接建設	H29	譲渡
陸前高田市	下平野	市	市	RC造	7階	共同住宅	120	UR建設・譲渡(受託済)	H26	
陸前高田市	水上	市	市	RC造	3階	共同住宅	30	UR建設・譲渡(受託済)	H26	
陸前高田市	長部	市	市	RC造	3階	共同住宅	13	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
陸前高田市	今泉	市	市	RC造	3階	共同住宅	61	UR建設・譲渡(受託済)	H28	
陸前高田市	大野	市	市	RC造	3階	共同住宅	31	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
陸前高田市	田端	市	市	RC造	3階	共同住宅	14	UR建設・譲渡(受託済)	H27	
一関市	沢内	市	市	RC造	3階	共同住宅	27	直接建設	H28	
一関市	駒下	県	県	木造 RC造	2階	長屋	22	直接建設	H30	戸数調整 20→22
一関市	構井田	県	県	木造	平屋	戸建て	13	設け施工一括選定	H31	戸数調整 10→13
一関市	未定						0			戸数調整16→0中止

市町村名	建設候補地(地区)	事業主体	管理主体	構造	階数	建つ方	戸数	整備手法	完成	備考
盛岡市	備後第1①	県	県	RC造	3階	共同住宅	24	直接建設	H29	
盛岡市	備後第1②	県	県	RC造	3階	共同住宅	18	直接建設	H30	
盛岡市	備後第1③	県	県	木造	2階	長屋	8	直接建設	H30	
盛岡市	南青山	県	県	RC造		共同住宅	99	UR建設・譲渡(受託済)	R2	
花巻市	花巻中央	市	市	RC造	4階・3階	共同住宅	30	直接建設	H30	戸数調整 25→30
北上市	黒沢尻	県	県	RC造	4階	共同住宅	34	設施工一括選定	H31	戸数調整 32→34
遠野市	穀町①	市	市	木造	平屋	長屋	8	直接建設	H29	
遠野市	穀町②	市	市	木造	平屋	長屋	8	直接建設	H30	
遠野市	稲荷下	市	市	木造	平屋/2階	戸建て・長屋	5	直接建設	H31	
奥州市	桜屋敷	県	県	木造	平屋	長屋	14	設施工一括選定	H30	戸数調整 12→14
合計	216団地						5833戸			

住宅の再建を目指して

～ 公的支援制度の紹介 ～

被災者の方が住宅を新築したり、修理をしたりする場合には、**様々な公的支援**があるのをご存知ですか？

うまく制度を使えば、**通常よりお得に住宅を再建することが可能**です。

注意) ここに記載されている内容はあくまでも概要ですので、詳細な補助条件や手続きなどについては、県、市町村等の担当部署にご確認ください。

岩 手 県

— 住宅を新築する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、新しい住宅を建設・購入する場合に支給されます。

【支給額】 **最大200万円**

複数世帯：200万円 単身世帯：150万円

② 被災者住宅再建支援事業

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

③ 生活再建住宅支援事業(新築)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大130万円**

① バリアフリー対応経費

延床面積75㎡未満：40万円

延床面積75㎡以上120㎡未満：60万円

延床面積120㎡以上：90万円

② 県産木材使用経費

使用量10㎡以上20㎡未満：20万円

使用量20㎡以上30㎡未満：30万円

使用量30㎡以上：40万円

④ 被災家屋等太陽光発電補助

居住する家屋に被害を受けた方が、県内で新築する際に新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円(最大10kW未満)

⑤ 地域型住宅ブランド化事業

国土交通省に採択された工務店等が、一定のルールに基づき、木造の長期優良住宅を建設する場合に補助されます。

【補助額】 **最大120万円**

工事費の10%（基本は最大100万円、地域材を使用すれば最大120万円）

⑥ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設・購入する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）を受けることができます。

【利子負担軽減額】 **250万円～620万円程度**

例）1,460万円を25年返済で借る場合、**約360万円**

（なお、防災集団移転促進事業等により移転をしなければならぬ被災者の方は、災害復興住宅融資の利子分についても補助を受けることができる場合があります、その場合はさらに負担が軽減されます。

注意）

①記載の金額については、あるモデルケースを設定して試算した参考値です。個別のケースにより異なりますのでご注意ください。

②「利子負担軽減額」は、通常の借入れと比較してどれだけ負担が軽くなるかを示したものです。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。（災害復興住宅融資との併用不可）

【補助額】 **90万円～140万円程度**

例）1,460万円を25年返済で借る場合、**約133万円**

当初5年間の利子相当額（金利上限2%、借入上限1,460万円）

— 住宅を補修・改修する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が大規模半壊した世帯が、その住宅を補修する場合に支給されます。

【支給額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

② 生活再建住宅支援事業(補修・改修)

被災した住宅を補修・改修する場合に補助されます。

【補助額】 **最大170万円**

① 補修

補修費用の1/2 (最大30万円)

※ 半壊又は一部損壊した住宅

※ 応急修理制度との併用不可

※ 10万円以上の補修工事に限る

② 耐震化(現在の耐震基準を満たさない住宅を適合させる工事)

改修費用の1/2 (最大60万円)

③ バリアフリー化(床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレの設置等)

改修費用の1/2 (最大60万円)

④ 県産出材使用

改修費用の1/2 (最大20万円)

※ 県産木材を0.5㎡以上用いる工事に限る

③ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅が10万円以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合、住宅金融支援機構から低利の融資(当初5年間、年1%)を受けることができます。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅に被害を受けた方が、その住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。

【補助額】 **最大32万円**

当初5年間の利子相当額(金利上限1%、借入上限640万円)

④ 被災家屋等太陽光発電補助

被災した自宅の補修を行う際に、新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円（最大10kW未満）

－ 宅地復旧への支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(宅地復旧)

被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。

【補助額】 **最大200万円**

宅地復旧に要する費用の1/2（最大200万円）

※ 10万円以上の復旧工事に限る。

② 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合、その復旧のために住宅金融支援機構から低利の融資を受けることができます。

－ 二重ローンへの支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(既往債務)

新たに住宅を建設又は補修するために借入れを行った場合、既存の住宅ローンに対して補助されます。

【補助額】 上限なし

例) 1,910万円を金利2.52%で借入れた直後であれば、**約480万円**

既存ローンの今後5年間の利子相当額（新規借入れ額が上限）

問い合わせ先

新築への支援

- | |
|--|
| ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課 |
| ② 被災者住宅再建支援事業・・・市町村担当課 |
| ③ 生活再建住宅支援事業（新築）・・・市町村担当課 |
| ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当
（019-629-5273） |
| ⑤ 地域型住宅ブランド化事業・・・地域型住宅ブランド化事業評価事務局（03-3560-2886） |
| ⑥ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル
（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課 |

補修・改修への支援

- | |
|--|
| ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課 |
| ② 生活再建住宅支援事業（補修・改修）・・・市町村担当課 |
| ③ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課 |
| ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当
（019-629-5273） |

補修・改修への支援

- | |
|---|
| ① 生活再建住宅支援事業（宅地復旧）・・・市町村担当課 |
| ② 住宅ローンの支援【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353） |

二重ローンへの支援

- | |
|-----------------------------|
| ① 生活再建住宅支援事業（既往債務）・・・市町村担当課 |
|-----------------------------|

資料作成者：岩手県県土整備部建築住宅課 019-629-5933

資料9 各種公表資料

- ・H23.3.18 報道発表（応急仮設住宅の着工について）

報道機関提供資料
平成23年3月18日
県土整備部建築住宅課

陸前高田市、釜石市における第1弾応急仮設住宅の着工について

県では、災害救助法に基づき、被災者のための応急仮設住宅建設の準備を進めてきたところですが、この度、下記の団地を3月19日から着工します。

なお、陸前高田市では、午前10:00から起工式を行いますので併せてご案内します。

また、被災した他の市町村においても、準備が整い次第、順次、着工していく予定であることをお知らせします。

記

1 設置場所等

1) 陸前高田市

場 所 名 : 陸前高田市高田第一中学校グラウンド
住 所 : 岩手県陸前高田市高田町字鳴石5-1
建設予定戸数 : 約200戸（今年度内に36戸の完成を目標）
工 期 : 3月19日～

2) 釜石市

場 所 名 : 昭和園グラウンド
住 所 : 岩手県釜石市中妻町3丁目3地内
建設予定戸数 : 約100戸
工 期 : 3月19日～

2 起工式のスケジュール

- 1) 会 場 陸前高田市高田第一中学校グラウンド
- 2) 開始日時 3月19日 午前10:00～

※ 建設地位置図はおってお知らせします。

【問合せ先：建築住宅課 施設整備担当 西尾、中島】

・H23.3.31 報道発表（被災者向け住宅対策について）

H23.3.31

県政記者クラブ各位

県土整備部建築住宅課

被災者向けの住宅対策について

岩手県における被災者向けの住宅対策について、被災者向けの住宅の確保や適切な情報提供のため、今般、以下のとおり対策を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 必要戸数の見直しについて

岩手県においては、被災者向けの住宅の確保について、当面8,800戸の建設を目標として、応急仮設住宅の建設に着手したところですが、今般、以下のとおり、必要戸数を見直すこととしましたのでお知らせいたします。

岩手県における応急仮設住宅の必要戸数： 18,000戸

（備考）

震災以降、県において被災地の状況や市町村の意向を把握し、多くの方が地元での住宅の確保を望んでいることや、沿岸部には公営住宅等や民間賃貸住宅の空き住戸が少ないことなどを踏まえ、必要戸数を見直すことといたしました。

18,000戸の必要戸数に対し、現在着工している戸数は1,378戸ですが、現時点では概ね5,000戸分の用地について、目途をつけているところです。今後、市町村と協議し、さらに適地選定を進めてまいります。

2. 「住まいのホットライン」の設置について

被災者の住まいに関する相談に対応するため、岩手県において電話で相談を受け付ける「住まいのホットライン」を設置することといたしました。（別紙1参照）

「住まいのホットライン」概要

（電話番号） 0120-882-606（フリーダイヤル）

（相談受付時間） 9：00～18：00（土日祝日含む毎日）

<4/1（金）15：00から開始します>

（対象となる方） 東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方

（相談をお受けする内容）

- ・ 応急仮設住宅に関すること
- ・ 県営住宅に関すること
- ・ 自宅の再建に関すること
- ・ その他（市町村営住宅等に関する情報提供）

なお、岩手県公式ホームページでも、被災者向けの住まいに関する情報提供を行っています。

3. 住宅の点検相談について

被災住宅の補強・修繕方法の検討などについて、建築の専門家が住宅を点検するなどしてアドバイスをを行う「被災住宅点検相談」を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

(詳細は別紙2参照)

「被災住宅の『点検・相談』窓口」のご案内

(対象となる方) 東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した住宅の所有者等

(受付窓口) (社)岩手県建築士会 019-654-5777

(社)岩手県建築士事務所協会 019-651-0781

(相談員) 上記団体所属の建築士が被災住宅の点検相談を実施します。

(費用) 無料(県が費用を負担します)

(相談受付時間) 9:00～17:00(土日祝日を除く)

本資料についての問い合わせ先

県土整備部建築住宅課

担当: 大水(資料全般・必要戸数) 内線5930

高橋・辻村(ホットライン) 内線5933

澤村・大村(点検相談) 内線5935

岩手県

住まいのかわら版

グループホーム型仮設住宅・高齢者等サポートセンターをご紹介します。

高齢者等の皆様に応急仮設住宅での生活を安心して過ごしていただくため、デイサービス等の機能を備えた高齢者等サポートセンターの設置や、グループホーム型仮設住宅の設置を行うこととしていますが、一部について完成しましたのでご紹介します。

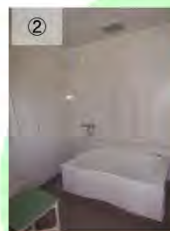
グループホーム型仮設住宅



- ① 外観
- ② 共用食堂でみんなで食事ができます。
- ③ 共用食堂から奥に進むと入居者の居室があります。



高齢者等サポートセンター



- ① 外観
- ② 介助入浴が可能な浴室を備えています。
- ③ 交流の場であるデイルームです。

応急仮設住宅保守管理センター

TEL 0120-766-880 (フリーダイヤル) 【土・日・祝日含む24時間対応】

県では、応急仮設住宅に安心して住んでいただくために、応急仮設住宅の不具合などに迅速に対応するための窓口を、(財)岩手県建築住宅センター内に設置しました。
 応急仮設住宅の不具合や修繕のご連絡は、こちらへお願いします。

応急仮設住宅の建設状況のお知らせ

■ 着工状況

山田町において追加で着工が必要となり、完成分を含めた全着工戸数は13,983戸となっています。

■ 完成状況

7月29日までに、これまで完成のものを含め、合計で312団地13,833戸が完成することになります。

【市町村別着工状況】 ※グループホーム型仮設住宅を含む。

宮古市	2,010戸	大槌町	2,145戸
大船渡市	1,811戸	山田町	1,990戸
久慈市	15戸	岩泉町	143戸
遠野市	40戸	洋野町	5戸
陸前高田市	2,168戸	田野畑村	186戸
釜石市	3,164戸	野田村	213戸
住田町	93戸	県内合計	13,983戸

岩手県県土整備部建築住宅課

平成23年7月22日

VOL.14

・H23.8.30 報道発表（被災者の住宅対策について）

報道機関発表資料
平成23年8月30日
県土整備部建築住宅課

被災者の住宅対策について

被災者の住宅対策について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 応急仮設住宅の戸数の修正について

応急仮設住宅については、これまで建設戸数を13,983戸としておりましたが、戸数の確認を行ったところ、山岸橋上流側民有地（大槌町）30戸が正しくは31戸であったため、建設戸数の合計が正しくは13,984戸となります。なお、団地数（319団地）については変更ありません。

建設戸数 × 13,983戸 → ○ 13,984戸

戸数の修正が生じたことをお詫び申し上げます。なお、全ての応急仮設住宅は8月11日までに完成しております。団地一覧については、別添の資料をご参照ください。

2. 応急仮設住宅の入居者アンケートの結果について

岩手県では、応急仮設住宅に入居している住民の状況や希望を把握し、今後の災害公営住宅等整備のための基礎資料とするためアンケート調査を行ったところですが、今般その調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

（アンケート調査の概要）

調査主体 : 岩手県
調査方法 : 岩手県内の応急仮設住宅のポスト（8市町村25団地計1,724戸）にアンケート用紙及び返信用封筒を配布し、郵送により回収
配布対象1,724世帯のうち、973世帯から回答を得た
（回収率56.4%）

調査結果については、以下の別添資料をご参照ください。

- ・応急仮設住宅入居者意向調査結果（概要）
- ・応急仮設住宅入居者意向調査結果

今回の調査結果を踏まえ、今後関係市町村と情報交換を行いながら、災害公営住宅の整備や住宅政策を進めてまいります。

【問い合わせ先】 資料全般 大水、西尾 内線5930
入居者アンケート 谷藤 内線5933

・H24.9.10「災害公営住宅の整備に関する方針」

平成 24 年 9 月 10 日
最終改正 平成 25 年 9 月 30 日

災害公営住宅の整備に関する方針

1. 趣旨

この方針は、岩手県における東日本大震災の被災者の方々に対する災害公営住宅の整備について、基本的な事項を定めるものです。

なお、この方針は、現時点での検討状況等を踏まえて作成したものであり、今後の状況を踏まえて適宜見直しをする予定です。



公営住宅の例（備後第一アパート）

2. 災害公営住宅の整備に当たっての県と市町村の役割分担

(1) 役割分担の考え方

- ① 県においては、県下の被災者を広域的に受け入れる必要があることから、被災地のニーズに応じて、災害公営住宅をより早く、十分な戸数を建設することを重視して進めていきます。また、市町村においては、市町村内或いは限定的な地域内の被災者を対象とした災害公営住宅を建設する必要があることから、漁村集落等に対応した小規模団地の建設など、地域の個別のニーズを重視して進めていきます。
- ② 災害公営住宅は、約 6,100 戸の需要が見込まれています。このうち、約 2,900 戸を県が建設し、残りを市町村が建設・管理します。また、県が建設する約 2,900 戸のうち、半数の約 1,500 戸について県が管理し、残りについては市町村が管理します。

(2) 市町村毎の建設・管理戸数

災害公営住宅の市町村毎の建設・管理戸数については、被災者の方々への意向調査等の結果を踏まえ、以下の表のとおり想定しています。なお、今後の情勢の変化に応じて、これらの戸数については、県と市町村で協議の上、柔軟に見直していく予定です。

市町村	全体戸数	うち		うち	
		市町村建設 市町村管理	県建設	うち 県管理	うち 市町村管理
洋野町	4	4	0	0	0
久慈市	11	11	0	0	0
野田村	102	76	26	0	26
田野畑村	68	68	0	0	0
岩泉町	51	51	0	0	0
宮古市	793	422	371	187	184
山田町	831	284	547	273	274
大槌町	980	480	500	250	250
釜石市	1,418	1,220	198	126	72
大船渡市	828	265	563	280	283
陸前高田市	1,000	300	700	350	350
合計	6,086	3,181	2,905	1,466	1,439

3. 災害公営住宅の建設や運営に関する考え方

(1) 建設する場所に関すること

- ① 津波による大きな被害を受けた土地には、原則として、災害公営住宅を建設しません。ただし、防潮堤の整備や盛土等の対策により、そのような被害を受ける可能性が低くなる土地については、この限りではありません。
- ② 復興が予定される市街地からできるだけ近い土地に建設するなど、市街地や集落の将来的な復興計画を勘案して、建設場所を選定します。

(2) 建物の設計に関すること

- ① 県営の災害公営住宅については、想定される入居者の世帯構成に配慮するとともに、高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯や将来の世帯構成の変化に対応するため、「岩手県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ」（別紙1）をベースとして、個別の設計を行います。
- ② 災害公営住宅の住宅性能に関しては、「岩手県災害公営住宅設計基準（案）」（別紙3）に従って、国が定める参酌基準と同等又はそれ以上のものとします。
- ③ 地場産材を使用した木造住宅や勾配屋根を有する鉄筋コンクリート造など、各地域の特性に応じた多様な住宅の建設を推進し、街並みの形成にも配慮します。
- ④ コミュニティの維持や入居者同士の交流に配慮することとし、入居者同士の交流を促す集会所等の共用スペース、小公園や植栽の整備等を推進します。
- ⑤ 地域の実情や必要性に応じて、居住支援機能や防災機能を兼ね備えた、複合的機能を有する災害公営住宅の建設を検討します。
- ⑥ 共用部分のバリアフリー化を図るなど、高齢者等が外出しやすい環境とするとともに、交流を促す設えに配慮します。
- ⑦ 駐車場及び駐輪場については、原則として、建設戸数以上の数を確保します。



バリアフリー仕様の便所・浴室（備後第一アパート）

(3) 入居者の募集・選定に関すること

- ① 高齢者、障がい者や子育て世帯など、特に住宅確保に配慮しなければならない方々については、当選の確率を高めるなどの配慮をします。
- ② 地域ごとのコミュニティ維持に配慮するため、数名のグループでの入居募集・選定も検討します。
- ③ 県営住宅の入居者の募集・選定については、市町村と協議をした上で、入居戸数の一定割合を市町村内などの限定的なエリアの被災者とするなどの配慮をします。
- ④ 市町村営住宅では、漁村等に建設される小規模な団地において、必要に応じて、公募を行わないで入居者を指定する方法を検討します。

(4) 維持管理に関すること

- ① 災害公営住宅の家賃については、復興交付金等を活用することにより、特に低所得の被災者の方々が通常の公営住宅よりも低廉な家賃で入居することができるよう配慮します。
- ② 災害公営住宅に入居する際の敷金については、負担の軽減について検討します。
- ③ これまでと同様の組織体制では、公営住宅の適切な維持管理が困難になる可能性があるため、指定管理者制度の導入等、体制の増強に向けた検討をします。
- ④ 集会所等については、入居者の交流に資する各種集会のほか、福祉部局等と連携してコミュニティ促進に資する活動を行えるよう配慮します。
- ⑤ 市町村が管理する災害公営住宅については、将来的に居住者の希望があった場合に適正な価格で払い下げを検討します。

4. 災害公営住宅の整備の早急化に関する取組み

(1) 標準設計等の活用

住宅の基本性能を確保しながら仕様等の標準化を進め、建設コストの削減や工期の短縮を図ります。

(2) 用地の確保の推進

県及び市町村が十分連携し、用地の確保に向けて最大限の努力をします。そのため、(社)岩手県宅地建物取引業協会や(社)全日本不動産協会岩手県本部と協力して民間事業者からの情報提供を促すとともに、市町村と協力して県民からの情報提供をお願いするための広報を行います。

(3) 設計・施工一括発注方式の導入

設計と工事を別々に発注する従来の方式では、入札等の手続きに時間を要することから、従来の方式に加え、設計と工事を一括で発注する方式も導入します。

その際には、設計と工事の期間がより短いものを高い評価点とすることを検討するとともに、将来の建替コストのピークカットや整備期間の短縮を図るため、立地状況に応じた公営住宅の構法として鉄骨造等を指定することも検討します。(別紙2参照)

(4) 敷地提案型買取方式の検討

通常の方法では、県や市町村が用地を確保した上で、建物の建設をする事業者を募ることとなりますが、用地の確保をさらに進めるため、事業者が敷地の提案と設計・施工を行う敷地提案型方式の導入について検討します。(別紙2参照)

(5) さらなる災害公営住宅の整備の早急化に関する手法の検討

将来的に、災害公営住宅の建設が著しく進まない場合には、早急化に向けた新たな手法も検討します。



災害公営住宅完成イメージ

(別紙1)

県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ

1. 住戸タイプと供給のイメージ

県営災害公営住宅については、被災者等入居者の家族構成や立地条件等によって生ずる多様なニーズに対応するため、以下の表のような住戸タイプを想定し、それぞれを概ね一定の構成比で供給することとします。

住戸タイプ	標準住戸規模 (専用面積)	間取り※1	入居対象世帯	構成比	家賃※2
S	約 40 m ²	1DK	単身 (高齢者等)	10～15%程度	約 15,200 円
M	約 55 m ²	2DK	一般 (2人以上)	50%程度	約 19,000 円
L	約 65 m ²	3DK	一般 (3人以上)	30～35%程度	約 24,800 円
M-K L-K	約 55 m ² 約 65 m ²	1DK 2DK	車椅子常用者世帯	5～10%程度	約 24,800 円

※1: 4DK (一般 (大家族世帯)) の整備は、入居者の世帯構成を考慮し別途対応する。

※2: 家賃については、月収 10 万円程度の世帯を想定したものであり、入居者の収入等により異なる。

2. 住戸タイプ別の標準的な間取り

各住戸タイプは、以下の平面図を標準的な間取りとして、個別の設計を進めます。



(別紙2)

災害公営住宅の整備手法の概要

方式	概要	規模・対象等	概ねの団地数 (50程度を想定)
直接建設方式	従来型の建設方式であり、県が設計と施工をそれぞれ発注し、県が工事監理を行う。	・大規模団地 ・用地が早期に取得できたもの	20～30団地程度
設計・施工一括発注方式	設計と施工を一括して発注し、県が工事監理を行う。直接建設方式に比較して手続や設計・工事期間が短縮できる。	・比較的規模の大きな団地 ・用地が早期に取得できたもの	10～15団地程度
買取方式	事業者が設計・施工を行って建設した公営住宅を買い取る方式。用地は県が準備する。	・比較的規模の小さい団地	
敷地提案型買取方式	用地の確保をさらに進めるため、事業者が敷地の提案と設計・施工を行う方式。用地も含め県が買い取る。	・比較的規模の小さい団地 ・用地確保が特に困難な地域	0～5団地程度



報道発表資料
平成26年10月27日
県土整備部建築住宅課

県政記者クラブ各位

民間住宅工事施工者向け簡易宿舎の無償貸与 募集（第1弾）の開始について

沿岸被災地における工事施工者向けの宿泊施設不足を解消し、被災者の住宅再建を円滑に進めるため、**民間住宅の工事施工者向けに簡易宿舎を無償貸与するにあたり、第1弾の募集を開始します。**

東日本大震災津波被害からの復興最盛期を控え、深刻な工務店不足、職人不足が見込まれていることに対し、内陸部や県外から工務店や職人を呼び込むことで円滑な住宅再建が行われることを想定していますが、その際に必要となる工事施工者向けの宿泊施設については、大幅に不足している状況です。

これに対し県では、空室となった応急仮設住宅を用途廃止し、工事施工者向けの簡易宿舎として無償貸与することとしました。

つきましては、下記のとおり第1弾の募集を開始いたしますので、お知らせいたします。

なお、今後市町村との協議が整い次第、順次戸数を増加予定です。

記

1. 貸与する簡易宿舎

市町村	団地名	住所	募集戸数
宮古市	荷竹農村公園仮設団地	宮古市津軽石第15地割58番地6	6戸
釜石市	鶴住居第5仮設団地	釜石市鶴住居町第4地割23番地隣地	28戸
		合計	34戸

2. 募集期間

平成26年10月30日（木）～11月6日（木）

3. 申し込み方法

応募申請書に必要事項を記載の上、県庁建築住宅課へ提出。

4. 抽選日

平成26年11月7日（金）

5. 貸与開始

平成26年11月10日（月）（予定）

6. 管理運営

簡易宿舎の管理及び募集等手続きは、一般財団法人岩手県建築住宅センターへ委託します。

以上

【担当】 建築住宅課 住宅計画担当 小堀

TEL019-629-5934

県政記者クラブ各位

報道発表資料
平成27年10月20日
県土整備部建築住宅課

岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度の拡充による 全国規模での職人融通と不動産紹介支援開始について

被災者等の住宅再建を円滑化するため、「工務店不足」「職人不足」「資材不足」に対応している岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度を拡充し、「全国規模での職人融通」と「不動産紹介支援」を開始しましたのでお知らせします。

復興需要最盛期に想定される「工務店不足」「職人不足」「資材不足」に対応するため、岩手県地域型復興住宅推進協議会の協力の基、「岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度」を立ち上げ、被災者等に対する「工務店紹介支援」と、建築関係者に対する「職人融通支援」「資材確保支援」を行っています。

今年度より対象工事を「災害公営住宅」にも拡大し、災害公営住宅工事における「職人不足」「資材不足」にも対応しているところですが、この度、全国建設労働組合総連合（全建総連）及び一般社団法人JBNの協力の基、全国規模で職人不足に対応することになりました。また、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部の協力の基、被災者に対する支援に「不動産紹介支援」を追加しました。

【岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度の概要】

1. 支援内容

- ①工務店紹介支援：住宅を建てたい方に、住宅工事を請負ってくれる工務店を紹介
- ②不動産紹介支援（拡充）：住宅を建てたい方に、宅地の情報を提供
- ③職人融通支援：工務店等で職人不足となりそうな場合、対応してくれる職人を紹介
- ④資材融通支援：住宅工事の現場で資材不足が発生しそうな場合、対応できる建材業者を紹介

2. 支援対象者

- ①「工務店紹介支援」及び「不動産紹介支援」：被災者等
- ②「職人融通支援」及び「資材融通支援」：地域住宅生産者グループに属する工務店等又は災害公営住宅の建設を請負っている工務店等

3. 制度運用に協力するグループ等

- 〔全体〕 岩手県地域型復興住宅推進協議会 地域住宅生産者グループ 135グループ
- 〔不動産紹介支援〕 一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部
- 〔職人融通支援〕 **全国建設労働組合総連合**（建設労働者や職人の全国組織）
一般社団法人JBN（中小工務店の全国組織）
岩手県建設労働組合連合会
- 〔資材融通支援〕 岩手県建設資材連合会

【担当】 建築住宅課 住宅計画担当
電話 019-629-5933

県政記者クラブ 各位

県土整備部建築住宅課

内陸部における災害公営住宅の整備のための意向調査の実施について

【要旨】

内陸部の災害公営住宅について、入居できる者を限定することとし、意向調査を実施しますのでお知らせします。

1. 内陸部における災害公営住宅の整備について

東日本大震災津波で被災し、内陸部のみなし仮設住宅等に避難している世帯が未だ相当数いますが、既に内陸で生活基盤（仕事、学校、病院等）を築いている世帯も多く、沿岸市町村に戻らない意向を示している方々も多数いらっしゃいます。

それらの世帯の中には、自力での住宅確保が困難な低額所得者や高齢者世帯等もいるため、支援のあり方を検討してきたところですが、関係市町との協議も踏まえ、入居できる者を限定することとし、建設戸数及び建設場所を検討するための意向調査を実施します。

2. 内陸部の災害公営住宅に入居できる者について

内陸部で建設する災害公営住宅※については、沿岸市町村からの人口流出を促進しないこと、また、自力での住宅再建が困難な者への支援という観点から、入居できる者について、通常の災害公営住宅の要件のほかにも、以下を加えることとします。

- ① 平成 27 年 4 月 1 日時点で内陸市町のみなし仮設住宅等に居住していること。
- ② これまで、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと。具体的には、
 - 1) 沿岸市町村の災害公営住宅に応募又は入居希望をしていないこと。
 - 2) 防災集団移転促進事業等により沿岸市町村が整備する宅地の取得を希望していないこと。
 - 3) 沿岸市町村が行う意向調査等において、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと。
- ③ 被災者生活再建支援金加算支援金等の住宅再建等に係る補助金等を申請していないこと。
- ④ 通常の公営住宅に入居可能な低額所得者等であること。

※ 現在、一関市内で建設中の災害公営住宅（沢内団地）を除く。

3. 今後の進め方について

以下のスケジュールを基本に、関係市町等と連携しながら手続き等を進めていきます。

時 期	内 容
H28.1 月～	内陸避難者への意向調査の実施
H28.3 月末	集計結果の公表
H28.4 月以降	建設戸数・建設場所等の検討

【担当】 建築住宅課 総括課長 勝又 住宅課長 辻村（内 5933）

平成 28 年 3 月 29 日

県政記者クラブ 各位

県土整備部建築住宅課

内陸部における災害公営住宅の整備のための
意向調査の集計結果について（中間集計値）

【要旨】

内陸部の災害公営住宅について、意向調査を実施しておりましたが、3月23日（水）までの回答をとりまとめましたので、お知らせします。

1 意向調査の状況

1月25日から調査票送付 2,326世帯
3月23日時点回答数 1,468件 回答率 63.1%

2 意向調査の結果

【設問1】 内陸部市町村での災害公営住宅の入居を希望しますか。

1 建設場所に関らず入居を希望	290件（19.8%）	→ 設問2・3へ
2 建設場所を見て入居を判断	53件（3.6%）	→ 設問2・3へ
3 入居を希望しない	769件（52.4%）	
4 未定	138件（9.4%）	
5 未記入	218件（14.8%）	

【設問2】 入居を予定している世帯は、何世帯ですか。

1 1世帯	321件
2 2世帯	11件
3 3世帯	1件
4 未記入	10件

【設問3】 入居を希望する市町村は、どちらですか。

※（ ）数値は、設問1で「1建設場所に関らず入居を希望」と回答した者

盛岡市	177件（160件）	花巻市	29件（21件）
遠野市	16件（15件）	北上市	39件（30件）
奥州市	10件（7件）	一関市（旧一関市）	39件（33件）
一関市（旧千厩町）	10件（9件）	その他	18件（12件）
未記入	11件（8件）		※ 重複回答6件有り

3 今後の進め方について

- (1) 未回答者及び未定と回答した者については、今後、個別に確認を進めていきます。
- (2) 調査結果をもとに、内陸部での災害公営住宅の建設場所や建設戸数等について、関係市町村や国等の関係者と協議を進めます。

【担当】 建築住宅課 総括課長 勝又 住宅課長 辻村（内5933）

こころのケア

- ところのケアセンターでは、地域との関係機関と連携しながら、こころの健康に関する相談や訪問、住民への健康教育、人材育成などを行っています。
- スクールカウンセラーの配置に加え、巡回型カウンセラーを11名に増員し、ケアや相談を行っています。

教育

- 昨年12月現在で18の公立学校が自校以外を使用しています。多くの学校は、平成27年度内の移転復旧の完了を目指しています。
- 県内全ての公立学校で、震災津波の体験から得た3つの教育的価値(い・きる【かわかる】【そ・なえる】)を育てるいわての復興教育」に取り組み、若手の未来を担う人材を育成しています。



復興支援協議会による被災者生活再建支援会との連携を図り、雇用創出の支援を行っています。

雇用の場の確保

- 震災などで仕事を失った方に対し、次の職を見つけるまでの短期の雇用・就業機会を創出する「緊急雇用創出事業」を行います。
- 産業の振興と雇用の創出を一体として行う「事業復興型雇用創出事業」では、県内の事業所による、被災者の長期・安定的雇用の支援を継続しています。

被災者の支援

- 生活支援相談員による応急仮設住宅や在宅の被災者に対する生活相談をはじめ、安否・見守り活動を継続しています。また、複雑多様化するニーズに対応し、円滑な支援を行うため、各市町村や社会福祉協議会、民生委員との連携に力を注いでいます。
- 今後本格化する災害公営住宅への転居に伴う新たなコミュニケーションやニーズに対応した支援を行います。高齢者の生きがいづくりや訪問交流活動を行い、高齢者による社会活動を促進しています。
- 各地に被災者相談支援センターを設置し、生活再建や法律問題などさまざまな相談に応じています。



山田町で平成26年度内の完成に向けて移転相談が進む、町立船越小学校。新たに防災学習室を設けるなど、災害に強い学校を目指しています。

医療・社会福祉施設などの整備

- 被災した医療施設の修繕や移転新築、医療機器の再取得など、診療再開のための支援を継続しています。また、被災地における医療従事者の確保のための各種事業を実施しています。
- 被災した高齢者福祉施設の修繕や移転整備、備品の再取得などを支援し、多くの施設が運営を再開しました。
- 被災した保育所や児童館などの修繕、移転整備などを支援しました。現在も施設の早期復旧に向けた取り組みを進めています。
- 居住環境の変化に対応した介護予防や介護サービスや円滑な提供するための、リハビリテーション活動の支援、地域包括支援センター業務の支援を行っています。

住宅の整備・再建

- 災害公営住宅については、昨年12月未現在で323戸が完成し、1,163戸が工事中。平成28年度までにおおむね6,000戸の完成を目指しています。
- 自宅が全壊した被災者世帯などに対し、持ち家による住宅再建を支援する被災者住宅再建支援事業が行われていています。また、沿岸各地では、住宅再建相談会を開催しています。



洋野町八木防災センター一帯に、新しい子育ての拠点となる、町立八木保育園。

暮らしの再建

災害公営住宅や医療施設などの暮らしを支える施設の整備に全力で取り組んでいきます。

暮らしの基盤となる 災害公営住宅の建設が進行中



岩手県国土整備部 災害公営住宅建設課長 澤村正廣さん

平成23年度は、被災者の当面の住まいを確保するために応急仮設住宅が建てられました。昨年年度から恒久的な住まいである災害公営住宅の建設が行われています。現在、県整備3,600戸、市町村整備3,188戸、合計6,788戸の建設が予定されています。



岩手県国土整備部 災害公営住宅建設課 澤村正廣さん

「地域や被災者のニーズを取り入れた災害公営住宅の設計・建設を行っています。例えば野田2地区では、一部木造2階建てで計画しましたが、被災者からの要望もあり全て平屋建てに変更し、高齢者が

安心して暮らせる間取りとなつていきます」と県土整備部建築住宅課の澤村正廣総括課長は話します。

県内では、平成26年度に約1,500戸、平成27年度に約2,800戸の完成を予定。工事用資材や人材の確保など課題はありますが、工事が円滑に行われるよう、関係部署などと連携をとって進めていきます」と澤村総括課長。今後も被災者が安心して暮らせる、良質な災害公営住宅を整備し供給していきます。



野田町の門前小路地区の災害公営住宅。今年2月から入居が始まっています。

特集1 本格復興へ邁進する岩手

陸前高田市のまちづくり



「希望のかけ橋」をシタボリに、一日も早く快適な生活環境を。

1日1トラフ24,000台分のほろろ湯(温泉)のかけ橋。公営により市民の小さな声も届けられた。

大津波によって、中心市街地や沿岸集落地の大半が壊滅的な被害を受けた陸前高田市。いまだ仮設仮設住宅で暮らす住民は多く、暮らしの再建は早急に解決すべき最優先課題です。
市では、土地区画整理事業・防災集団移転促進事業・災害公営住宅等整備事業を3本柱に掲げ、生活基盤となる宅地整備や市街地整備を進めています。これを後押しするのが、山から掘削した大量の土砂を運搬し、かさ上げの造版につなげる全長3kmのベルトコンベヤー。トラック搬出で7~8年かかる工期を1年2ヶ月に短縮することができ、専用つり橋は希望のかけ橋と名付けられ、加速化するまちづくりの象徴となっています。

現在、土地区画整理事業は、高台宅地の整備が進んでおり、早い地区ではインフラ整備に移行。中心部となる先行整備エリアも、平成28年度までにかさ上げ工事が終了する予定です。住み慣れた地域の安全な高台へ移転する防災集団移転促進事業は、この3月に30団地のうち24団地の工事が完了。災害公営住宅等整備事業では、今年度完成した住宅に入居が始まっており、平成28年度までに供給目標の1,000戸が完了する予定です。一日も早く、住民の皆さんが快適な生活環境で暮らせるように、市は総力をあげて取り組んでいます。



「応援員の力を借りながら、まちづくりに取り組んでいます」と話す陸前高田市の山田社長兼副市長。

復興に向けて邁進しよう!

生活再建に向けた相談・支援

◎被災者からの相談や問い合わせに総合的に対応するために、久慈・宮古・釜石・大船渡に「被災者相談支援センター」を設置し、生活再建などに関するさまざまな相談に応じしています。また、弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーなどによる専門家相談、法テラスや市町村と連携した相談会も開催しています。

保健・医療・福祉

◎仮設診療所の整備や被災医療機関の修繕・建替に要する経費への補助などにより、平成27年2月1日現在で震災前と比べ89.6%の医療機関が診療を行っており、地域の診療機能は着実に回復しています。

◎被災した県立大船渡病院、山田病院、高田病院については、現在、仮設診療施設で診療を行っており、それぞれ平成28年度、平成29年度に新病院が開院する予定です。(大船渡病院は現在、建設工事中)

◎被災者の健康づくりをサポートするため、健康相談や健康教育のほか健康づくりのための栄養や運動を含めた健康教室、歯科健診および歯科相談を実施しています。

◎高齢者が気軽に参加できる介護予防教室、ふれあい運動教室を市町村とともに開催し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを進めています。



ふれあい運動教室の様子。

◎精神的負担を抱えている被災者を支えるため「若手県こころのケアセンター」を設置し、こころの健康に関する相談や訪問などを実施しています。また、いわてこどもケアセンター」を設置し、被災した子どもたちのこころの専門治療を行っています。

暮らしの再建



モダンな佇まいの陸前高田市の復興公営住宅。

◎自宅が全壊などの被害をうけた被災者世帯が、県内に自宅を建設または購入する場合に補助が受けられる、被災者住宅再建支援事業を実施。住宅再建相談会も開催しており、平成26年11月からファイナンシャルプランナーも加わり、今後の生活設計も含めた相談に対応しています。



再建相談会に参加している被災者。

住宅の整備・再建

◎県と市町村で災害公営住宅の整備を進めています。整備予定がある12市町村のうち、久慈市、岩泉町、田代町、洋野町の4市町村が、平成26年12月までに整備を完了しました。

◎災害公営住宅全体の整備予定戸数5,933戸に対し、平成26年12月末時点で3,464戸(58%)に着工し、このうち5,106戸(17%)が完成しています。

◎今年度中に27%、平成27年度に62%、平成28年度に94%が完成する計画で、今年度を含めた3年間で集中的に工事を進め、ほぼすべての整備を完了する予定です。



教育

◎平成27年3月には、県立高田高校の新校舎が完成する予定です。これにより、すべての県立学校の主要施設が整備されます。



平成27年3月に完成予定の県立高田高校。

◎市町村立学校についても、統合などの計画も踏まえた復旧整備が進んでおり、平成29年度末までにほぼすべての整備を完了する予定です。



特集1 震災から5年 復興実施計画の進捗状況

暮らしの再建

教育

◎被災した沿岸地区の公立学校86校のうち、平成27年12月末現在で68校(79.1%)が復旧工事を完了。現在18校が整備中であり、早期復旧を目指して急ピッチで工事を進めています。

◎平成28年3月に、岩泉町立小本小学校・中学校の新旧校舎が完成します。他の市町村立学校についても復旧整備が進んでおり、平成28年度末までにほぼすべての整備を完了する予定です。



平成28年3月に完成する(左)小(中)学校の新校舎

◎震災津波の記憶を風化させることなく、郷土を愛し、岩手への復興、発展を支える人材を育成するため、県内すべての公立小・中学校、県立高等学校、特別支援学校において「いわての復興教育」を実施。各学校の実情に応じた教育活動を展開しています。

保健・医療・福祉

◎被災した県立大槌病院、山田病院、高田病院は、現在、仮設診療施設で診療を行っています。大槌病院・山田病院は平成28年度、高田病院は平成29年度の開院に向け新築整備を進めています。



現在建設工事中の大槌病院

◎被災者の健康づくりをサポートするため、健康相談や健康教育、栄養や運動指導を行う健康教室、歯科検診・歯科相談を実施しています。また介護予防教室やふれあい運動教室を開催し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを進めています。



運動を楽しむ子どもたち

◎精神的負担を抱えている被災者を支えるため「岩手県こころのケアセンター」を設置し、こころの健康に関する相談や訪問などを実施しています。また、「いわてこどもケアセンター」を設置し、被災した子どもたちへの専門治療を行っています。

住宅の整備・再建

◎県七市町村で災害公営住宅の整備を進めています。平成27年12月末現在で整備予定戸数5,771戸のうち、4,559戸(79%)に着工し、2,748戸(48%)が完成、1,811戸(31%)が整備中、平成28年度中には、整備予定戸数(5,771戸)の約9割の整備を完了する予定です。



災害公営住宅整備状況 (平成27年12月末現在)

生活再建に向けた相談・支援

◎久慈宮古・釜石・大槌渡に「被災者相談支援センター」を設置し、生活再建などに関するさまざまな相談に応じています。弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーなどによる専門家相談も無料で実施しています。

- 被災者相談支援センター
久慈地区 ☎0120-934-755 宮古地区 ☎0120-935-750 釜石地区 ☎0120-836-730 大槌渡地区 ☎0120-937-700
- 岩手県庁被災者専用相談ダイヤル ☎0120-180-279(いわて)につなぐ)

雇用・就業の機会の創出

◎補助金や融資を受け、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業所が、被災者を1年以上雇用する場合に、雇い入れに係る費用に対し「事業復興型雇用創出助成金」を支給し、長期・安定的な雇用を促進しています。

年度	人数
平成23年度	139人
平成24年度	5,332人
平成25年度	7,900人
平成26年度	4,270人
合 計	17,641人

平成26年度までの助成対象労働者数

被災者の健康づくりを支援中!



大槌町の高齢者ケアセンター「ぬくこころ」での県土料理づくりを楽しむ住民の皆さん。講師は地域の栄養士さんです。

「NPO法人いわてプロコオラーズ」は平成25年度から県の委託を受け、住民の自主的健闘ついでを支援する事業を随時沿岸7市町村で被災者住居跡地や仮設住宅などで暮らす高齢者の皆さんへ、外出のきっかけになり楽しむ活動を提供しています。笑顔を見せながら、活動は住民同士の交流が盛んに行われています。また、おにぎりやカレー作りなど、地域で食を共にする機会を創出し、健康づくりの取り組みが広がっています。



災害公営住宅を整備中!



藤田さんが工事を手かけた宮古市八木沢地区の災害公営住宅

沿岸各地域で進められている災害公営住宅の建設。平成28年度中に整備予定戸数の約9割の整備完了を目指しており、完成した住宅から入居が始まっています。大槌渡建設員の藤田さんも、宮古市の災害公営住宅着工棟の工事監理を担当。「一日でも早く入居していただけるように、何よりも工期を優先。職人さんの手配が大変ですが、予定通り完成することを目指して頑張ります。一日でも早く完成を目標し、被災者の皆さんの状況やニーズに合わせて災害公営住宅の整備を進めています。」



県土整備課建設主任 藤田 聡さん (大槌山崎なる建設業職員)



特集2

東日本大震災津波からの住宅再建

地域の未来につながる復興の家づくり

沿岸地域では、応急仮設住宅から災害公営住宅への入居や、マイホームの建築など暮らしの再建が進められています。そんな中、被災地の住宅再建事情も変化。今回は、新しい住宅再建の形や復興の先を見据えたまちづくりについて紹介します。

地域事情に詳しいから安心、地元工務店と工期も短縮

沿岸地域に低予算・短工期の低廉住宅が建ち始めています。隣町富田市に新築した鈴木博昭さんの住まいもその一つ。設計を手がけた父の新一さんは「予算と工期を抑えるため地元工務店に依頼。特別な工法なので何度も話し合い相談に乗ってもらいました」と話します。

コストダウンを重視したという大船渡市の工事は基礎く体・外装を工務店に任せ、内装は自分で施工。「地域事情に詳しい設計士や工務店なら、自分に合った制度を教えてください

自由度も高いです。低予算・短工期の中で工夫を凝らし居心地のいいマイホームを手に入れています。



内装を自分で手がけてコストダウンを図った鈴木博昭さんの家

新しい住宅再建の形

月額わずか3〜4万円でマイホームが手に入る！

応急仮設住宅を出た後「新築住宅は無理…」と賃貸住宅を考えている人も多いのではないだろうか。県では、地域の工務店や建築士、設計事務所などと連携し、1000万円以下(土地代を除く)で建てられる低廉住宅をお勧めしています。補助制度などを活用すれば月額約3〜4万円で家賃並みの支払いで快適な住まいを手に入れることが可能です。土地探しや工務店探しをサポートする制度もありますので、気軽に利用してみてください。



沿岸地域に施工された低廉住宅の事例。施主の希望に合った住まいが実現できます。

住宅再建相談インフォメーション

<p>岩手県地域復興住宅マッチングサポート制度</p> <p>住宅の新築をお考えの方に地域工務店をご紹介し、ホームページから「工務店紹介申込み」または「不動産紹介申込み」をダウンロード、必要事項を記入しメールまたはFAXしてください。</p> <p>【問い合わせ先】 TEL 019-651-0784 FAX 019-651-5200 【住所】岩手県宮城野町 緑森</p>	<p>住宅再建相談会</p> <p>賛助計画、助成制度、住まいづくりの計画など、被災者の住宅再建に関する相談会を開催しています。個別相談も受け付けていますのでご利用ください。</p> <p>【問い合わせ先】 TEL 019-651-5200 FAX 019-651-5200 【住所】岩手県宮城野町 緑森</p>	<p>いわて復興住宅祭</p> <p>各市町村、住宅、設備メーカーなどが集結し、さまざまな新築、リフォーム情報などを提供する住宅祭です。ぜひご参加ください。</p> <p>【開催日時】 12月3日(土)・4日(日) 10:00〜16:00 【場所】盛岡市民緑会体育館(シーアリーナ)</p>	<p>その他支援制度</p> <p>住宅再建・改修を希望される被災地の皆さんに対して、国や県によるさまざまな支援制度があります。それぞれ詳しくは、お近くの市町村窓口へお問い合わせください。</p>
---	---	--	---

集落後援での新たなまちづくり

計画段階から住民が参加、共通ルールで住民が良くなる

震災で莫大な被害を受けた大船渡市基石地区では、平成23年6月から集落の公民館長が集まり、住宅の高台移転を検討。同年10月に災害復興まちづくり支援機構に属する建築家や弁護士などの専門家の支援を受け、新たなまちづくりがスタートしました。高台移転を希望する23

世帯の住民と専門家による検討会を30回以上開催し、個々の要望調査やワークショップなどを重ねて意見を集約。ともにアイデアを出し合いながら高台住宅団地を計画しました。住宅建設で

は、共同で発生することで材料費などを削減。また、景観に配慮した建築物の規定や生活環境に対するルールを共有する「まちづくり協定」も作りました。

「自分たちの手で作り上げた」という誇りがあります。本事にしようという意識が生まれまると話すが、基石地区復興まちづくり協議会の大和田東江(とうえ)会長。住民が計画段階から参加し、共同で取り組むことで、地域の絆が生まれ、新たなまちが生まれています。



基石地区の高台に作られた住宅団地(りあすの丘)。各戸にシンボルツリーが植えられたり、ベンチやヤギ小屋が設置されている予定です。

左から支援に携わった建築家の大和田東江(とうえ)会長、建築家の織田まゆみ、大和田東江(とうえ)会長の妻、大和田東江(とうえ)会長の娘、大和田東江(とうえ)会長の息子。

暮らしの再建

被災者が一日も早く安心して暮らせるように、住環境の再建をはじめ、復興のまちづくりと連携した学校施設の復旧整備、被災した県立病院の再建などに取り組んでいます。80%以上進んでいる事業は全体の約81%に達しています。

教育

◎平成28年9月 大船渡市の新校舎（県内初の義務教育学校として、い・中一貫の教育が行われています）に大船立大船渡園、10月に大船渡市立越喜来小学校、12月に陸前高田市立高田東中学校の校舎がそれぞれ完成し、新しい学び舎での授業が始まっています。

◎被災した沿岸地域の公立学校のうち、県立学校の校舎は復旧が完了し、市町村立学校は、67校のうち平成28年度末までに65校の校舎が整備される予定です。

住宅の整備・再建

◎県と市町村で災害公営住宅の整備を進めています。整備予定戸数5,694戸のうち、平成28年12月末現在で約75%にあたる4,297戸が完成し、平成28年度末までには全体の約80%まで整備が完了する予定です。



生活再建に向けた相談・支援

◎沿岸4地区に設置している「被災者相談支援センター」では被災者のさまざまな相談にあたり、平成28年5月1日（いわて）内陸避難者支援センターを盛岡市に設置し、住まいの相談に対応。また、生活支援相談員などを配置し、被災者の見守りやコミュニティづくりの支援に取り組んでいます。

水産業の復旧・復興

◎漁船や養殖施設を整備され、魚市場や製氷貯水施設、冷凍・冷蔵施設も震災前の機能をほぼ回復しています。昨年6月に完成した田舎村魚市場

◎平成28年度末までに県管理の31漁港全ての復旧が完了する予定です。

◎今年度はさらなる生産の回復や漁業の担い手の育成などに取り組む地域に県が支援を進めます。

なりわいの再生

漁業を担う経営体の育成や産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築など、復興のまちづくりと一体となった地域の「なりわい」の再生に取り組んでいます。進捗率が80%以上の事業は、全体の約84%に達しています。

商工業の復旧・復興

◎各種の資金支援事業のサポートを受け、被災した事業所のうち約79%の事業所が営業を再開しています。土地の区画整理などが進むに従って、仮設から本設へと移行する事業所が増えています。また、被災地での起業支援や販路回復、拡大のための新商品開発支援なども行っています。



昨年11月にオープンした山田町の共同店舗「オーラル」。

荒海団 (野田村)

荒海団は、震災後、漁業の担い手の育成など、復興のまちづくりと一体となった地域の「なりわい」の再生に取り組んでいます。進捗率が80%以上の事業は、全体の約84%に達しています。



生活再建に向けた相談・支援

◎沿岸4地区に設置している「被災者相談支援センター」では被災者のさまざまな相談にあたり、平成28年5月1日（いわて）内陸避難者支援センターを盛岡市に設置し、住まいの相談に対応。また、生活支援相談員などを配置し、被災者の見守りやコミュニティづくりの支援に取り組んでいます。

NPO 法人陸前高田まちづくり協働センター

住民主導のまちづくりを 市内全域に!

震災によって、住民の多くが住み慣れた地域を離れた陸前高田市。NPO法人陸前高田まちづくり協働センターでは、地区ごとに住民が自発的に議論を行うための「新しいまちづくり市民会議」を開催するなど、住民主体の地域づくりをサポートしています。「自分たちで住みたい地域を語り合うことで、住民同士の絆が深まり、愛着や誇りが育まれます」と話すのは、三浦まゆり江センター長。新たな自治会の形成や地域づくりを担う人材育成などを通じて、住民が主役となって活躍できるまちづくりを支援しています。



陸前高田まちづくり協働センターの職員とまちづくり委員の皆さんが、三浦まゆり江センター長から各自の役割について説明を受けています。

「荒海ホタテ」で 村の漁業を活性化!

荒海は、震災後、漁業の担い手の育成など、復興のまちづくりと一体となった地域の「なりわい」の再生に取り組んでいます。進捗率が80%以上の事業は、全体の約84%に達しています。

荒海は、震災後、漁業の担い手の育成など、復興のまちづくりと一体となった地域の「なりわい」の再生に取り組んでいます。進捗率が80%以上の事業は、全体の約84%に達しています。

荒海は、震災後、漁業の担い手の育成など、復興のまちづくりと一体となった地域の「なりわい」の再生に取り組んでいます。進捗率が80%以上の事業は、全体の約84%に達しています。

特集

震災から8年より良い復興へ

未来のための伝承・発信

いわての復興教育

県では、震災の経験や教訓を踏まえた活動に取り組み、ことごとく、ふるさとに対する誇りと愛着を育む「いわての復興教育」に力を入れていきます。1月には、県内の児童・生徒の復興教育での取り組みを発表する、児童生徒実践発表会を初めて開催しました。

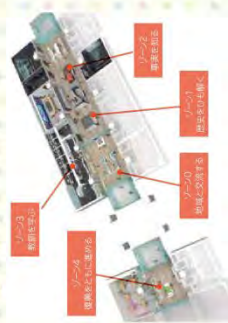


若手県民会館で行われた発表会で学習の成果を披露する子どもたち。

事実・教訓の伝承

東日本大震災津波伝承館

県では、震災の事実と教訓を次世代に伝えていくため、陸前高田市で整備が進む「高田松原津波復興祈念公園」内に「東日本大震災津波伝承館」を建設しています。館内には、三陸の自然災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災から得た教訓などを学ぶことができる展示ゾーンを設置。また、震災に関わる教材制作や人材育成にも取り組んでいます。



9月ごろ完成予定の伝承館展示イメージ

いわて震災津波アーカイブ〜希望〜

県では、20万点を超える震災資料を検索閲覧できる「いわて震災津波アーカイブ〜希望〜」を公開しています。この「アーカイブ」は、膨大な資料を6つのテーマに分類し、テーマごとに伝えたい経験や教訓を整理。他にも若手日報社の新聞記事の閲覧や、教育・防災活動などの目的に合わせたコンテンツを活用できます。ぜひご利用ください。



「上」 なりわいの再生

まちびらきイベント開催

大船渡市では昨年4月、大船渡市防災観光交流センターの落成に合わせて「第3期まちびらき」が開催されました。また、陸前高田市でも9月に「まちびらきまつり」を開催。両市ともに、復興が進むまちの姿を発信し、市民と喜びを分かち合いながら、全国からの支援に感謝を伝えました。



大船渡駅周辺地区第3期まちびらきの様子



陸前高田市まちびらきまつりの様子

道の駅「たろう」オープン

2016年から仮営業をしていた宮古市田老地区の道の駅「たろう」が、昨年4月にグランドオープンしました。被災された方が再建した食堂や産直、餅店など、施設も充実。新たな観光拠点と地域の復興の核として、にぎわいの創出が期待されています。



多くの人でにぎわう道の駅「たろう」

「人」 暮らしの再建

災害公営住宅の整備

県が沿岸部に整備していた災害公営住宅2,595戸が、3月末で全て完成します。県は、内陸の4市(盛岡・北上・陸奥州)にも2,511戸を整備しています。



昨年9月、盛岡市内に整備された災害公営住宅第1アパート9号棟

被災地ふれあい運動教室

震災後、暮らしの環境変化に伴い、閉じこもりがちになり、生活不活発病にかかると高齢者が少なくありません。このため、県では新しいコミュニティでの生きがいづくりや健康づくりをサポートする「ふれあい運動教室」を開催しています。教室では、若手県民会館を講師協会の講師の指導で、ゲームや簡単な体操を楽しみ、お茶を飲みながらふれあいを広げています。



高齢者の交流の場にもなっている運動教室の様子

公立学校校舎の復旧

昨年12月に、陸前高田市立気仙小学校の校舎が完成しました。これにより、震災で被災した沿岸部の公立学校86校の校舎が全て復旧しました。



高台に再建された気仙小学校

資料 10 建築住宅課・振興局建築指導課への派遣職員一覧

御支援に感謝申し上げます。(順不同、敬称略)

国土交通省				
山口 陽	東野 文人	細萱 英也	羽入 久仁	村田 英樹
粟津 貴史	宮森 剛	渡邊 峰樹	小富士 貴	堀崎 真一
原 朋久	佐々木 雅也	石井 宏典		
UR 都市再生機構				
永井 正毅	太田 亘	久野 暢彦	山中 英敏	音地 一直
石本 政美	福原 義則	菊地 稔	笹岡 太郎	船津 英人
白川 徹	佐藤 勝紀	大隣 誠	齋藤 彰一	玉井 祐之
長橋 潔	畑内 和彦	砂川 隆	塚本 修	水井 淳
土井 睦浩	佐々木 清	山田 高臣	牧浦 京次郎	田邊 豪二
大久保 正二	勝 大河	中村 雅人	池田 賢	宗野 孝
井村 卓司	丸 安行	宮山 博司	小山田 雅美	松本 大樹
後藤 善徳	田野 孝恒	南野 裕一	松岡 弘幸	堂原 義久
河邊 清和	古川 勝俊	土田 淑雄	岩本 友雄	宮迫 裕介
頼 康彦	佐野 徹	佐々木 秀文	岡部 高明	茂木 賢次
宮崎 真也	長谷川 晋一	島 英輔	金子 武晃	秦 克次
保田 敬一郎	片岡 有吾	源尾 将広	山本 修司	市川 健一
岡本 昌和	中村 量哉	田中 克典	水谷 透	中對 浩之
村上 隆治	松井 正文	堀川 昌司	牛丸 勉	阿部 泰浩
白田 充	藤田 和彦	宇津木 靖		
青森県				
今 正秀	成田 富男	秋元 一也	奈良 傑	神 浩之
吉川 弘文	中村 健	奈良岡 肇	中川 範夫	篠崎 隆史
三上 勇樹	平 順哉			
秋田市				
神坂 正人	伊藤 新	佐々木 智	富樫 剛	鈴木 孝友
高橋 陽介	三浦 博充	川村 隆一	三浦 司	今野 三悦
栃木県				
三澤 隆裕	星 淳一郎	竹内 孝太	加藤 喜彦	中村 健太
佐山 壮				
神奈川県				
大上 雅弘	高橋 政雄			
川崎市				
森本 隆	鈴木 徳之	濱屋 秋彦	島 周作	澤村 正彦
石川 秀伸	古田 洋一	島崎 僚	高橋 竜太	上杉 麻里子
藤本 潤	奥田 憲三	津守 俊輔		
静岡県				
深澤 尚宏	片桐 慶久	臼井 公一	渡辺 英勝	勝又 俊明
植田 竜司	鈴木 貴博	山口 誉尊	水野 雄史	川口 浩二
杉山 広孝	山村 祐輔	鈴木 崇浩	石津 健太	中野 俊一
佐野 裕太	笠原 惇輝	波多野 朗		
長野県				
佐藤 泰信	下田 敏	佐野 智彦	塩川 直	山本 陽子
牛山 博美	竹森 恒平	青木 雄佑		

大阪府

中川 啓三	星野 博信	小川 悟	山本 強	北口 好治
松本 茂	浅川 浩一	福村 日出禮	寺前 隆	山中 啓一
赤松 季樹	井上 理	高城 保弘	藤墳 謙治	高山 尚久
並田 克三	幸 雄一	中川 勉	西田 能久	河野 安博
亀元 靖彦	林 勝己	小林 直昭	橋口 紀塩	谷田 公宏
川岸 広明	田中 秀宣	伊井 貞雄	鍋割 治	松永 充宏
中尾 清	小泉 真一郎	米村 祥一	福元 清文	増田 祐亮
若間 賢志	三谷 稔	石角 直大	高野 明	辰上 修一
金村 吉高	前山 勇紀	湯谷 大朗	窪 晃伸	福田 典晃
東 健一	辻野 誠	岡崎 司磨	伊藤 兼太	野里 浩司
田中 秀基	山田 直哉	中山 亮	田中 祥夫	尾北 将也
藤田 清孝				

大阪府

大山 英夫	木下 典久	後藤 正則	中井 晃	大津 真一郎
原田 昌伸				

和歌山県

田宮 浩次	蔭地野 啓志	小鳥 吉久	南方 博文	尾高 伸一郎
藤田 愛				

島根県

松浦 光哉	松尾 優一	吉岡 俊幸	森本 明樹	
-------	-------	-------	-------	--

高知県

桶屋 眞士

福岡県

高宮 俊甫

福岡市

小野 俊正	大串 美嗣	大園 一郎	石崎 正雄	篠原 恵雄
田中 仁	深町 俊之			

北九州市

岡島 昭男	村岡 和也	塩足 和之	馬場 政和	吉松 宏
田中 裕二	松尾 保	小野 公正	古川 敬之	

鹿児島県

高山 健二	上之園 賢一	宮元 研司	松山 紀文	税所 友明
東 孝明	牧 秀樹	上四元 隆	今村 博一	黒木 節雄
下大田 国弘	濱田 和寿	吉満 博文	西 欽一	森島 貴之

再任用

中尾 英教	小林 忠夫	井上 保人		
-------	-------	-------	--	--

民間企業

正木 徳	真野 達也			
------	-------	--	--	--

「東日本大震災津波における岩手県の住宅復興」

令和5年3月 発行

発行 岩手県県土整備部建築住宅課

編集 岩手県県土整備部建築住宅課建築指導担当 高杉

本書の無断転載は、固くお断りします。